資料３－１参考資料

第１章　計画策定の背景

1　大阪市のこれまでの取組

・ 大阪市においては、1983（昭和 58）年度を初年度とする「障がい者対策に関する大阪市長期計画」、1993（平成５）年度には第２期計画の「障がい者支援に関する大阪市新長期計画」を策定しました。

・ そして、1998（平成 10）年度には重点施策実施計画である「大阪市障がい者支援プラン」において具体的な数値目標を示し、障がいのある人の機会平等・権利平等の実現と自立生活の確立をめざした着実な施策の推進を図ってきました。

・ 自立生活センターの設置や地域生活を支える介護制度、ひとにやさしい大阪のまちづくり、就労支援センターの設置など障がいのある人の社会参加や地域での自立生活の推進のために先進的に取り組んできており、大阪市における障がい者支援の基盤整備が大きく進展しました。

・ 2003（平成 15）年度には、第３期の 10 カ年計画である「大阪市障がい者支援計画」を策定し、その基本方針として、

　○ 自らが主体者として生き方や生活のあり方を選択し、決定していくことを尊重する「個人としての尊重」
　○ 市民として保障されている権利が当たり前に行使でき、自己の選択により社会参加し、自己実現を図ることのできる権利実現に向けた社会基盤づくりをめざす「権利実現に向けた条件整備」
　○ 社会資源を活用して自らの意志に基づき自らのライフスタイルを確立していくことをめざした「地域での自立生活の推進」

の３点をかかげ、計画の推進を図ってきました。

・ また、2006（平成 18）年度の「障害者自立支援法」の施行によるサービス体系の大きな変革を踏まえ、障がい福祉サービスに関する事項については「大阪市障がい福祉計画」として策定し、障がいのある人が個人として尊重され、持てる力を発揮して社会参加するとともに、地域で安心した生活を送ることができるよう、継続した取組を進めてきました。

・ 2012（平成 24）年度以降は、総合的かつ計画的な推進を図るための６カ年計画である「大阪市障がい者支援計画」と、３年ごとの障がい福祉サービスに関する事項を盛り込んだ「大阪市障がい福祉計画」を一体的に策定し、施策を推進しています。

・ また、2015（平成 27）年３月には、「大阪市発達障がい者支援指針」を策定し、乳幼児期から成人期まで、それぞれのライフステージ[1]に対応した一貫した支援体制の構築をめざし、施策の推進に取り組んでいます。

・ 2016（平成 28）年１月には、手話を必要とするすべての市民の社会参加を促進し、安心して暮らせる地域社会の実現をめざし、「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」を施行しました。2017（平成 29）年３月には、条例で定める基本理念を実現するため、「大阪市手話に関する施策の推進方針」を策定し、各所属において条例の趣旨を踏まえた手話に関する施策の推進に取り組んでいます。

２　わが国及び世界の動向

・ 国際社会においては、「完全参加と平等」をテーマに 1981（昭和 56）年を「国際障害者年」とし、その後 1983（昭和 58）年から 1992（平成４）年には「国連障害者の十年」の取組がなされ、わが国においても障がいのある人の権利の確立、自立生活支援へ様々な取組が進められました。

・ わが国では、2000（平成 12）年度に社会福祉基礎構造改革のための法改正がなされ、2003（平成 15）年度には「措置」から「契約」に転換する支援費制度へ移行しました。

1　人の一生における乳幼児期、学齢期、成人期などのそれぞれの段階のことです。

その後、2006（平成 18）年度には障がいの種別を一元化した障がい福祉サービスを提供するための「障害者自立支援法」が施行され、障がい福祉施策は大きく転換されました。さらには教育や労働等の障がい者施策にかかわる法令改正により、障がいのある人への支援施策が大きく変わってきています。

・ 2001（平成 13）年には、障がいに関する国際的な分類として世界保健機関（ＷＨＯ）が「国際生活機能分類（ＩＣＦ）」を採択し、病気や疾病の帰結である人のマイナス部分を障がいとして表現してきた古い定義を改め、社会的環境と個人的要素が相まったものとして障がいをとらえ、それを打破するための環境整備とエンパワメント[2]へと障がい者施策の転換が行われました。

・ 2006（平成 18）年には国連総会において、「すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有」と「障害者の固有の尊厳の尊重」を目的として、「障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）」が採択されました。

・ わが国においても、国内法の整備をはじめ「障害者権利条約」の締結に必要な制度改革が、集中的に行われました。

・ 2011（平成 23）年８月には「障害者基本法」が改正され、2012（平成 24）年 10 月には「障害者虐待の防止・障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」が施行されました。

・ 障がい福祉サービスの分野においては、2012（平成 24）年４月には「障害者自立支援法」の改正により、利用者負担の見直しや支給決定のプロセスの見直し、地域相談支援の個別給付化が行われるとともに、「児童福祉法」の改正により障がい児支援の強化が図られました。

[2] 個人が潜在的に持っている力を発揮し、社会環境に働きかけるなどして自らの進路選択や自己主張を行う自己肯定的で主体的な行為のことです。

・ さらに、2013（平成 25）年４月に「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」に改正され、制度の谷間を埋めるべく障がい者の範囲に難病患者等が加わるとともに、2014（平成 26）年４月からの障がい支援区分の創設などが規定されました。

・ また、同法附則において、法施行後３年を目途として障がい福祉サービスのあり方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることが規定されました。

・ 2013（平成 25）年６月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」が制定され、差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供義務などが規定され、2016（平成 28）年４月に施行されました。

・ これら各種国内法の整備が完了したことにより、「障害者権利条約」が 2014（平成 26）年１月に締結、同年２月に発効され、障がいのある人の権利の実現に向けたそれぞれの生活場面における取組をより一層進めていくことが求められています。

・ 2016（平成 28）年６月には、法施行３年後の見直しとして、「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布されました。その内容は、自立生活援助や就労定着支援等の新たなサービスの創設、高齢障がい者に対する利用者負担の軽減（償還）措置、障がい児福祉計画の策定の義務化等であり、2018（平成 30）年４月に施行されました。

・ 2016（平成 28）年 12 月には、国連サミットでの「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」の採択を受けて、その中長期戦略である「ＳＤＧｓ実施指針」が策定され、そこでは、共生社会の実現に向けて重要となる「誰一人取り残さない」という理念が示されました。

・ 2018（平成 30）年５月には、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催による盛り上がりを契機とした共生社会等の実現を図り、全国におけるバリアフリー化を一層推進するために総合的な措置を講ずることを目的として、公共交通分野のバリアフリー水準の底上げを図るため、「交通バリアフリー基準」及び「公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン」が改正されました。

・ 2018（平成 30）年６月には、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が公布・施行されました。

・ 2019（令和元）年６月には、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下「読書バリアフリー法」という。）が公布・施行され、図書館の利用に係る体制の整備、インターネットを利用したサービス提供体制の強化等、視覚障がい者等の読書環境の整備を行うことにより、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会実現に寄与することを目的とし、公布日同月に施行されました。

・ 2019（令和元）年６月には、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、障がい者の活躍の場の拡大に関する措置及び、障がい者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることなどが規定され、2020（令和２）年４月までに段階的に施行されました。

・ 2020（令和 2）年５月には、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催による盛り上がりを契機とした共生社会等の実現に向け、公共交通分野のバリアフリー水準の底上げに加え、移動等円滑化に係る「心のバリアフリー」の観点からの施策の充実などソフト面の強化を目的に、2021（令和３）年４月に施行されました。

・ 2020（令和２）年６月には、聴覚障がい者等による電話の利用の円滑化を図ることを目的に「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」が公布され、2020（令和 2）年 12 月に施行されました。

・ 2021（令和 3）年６月には、「障害者差別解消法」の改正法が公布され、民間の事業者に合理的配慮の提供が義務付けられるとともに、行政機関相互間の連携の強化や、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置が強化されることになり、2024（令和 6）年４月に施行されました。

・ また、同月には、医療的ケアの必要な児童及びその家族に対する支援に関する基本理念を定め、その児童の健やかな成長を図るとともに、家族の離職を防止して、安心してこどもを生み、育てることができる社会の実現をめざす「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が公布され、2021（令和３）年９月に施行されました。

・ 2022（令和４）年５月には、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が公布・施行され、国や地方自治体、事業者等が相互に連携協力し、障がいのある人による情報の取得及び利用、意思疎通にかかる施策を効率的かつ効果的に推進していくことなどが示されました。

・ 2022（令和 4）年６月には、児童福祉法の改正法が公布され、児童発達支援センターが地域における障がい児支援の中核的役割を担うことや、障がい児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体の明確化等が行われることとなり、2024（令和 6）年４月に施行されました。

・ 2022（令和 4）年８月には、「障害者権利条約」に基づく日本政府の取組に関して、国連の障害者権利委員会による初めての審査が行われ、同年９月に、同委員会の見解・勧告を含む総括所見が公表されました。この総括所見では、精神科病院や入所施設からの地域移行、インクルーシブ教育を確保するための合理的配慮などについて、その計画的な実施を強く要請されました。

・ 2022（令和４）年 12 月には、障がいのある人等の地域生活や就労の支援の強化等により、障がいのある人の希望する生活を実現するため、地域生活の支援体制の充実や多様な就労ニーズに対する支援などを内容とする「障害者総合支援法」の改正法、及び精神科病院の従事者による虐待を発見した場合の通報等が新たに規定された「精神保健福祉法」の改正法が公布されました。これらは、2024（令和６）年４月に施行されました。

・ 2024（令和６）年 10 月には、疾病や障がいを理由に旧優生保護法に基づく優生手術等や人工妊娠中絶等を受けることを強いられて被害を受けた方々に対し、補償金等を支給すること等を目的とする「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」が公布され、2025（令和７）年１月に施行されました。

・ 2025（令和７）年６月には、「手話に関する施策の推進に関する法律（以下「手話施策推進法」という。）」が公布され、同日施行されました。９月 23 日を「手話の日」と定め、手話を、日常生活、社会生活を営む上で、言語その他の重要な意思疎通のための手段であるとしたうえで、国や地方公共団体は、手話の習得、使用や手話文化の保存、継承、発展、国民の理解と関心の増進のために取り組むこととされています。

・ 2025（令和７）年 12 月には、高次脳機能障がいへの理解の促進や、相談体制の整備、自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を切れ目なく受けられるようにすることを目的に「高次脳機能障害者支援法」が公布され、2026（令和８）年４月に施行されました。

・ 2026（令和８）年６月に、社会福祉法等の一部改正法が可決成立され、「１．地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充」、「２．福祉人材の安定的な確保・定着支援」等に取り組むため、頼れる身寄りがいない高齢者等に対する相談体制等の整備を図ることや、成年後見制度等の適切な利用の支援が規定されました。

・ 2026（令和８）年７月に、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、目的に、本人の意思が最大限尊重され、必要な支援を受けながら地域社会で自立した生活を営めるようにすること等が明記されました。また、支援の対象が 18 歳以上の者や重症心身障がい者等にも拡大され、名称が「医療的ケア

児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律」に改められて、2027（令和 9）年４月に施行される予定です。

・ ３　大阪市の今後の方向性

・ 大阪市においては、これらの施策の転換に対しても、当事者の方たちの生活実態に沿った制度の運営に努めてきており、さらに生活環境や社会資源の整備も含めて、障がいのある人が地域で自立生活できるよう継続して取り組んできました。

・ これまでの計画の基本的な考え方を更に発展させて今回の計画を策定し、障がいのある人への偏見や差別意識が払拭され、障がいの有無にかかわらず、だれもが地域で安心して住み続けられる市民参加のインクルーシブな社会[3]の実現をめざし、取組を進めます。

[3] インクルーシブは「含んだ、いっさいを入れた、包括的な」の意味です。インクルーシブな社会とは、障がいの有無にかかわらず、すべての人が分け隔てられることなく、ありのまま受入れられる社会のことです。

第２章　計画の基本的な考え方

1　計画の位置づけ

・ この計画は、障がい者施策を総合的に推進する観点から、次の３つの計画を一体的に策定するものです。

名　　称	説　　明
大阪市障がい者支援計画	「障害者基本法」に基づく市町村障がい者計画で、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等について、総合的かつ計画的な推進を図るための計画
第８期大阪市障がい福祉計画	「障害者総合支援法」に基づく市町村障がい福祉計画で、障がい福祉サービス等に関する事項を盛り込んだ計画
第４期大阪市障がい児福祉計画	「児童福祉法」に基づく市町村障がい児福祉計画で、障がい児通所支援等に関する事項を盛り込んだ計画

・ 障がいのある人のための施策に関連した他の計画として、「大阪市地域福祉基本計画」、「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「大阪市こども・子育て支援計画」、「大阪府医療計画」等があります。

・ とりわけ、「大阪市地域福祉基本計画」は、地域共生社会の実現に向け、高齢者、障がいのある人、こども、生活困窮者等の対象者ごとの福祉施策や、その他の生活関連分野の施策が連携しながら、市民の地域生活を支援することで、基本理念である「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」をめざす計画です。

・ このように、障がいの有無にかかわらず、地域での生活を支援するためには、人々の暮らしの場である地域における様々な取組が重要であることから、「大阪市地域福祉基本計画」の理念をベースに、障がいのある人の地域生活を支援します。

・ 施策の展開にあたっては、関連するそれぞれの計画を有機的に連動させることで、一層の効果を上げていきます。そのため、行政分野ごとの専門性を充実させ、連携を強化し、質の高い施策を展開していくとともに、関連する分野を意識し、整合性を図りながら取り組むことを重視します。

2　計画の期間

・ 「大阪市障がい者支援計画」は、中長期的な計画として 2024（令和６）年度から 2029（令和 11）年度までの６年間を計画期間とします。

・ 「大阪市障がい福祉計画」は、2006（平成 18）年度に策定した計画から数えて８期目の計画であり、国の基本指針[4]に基づき 2027（令和９）年度から 2029（令和 11）年度の３年間を計画期間とします。

・ また、「大阪市障がい児福祉計画」は、2018（平成 30）年度に策定した計画から数えて４期目の計画であり、国の基本指針に基づき 2027（令和９）年度から 2029（令和 11）年度の３年間を計画期間とします。

3　計画の対象

・ この計画の対象は、「障害者基本法」において障がい者と定義されている「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。この定義には、難病等に起因する障がいも含まれます。

・ なお、社会的障壁とは、同法において「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」と定義されています。

[4] 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」のことです。

４　計画の基本理念・基本方針

・　「障害者基本法」においては、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」として、その実現にあたっては、次の３点を旨として図らなければならないとされています。

1　社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

2　可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。

3　可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

・　わが国においては、障がい者施策に関する各種国内法の整備が進み、2014（平成 26）年１月に「障害者権利条約」が締結されました。

・　大阪市では、「障害者基本法」の基本理念にのっとり、これまでの取組や「障害者差別解消法」等の趣旨を踏まえ、次の３点の基本方針を引き継いでいきます。

（１）個人としての尊重

すべての市民は障がいの有無にかかわらず、基本的人権を持ったひとりの人間として尊重されるものです。

障がいを理由として分け隔てられたり、排除されることなく、人格と個性を尊重し合いながら共に住民として地域で生活することができるよう支援を進めます。

（２）社会参加の機会の確保

地域で生活する者として、社会参加できるための実質的平等が権利として保障され、あらゆる分野の活動に参加できることが必要です。

それぞれ、社会の中で自分自身の生き方を選び、自分の可能性を高め、自己実現していくことができるようそれぞれの状況に応じた必要な条件整備に努めます。

（３）地域での自立生活の推進

障がいのある人が自らの意思に基づいて、自らのライフスタイルをもって地域での自立生活を確立していけるよう支援するとともに、共に支えあって生活することができるインクルーシブな社会の実現をめざします。

5　計画の推進体制

- 大阪市障がい者施策推進協議会及び専門部会において、本計画が着実に実施されるよう、継続的に進捗状況の確認や評価を行うとともに、当事者意見の反映に努めます。
- また、障がいの多様性にも留意し、当事者の意見を確認することが困難な場合には、適切な意思決定支援を行いながら、取組の計画的な実施に努めます。
- 大阪市障がい者施策推進協議会において、総合的に計画を推進するために必要な事項の調査や検討課題について審議を行います。
- 障がい者施策を一体的に推進するため、関係部署の実務担当者で構成する大阪市障がい者施策推進会議において、施策についての検討及び施策の実施にあたっての横断的な調整を確保し、関係部局相互間で緊密な連携・協力を行うとともに、国や大阪府との役割分担のもとに、着実な計画の推進を図ります。
- 情報を公開し、説明責任を果たすとともに、市民・関係団体等との協働による施策推進を図ることで、市民と行政のパートナーシップを強化し、共に生きる社会づくりに努めます。

6　計画の見直し等

- 「障害者総合支援法」やその他の法令等の改正、本計画の進捗状況及び評価によって、計画期間内での必要な見直しを検討します。
- 大阪市においては、法令や固有名詞等を除き、障がいのある人やその状態を示す「障がい」については「害」の字をひらがなで表記します。

第３章　計画推進の基本的な方策

1　差別解消及び権利擁護の取組の推進

・「障害者差別解消法」に基づき、障がいのある人もない人も互いに尊重し共生できる差別のない地域社会をめざし、本市職員をはじめ市民や事業者が、障がいのある人に対する理解を深められるよう研修や啓発に取り組みます。

・また、障がいを理由とする差別に関する相談窓口の周知や相談体制の充実を図るなど、関係機関と連携して効果的な取組を推進します。

・障がいのある人に対する虐待は障がいのある人の人権を侵害し、その自立及び社会参加に深刻な影響を与えることから、虐待防止は極めて重要な取組です。「障害者虐待防止法」及び「精神保健福祉法」に基づき地域や施設・精神科病院などでの虐待から救済するだけでなく、未然に防止する取組を行うことにより、障がいのある人の権利利益の擁護を図ります。

・施策の推進にあたっては、障がい当事者の視点に立ち、その意向を尊重した取組を推進します。

・障がいのある人自身が権利の主体であると同時に社会生活を営む主体者であることを自覚し、権利侵害に対し自ら主張していく力をつけていけるよう、セルフ・アドボカシー[5]活動を推進します。

・ピアカウンセリング[6]など障がい当事者の様々な活動は、エンパワメントの視点から有効であり、また当事者の意見を的確に反映し、権利を擁護するうえでも重要であるため、引き続き支援に努めます。

5　アドボカシーとは障がいのある人などの権利擁護やニーズ表明を支援し代弁すること。セルフ・アドボカシーとは障がいのある人本人が自らの権利やニーズを表明することです。

6　自立生活などの体験を有し、カウンセリング技術を身につけた障がいのある人が自らの体験に基づいて、同じ仲間（ピア）である他の障がいのある人の相談に応じ、問題の解決能力を身につけるよう援助する活動のことです。

２　生活支援のための地域づくり

・ 地域共生社会の実現に向け、地域の実態等を踏まえながら、「誰一人取り残さない」というＳＤＧｓの理念のもと、包括的な支援体制の構築に取り組みます。

・ 障がいのある人が、自らが希望する地域で自立して生活し続けるため、また入所施設や精神科病院等から地域生活への移行をより一層進めるために、各種障がい福祉サービス等の確保と合わせ、区・市・地域の取組が連携して機能する仕組みを構築していきます。

・ 区地域自立支援協議会が中心になって、区を単位とした地域に密着した関係機関のネットワークの充実を図ります。

・ 区よりもさらに身近な地域において、見守りや発見、震災や火事等の緊急時の助け合いなど、生活を支援するための取組を進めます。

・ 障がいのある人の地域における生活を支えるため、ボランティア・ＮＰＯの活動など市民の自主的な福祉活動を積極的に支援し、振興を図ります。

・ 個々のニーズと社会資源を適切に結びつけることができるよう、相談支援体制の機能強化に努め、総合的・専門的な相談支援の充実をめざします。

・ 障がいのある人の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、早期からの自立の促進の視点に立ち、コーディネート機能の強化や社会資源の整備等を進めるなど、地域生活支援拠点等の充実を図ります。

・ 住まいは地域で安心して暮らすための基盤であり、障がいを理由に入居を拒まれることのないよう、住宅部局と福祉部局が連携して地域への取組を進め、民間賃貸住宅等への円滑な入居を促進します。

・ 新型感染症発生時には、障がいのある人が適切な対応や支援を受けることが困難となる状況も明らかとなりました。地震や台風等の災害も含め、非常時の対応に関しては、障がいのある人に必要な情報が行き届き、適切に支援を受けられる環境が重要であることを踏まえ、障がいのある人の意見を十分に反映させながら、危機管理、医療、福祉分野が連携して支援する体制の整備に努めます。

３　ライフステージに沿った支援

・　一人ひとりのライフステージに沿った支援が途切れることなく提供できるよう、児童福祉、高齢福祉をはじめとする関連福祉施策及び保健医療、教育、文化芸術、スポーツ、就業施策の各分野が連携した支援体制を構築します。

・　インクルーシブ教育の推進に向けて、障がいのあるこどもに合理的配慮や個別の支援が提供されるよう、教育委員会と福祉部局が連携して環境整備を進めるとともに、教育活動全体を通じた障がいの理解促進を推進します。

・　障がいのある人が、高齢者施策や介護保険サービスの対象となった場合においても、障がいの特性に応じた必要な支援を継続して行うとともに、施策の連携や情報提供などの充実を図ります。

４　多様なニーズに対応した支援

・　重症心身障がい、重度・重複障がい、高次脳機能障がい、強度行動障がいや発達障がい、医療的ケアを必要とする障がいのある人、難病患者などの、多様なニーズに対応していくために、それぞれのニーズを把握しながら、専門機関や地域の関係機関、サービス事業所の連携体制を構築し、家族も含めた適切な支援を進めます。

・　ヤングケアラー[7]を含め、障がいのある人の家族を支えるため、相談窓口や障がい福祉サービス等に関する情報提供に努めるなど、その負担軽減に取り組みます。

・　発達障がいのある人への支援は、身近な地域で、障がいの特性を踏まえた適切な支援が受けられるよう関係機関と連携し、取組を進めます。

・　高次脳機能障がいのある人が、身近な地域で適切な支援が受けられるよう医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関と連携し、支援体制の充実を図ります。

・　医療的ケアを必要とする障がいのある人の地域での生活を支えるため、大阪府と連携を図りながら、医療、保健、福祉の関係機関が連携した支援体制の充実を図ります。

[7]　本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っているこどもたちのことです。こどもとしての時間を引き換えに、家事や家族の世話などに時間を費やすことで、友達と遊ぶことや勉強することができなかったり、学校に行けなかったり、遅刻するなど、こどもらしく過ごせていない可能性があります。

・ 難病患者への支援について、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、医療と保健・福祉等の関係機関が連携して、取組みを進めます。

・ 矯正施設等に入所する障がいのある人の円滑な社会復帰を支援するため、地域生活定着支援センター等の関係機関と連携し、必要な福祉サービスを利用できるよう支援に取り組みます。

・ 障がいのある人が円滑に情報を取得・利用し、コミュニケーションが図れるよう、ＩＣＴ[8]の発展等を踏まえつつ意思疎通支援の充実を図ります。

5　支援の担い手の確保と資質の向上

・ 障がいのある人への支援が円滑かつ適切に提供されるよう、支援の担い手を確保する取組を進めます。

・ 事業所職員や専門的ノウハウを持つ支援者が、人権擁護の視点をもって、専門性を活かしながら支援や活動を続けられる環境づくりを進めます。

・ 障がい者相談支援の担い手が専門的で障がいのある人に寄り添った支援を行えるよう、効果的な研修の充実と、支援に係る情報の共有化を図ります。

6　調査研究の推進

・ 障がいのある人に関する専門領域の調査・研究を国や府の情報や施策も活用しながら推進し、その結果を本市施策へ反映させ、生活を支援するサービスの一層の向上を図ります。

・ 障がい特性に応じた施策を推進していくことが求められており、そのための基礎資料とするため、適時必要に応じて生活実態やニーズに関する調査を実施します。

8　Information and Communication Technology の略。コンピューターやインターネットなどの情報通信技術のこと。

第１章　共に支えあって暮らすために

1　啓発・理解促進

現状と課題

2016（平成 28）年７月に神奈川県相模原市の障がい者支援施設において、元施設職員により多数の施設入所者が殺傷されるという大変痛ましく許しがたい事件が発生しました。

この事件は、障がいや障がいのある人への偏見や差別的思考から引き起こされたものであり、このような事件が再び起こるようなことがあってはなりません。また、これまで障がい者支援施設等では地域の人たちとの交流や活動を通じて、地域とともに歩む取組を進めてきており、こうした事件で障がいのある人や施設が地域で孤立することもあってはなりません。

2016（平成 28）年４月に「障害者差別解消法」が施行され、11 年が経過しました。2024（令和６）年４月には、事業者による合理的配慮の提供の義務化を主な変更点として「障害者差別解消法」が改正されましたが、現在も、障がいや障がいのある人に対する理解不足などから、大阪市においても、様々な分野で、障がいを理由とする差別と思われる事案が発生しています。

すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現のためには、障がいや障がいのある人への理解を深めていくことが必要です。

大阪市では、市民一人ひとりが「人権が尊重されるまち」になったと実感し、住んで良かったと誇りを持って語れる「国際人権都市大阪」の実現をめざして、「大阪市人権行政推進計画」を策定し、人権教育・啓発をはじめとする取組を継続的・総合的に推進していま

す。

すべての市民は障がいの有無にかかわらず、基本的人権を持ったひとりの人として尊重されなければなりません。そのため、旧優生保護法等の歴史的経緯も踏まえつつ、障がいに対する市民の理解を深めるために今後とも積極的な啓発・広報活動が必要です。

これまで身体障がいや知的障がいをはじめ、様々な障がいに関する理解促進に取り組んできましたが、まだ十分に理解が進んでいるとは言えません。精神障がいのある人は、現在も根強い差別と偏見の対象になっており、すべての人が自らの問題として正面から向き合い、正しい知識を持ち理解を深める必要があります。

大阪市では、2021（令和３）年２月から精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて「保健・医療・福祉関係者による協議の場」を設置し、障がいの有無にかかわらず安心して自分らしく暮らすことができるよう重層的な連携による支援体制づくりに取り組んでいます。精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築においては、精神疾患・精神障がいに関する普及啓発が最も重要な要素の一つとされており、市民一人ひとりの態度や行動の変容につながる普及啓発が求められています。

発達障がいについては、2011（平成 23）年の「障害者基本法」の改正において、「障がい」の定義の中に「発達障がい」が明確に位置付けられました。また、2016（平成 28）年８月に施行された改正「発達障害者支援法」において、発達障がいのある人の支援は「社会的障壁」を除去するために取り組まなければならないことが基本理念として明記されました。発達障がいは、特徴の現れ方が一人ひとり異なり、周囲の理解を得にくいことから、今後も、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、正しい理解と適切な支援を広めるための取組が必要です。

感染症や難病については、誤った知識により差別や偏見が存在しているという事実があり、正しい知識の普及・啓発をさらに推進していく必要があります。

補助犬に関しては、2002（平成 14）年 10 月に「身体障害者補助犬法」が施行され、社会の理解が進む一方で、不特定多数の人が利用する民間施設における、同伴拒否等の相談が寄せられています。引き続き、補助犬の施設等への受入れが進むよう、普及啓発が必要です。

学校等においては、障がいのあるこどもに対するいじめや人権侵害の事象について、早期発見・早期対応に努めるなど、その解決のための取組が必要です。

大阪市においては、区役所、区障がい者基幹相談支援センター、地域活動支援センター（生活支援型）及び大阪市人権啓発・相談センターに「障がいを理由とする差別に関する相談窓口」を設置し、差別事案などに関する相談に対応しています。障がいのある人もない人も互いに尊重し合う共生社会の実現のためには、市民や事業者に対しての周知啓発活動とともに、相談窓口での的確な対応が重要です。

また、障がいを理由とする差別の解消を効果的に推進するため、「大阪市障がい者施策推進協議会」の専門部会として「障がい者差別解消支援地域協議部会」を設置し、相談事例等の共有や、実効性のある取組に関する協議を進めています。

大阪府では、法律に先行して 2021（令和３）年４月に「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」が改正され、大阪市域を含む大阪府内において、事業者による合理的配慮の提供が義務化されるとともに、紛争事案の解決等がより円滑に進むよう体制が整えられています。

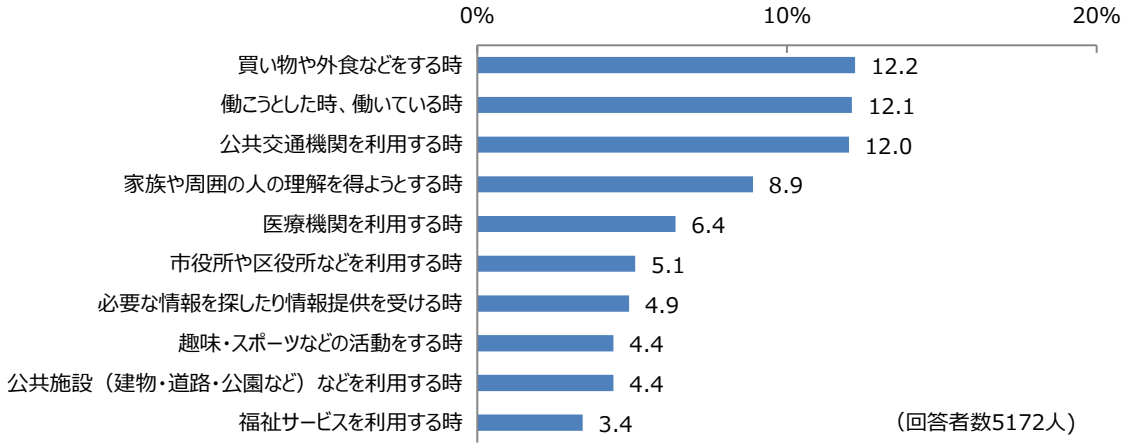
大阪市としては、障がいを理由とする差別の解消のために、引き続き、あらゆる関係機関と連携して周知啓発を行うなど効果的な取組を進めていかなければなりません。

また、住まいの確保や住みやすい環境を整備する観点からの住宅部局等との連携強化をはじめ、それぞれの部局において障がい理解に基づいた施策を進めることができるよう、連携を強化する必要があります。

◆◆◆◆◆◆◆◆2025（令和7）年度大阪市障がい者等基礎調査結果から◆◆◆◆◆◆◆◆

○ **障がいを理由に不快（差別）や不便さを感じた時【複数回答】**（障がい者本人用調査）

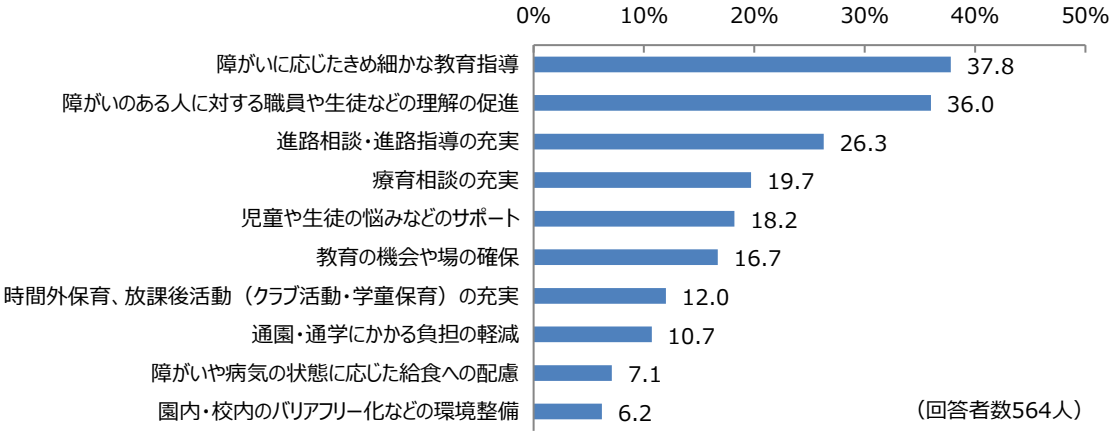
（上位 10 項目のみ掲載）



様々な場面において、障がいを理由に不快（差別）や不便さを感じたと回答されており、障がいや障がいのある人に関する理解の促進とともに、必要な配慮が求められています。

○ **保育や教育で充実してほしいこと【複数回答】**（障がい者本人用調査）

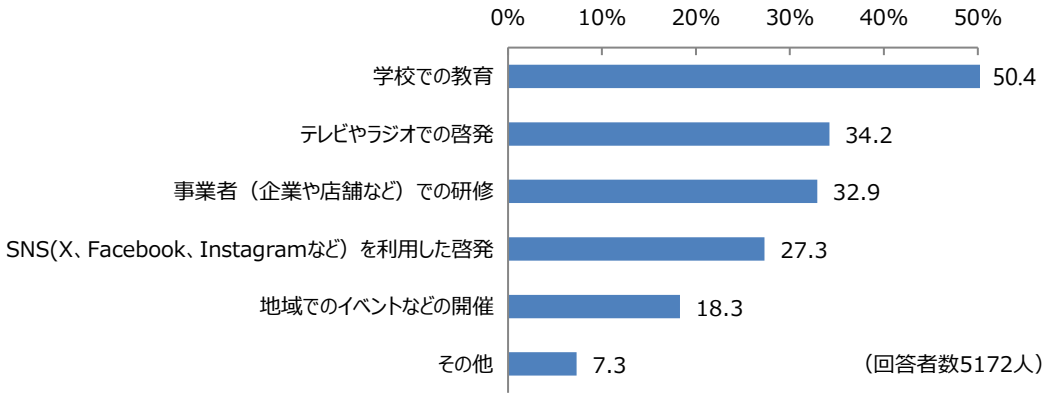
（上位 10 項目のみ掲載）



「障がいに応じたきめ細かな教育指導」、「障がいのある人に対する職員や生徒などの理解の促進」を回答された方が多く、障がいのある人に関する理解促進のための啓発活動が求められています。

○ **障がいを理由とした差別や偏見をなくすために必要だと思うこと【複数回答】**

（障がい者本人用調査）



「学校での教育」が最も多く、こどもの頃からの理解の促進や、様々な媒体での幅広い啓発・研修などが求められています。

◆◆◆

施策の方向性

（１）啓発・広報の推進

障がいのある人の日常生活や社会参加を制約している社会的障壁を取り除くために、障がいに関する正しい理解を広め、市民意識の高揚を図れるよう、市民や地域団体と協働しながら、理解促進に取り組みます。

ア　啓発・研修の充実

- 「障がい者週間」（12 月３日～９日）を中心とした啓発活動において、関係者が協力し広く市民の参加を求め、より効果的な啓発となるよう内容の充実に努めます。
- 市民、事業者、地域活動協議会[9]、地縁団体、NPO、社会福祉法人など、地域のさまざまな活動主体に対し、障がいや障がいのある人に対する理解を深められるよう、啓発活動に取り組みます。
- とりわけ、「障害者差別解消法」が改正され、営利目的か非営利目的かを問わず、同種の行為を反復継続する意思をもって行う事業者すべてに合理的配慮の提供が義務化されたことから、広く事業者に対して法制度の趣旨の理解を深められるよう、さまざまな機会を通じて周知・啓発を行います。
- 精神障がいのある人に対する誤解や偏見の解消のため、広報誌等の活用や当事者を交えての精神保健市民講座（心のサポーター養成講座等）の開催など、様々な啓発活動に取り組みます。
- 広く市民に難病に対する理解を得るため、各区保健福祉センターに啓発媒体を設置するとともに、大阪市主催のイベント等の機会を活用し、パネル展示を実施するなど啓発に努めます。

[9] 地域活動協議会の名称は、「まちづくり協議会」「ふれあい協議会」「地域まちづくり実行委員会」など地域によって異なります。

・　ＨＩＶ陽性者及びハンセン病回復者等感染症に対する偏見・差別を解消するために、ホームページ・パンフレット等の充実を図り、市民への正しい知識の普及啓発に努めます。また、各関係先への健康教育や研修の実施により、ＨＩＶ感染症に関する理解の促進に努めます。

・　発達障がいに対する正しい理解の促進を図るため、「世界自閉症啓発デー」（４月２日）、「発達障がい啓発週間」（４月２日～８日）を中心に関係機関・団体と連携し、一層の啓発に努めます。また、発達障がい者支援センター（エルムおおさか）においても、啓発講座や親支援講座の開催、ホームページを通じた啓発など、情報提供や理解促進に努めます。

・　外見からはわからなくても援助や配慮を必要としていることを周りの人に知らせることで、援助が得やすくなる「ヘルプマーク[10]」の普及を大阪府と連携して進めます。

・　市民や企業等を対象として様々な障がいの特性について理解する「あいサポーター」を養成するとともに、「あいサポート企業（団体）」の認定を行うなど、障がいのある人が困っている様子を見かけたら、必要な声掛けや、配慮を行う「あいサポート運動[11]」の取組を進めます。

・　障がいのある人の地域での生活を支援する「障がいのある方のための各種マーク」について、ホームページやパンフレット等を用いて一層の普及を図ります。

・　補助犬の受入れについて、ポスター、パンフレット、ステッカー等を活用し、関係機関と連携を図りながら、普及啓発に努めます。

・　障がい者スポーツや文化活動の振興を通じて、障がいや障がいのある人への理解を深めるよう取組を進めます。

[10]　義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう作成されたマークのことです。

[11]　様々な障がいの特性を理解し、障がいのある人に温かく接するとともに、障がいのある人が困っているときに「ちょっとした手助け」を行うことにより、誰もが暮らしやすい地域社会をつくっていく運動です。

・　障がいや障がいのある人への理解促進に向け、全職員を対象とした研修を実施し、それぞれの部局において合理的配慮に基づいた施策を進めることができるよう取り組みます。

イ　広報の充実

・　テレビ・ラジオ・広報紙等のマスメディアやＳＮＳ・デジタルサイネージ等を活用するなど、多様な機会の創出を図り、障がいのある人に対する認識や理解の促進を図るための広報を行います。

・　様々な機会をとらえ、パンフレット等の作成やホームページ・ＳＮＳ等の活用により、障がいのある人が関係する事業についての紹介を積極的に行います。

（２）人権教育・福祉教育の充実

こどもの頃から、障がいや障がいのある人に関する認識と理解を深められるよう、教育実践・学習機会の充実を図ります。

・　各学校園において、障がいのあるこどもに対するいじめ・虐待が発生しないよう、障がいの理解をはじめ、周りのこどもとのより良い関係づくりを進めます。

・　障がいや障がいのある人に対する認識と理解をこどもの頃から深めるため、学校教育においては、「大阪市教育振興基本計画」に基づき、施策や教育実践、研究の充実を図ります。また、地域の住民や福祉施設、関係団体との連携・協働による地域レベルでの人権教育・福祉教育の充実に努めます。

・　こどもの頃から「福祉のこころ」を育む事業として、小学生には作成した福祉読本を教育現場で活用し、福祉の大切さを学ぶ機会を提供します。中学生には福祉教育プログラムを企画・実施し、多様性を認め合い、地域共生社会の一員として支え合う意義や福祉の仕事への理解を深める機会を提供します。

（３）障がいを理由とする差別の解消に向けた取組

相談対応力の向上に取り組むとともに、個別の相談事例を通じて効果的な取組を検討し、障がいの理解を深めるための研修・啓発につなげます。

ア　相談対応機能の強化

- 「障がいを理由とする差別に関する相談窓口」の周知を図り、障がいのある人が困ったときに気軽に相談できる環境づくりに取り組みます。
- 「障がいを理由とする差別に関する相談窓口」において、的確に相談対応ができるよう、対応力の向上に向けた窓口職員への研修を実施します。
- また、合理的配慮の提供[12]に関する事例を収集、分析し、より適切な対応が迅速にできるよう、わかりやすい窓口対応マニュアルの整備に取り組みます。

イ　障がい者差別解消支援地域協議部会での協議

- 引き続き、「障がい者差別解消支援地域協議部会」において、相談機関等が対応した事例等の共有や、差別解消のための取組についての分析、周知、発信等に関する協議を行います。
- また、相談事例から見えてきた傾向や課題などから効果的な取組を検討し、法制度及び障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための研修・啓発につなげていきます。

ウ　他都市との連携

- 障がいを理由とする差別に関する相談事案には、市民が大阪市外の事業者から差別を受けた場合をはじめ、事業者が全国展開している場合など、市域外での対応が必要なものがあります。広域にわたる事案についても、迅速かつ適切な対応ができるよう、大阪府及び関係市町村と連携して対応します。

[12] 障がいのある人から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応を行うこと。

２　情報・コミュニケーション

現状と課題

コミュニケーションや情報取得等の保障は、障がいのある人が、地域で生活するうえで重要なことであり、自己選択・自己決定を推進する観点からも、障がいの状況や特性に応じた配慮や支援が必要です。

2025（令和 7）年 6 月 25 日には、手話の習得・使用、手話文化の保存・継承・発展及び手話に関する国民の理解と関心の増進を図るための施策に関し、基本理念等を定めた「手話施策推進法」が公布・施行されました。

大阪市では、2016（平成 28）年１月に施行した「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」に基づき、2017（平成 29）年３月に「大阪市手話に関する施策の推進方針（以下「手話施策の推進方針」という。）」を策定しており、手話が言語であるという認識に基づき、手話を必要とするすべての人が手話を通じて容易に必要な情報を取得し、十分なコミュニケーションを図ることのできる社会の実現をめざしています。

「手話施策の推進方針」については、この計画の見直し等を踏まえて、2021（令和３）年 10 月及び 2024（令和６）年 10 月に改訂しており、2027（令和９）年には手話施策推進法の施行を踏まえた見直しを進める必要があります。

2020（令和２）年度には、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画が示されたことに伴い、大阪市としても計画に基づく取組が求められています。

2022（令和４）年５月に施行された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」では、可能な限り、障がいのない人が取得する情報と同一の内容の情報を同一の時点において取得することができるようにしていくことが求められています。

そのため、大阪市では、障がいのある人の特性に応じたコミュニケーション手段により、

障がいのない人と同じように相談や情報取得ができる環境整備を進めています。

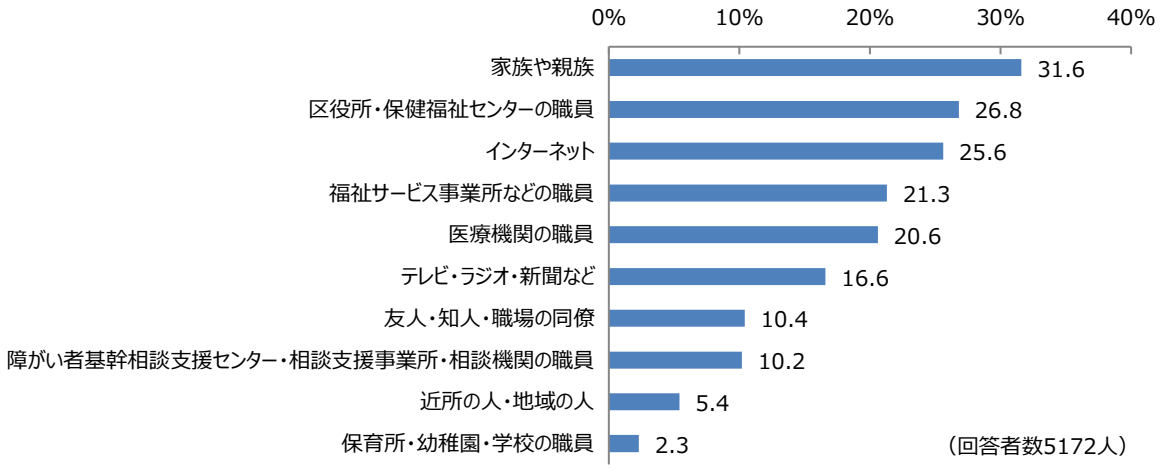
デジタル技術の革新が進むなか、新たな情報格差が生じることのないよう、障がいのある人の情報通信機器等の円滑な利用を進め、情報バリアフリーを推進する必要があります。

大阪市においても職員対応要領に沿って、障がいのある人が求める配慮に対し適切に対応できるよう、引き続き、全庁的な取組を推進していきます。

◆◆◆◆◆◆◆◆2025（令和7）年度大阪市障がい者等基礎調査結果から◆◆◆◆◆◆◆◆

○ **福祉に関する情報の入手源【複数回答】**（障がい者本人用調査）

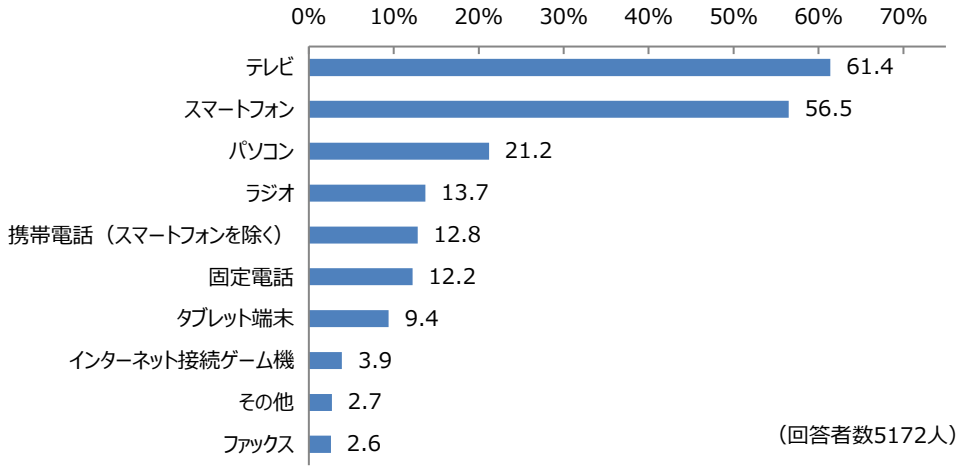
（上位 10 項目のみ掲載）



「家族や親族」「区役所・保健福祉センターの職員」等のほか、「インターネット」「福祉サービス事業所などの職員」と回答された方も多く、様々な手段で情報を発信していく必要があります。

○ **情報収集や伝達のために所有している情報通信機器【複数回答】**（障がい者本人用調査）

（上位 10 項目のみ掲載）



「テレビ」が最も多く、「スマートフォン」、「パソコン」と続いており、インターネット等、様々なＩＣＴを活用した情報提供の重要性が高まっています。

◆◆

（　課　題　）

① わかりやすい情報発信

ア　多様な情報提供

② 意思疎通・情報へのアクセスの支援

ア　コミュニケーション・情報取得に関する支援の充実

イ　環境の整備

施策の方向性

（１）わかりやすい情報発信

障がいのある人が、社会の一員としてあらゆる活動に参加することができるよう、障がいの状況や特性に応じたわかりやすい情報発信や、ＩＣＴ等を活用した情報提供に取り組みます。

ア　多様な情報提供

- 障がいのある人が利用できる施策・サービスの情報や、地域での生活に必要な情報を、障がいの状況や特性に応じて、わかりやすく活用しやすい形で提供します。
- 障がいのある人をはじめ、誰もが情報や機能を利用しやすい大阪市ホームページを運用します。
- 障がいのある人やその家族が利用できる制度や施設を紹介した「福祉のあらまし」を作成し、わかりやすい情報提供に取り組みます。
- 知的障がいのある人への福祉サービスに関して、「やさしい日本語」で書いた「“はーとふる”ガイド」を作成し、障がいの状況に応じた情報提供に取り組みます。
- 音声認識翻訳ソフト、タブレット端末を用いた遠隔手話通訳及びインターネット等、様々なＩＣＴを活用した情報提供を進めます。
- ルビやイラスト、コミュニケーションボードなどを活用して、様々な障がいに配慮した、わかりやすい情報提供に努めます。
- 障がいのあるこどもに対して、タブレットやノートパソコンなどのＩＣＴを活用した授業づくりを進め、支援のあり方についてさらなる研究を行います。
- 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）で地方公共団体における計画の策定が努力義務とされていることを踏まえ、読書バリアフ

リー推進に向けた施策の指針となる「大阪市読書バリアフリー計画（仮称）」を令和８年度中に策定し、取組を進めます。

（２）意思疎通・情報へのアクセスの支援

コミュニケーション手段の充実や、情報へのアクセシビリティの向上に取り組み、障がいのある人が社会参加しやすい環境づくりを進めます。

ア　コミュニケーション・情報取得に関する支援の充実

- 手話施策の推進方針に基づき、啓発イベント等を通じた手話への理解の促進や、手話通訳者派遣等を通じた手話による意思疎通の支援等を推進します。また、手話に関する施策が大阪市の施策全体に広がるよう各所属の連携強化に努めます。
- 手話施策の推進方針について、手話施策推進法の施行を踏まえた見直しを行い、より実効性のある取組となるよう努めます。
- 要約筆記者の派遣、電話リレーサービス[13]の普及、NET119[14]の周知・利用促進などにより、聴覚に障がいのある人の意思疎通の支援の推進に取り組みます。
- 聴覚に障がいのあるこどもが手話による円滑なコミュニケーションを確保できるよう、大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター等と連携して手話に関する施策の推進に取り組みます。
- 点字、録音、対面朗読などにより、視覚障がいのある人が情報にアクセスしやすくなるような支援の推進に取り組みます。
- 音声読み上げソフトや拡大読書器の普及により、情報を自由に入手できる環境づく

[13] きこえない・きこえにくい人ときこえる人を、オペレーターが“手話や文字”と“音声”を通訳することにより、電話で即時双方向につなぐサービスのことです。

[14] 聴覚や発話に障がいのある人のための緊急通報システムのことです。 スマートフォン、携帯電話のインターネット接続機能を利用して、簡単な操作で素早く 119 番通報することができます。

りに取り組みます。

・ 大阪府と連携し、視覚と聴覚の重複障がいのある人に対応した触手話、指点字等のコミュニケーション手段の保障や理解の促進に努めるとともに、各分野で行われている講習会を支援し、人材の養成・確保に努めます。

イ　環境の整備

・ 障がいのある人の情報通信機器の利用を促進するため、その使用方法等を学ぶ機会の確保に取り組むとともに、各所で開催されている講座等の周知に努めます。

・ 市立図書館や学校図書館、点字図書館等において、各館の特性や利用者のニーズに応じた円滑な利用のための支援の充実を図るため、関係部局・機関が協働して取組を進めます。

・ 市立図書館においては、点字図書や録音図書をはじめとしたアクセシブルな書籍等の収集や製作を継続し、学校においては、「共に学び、共に育ち、共に生きる教育」を推進する立場のもとに市立図書館等との連携を一層進め、障がいのある人一人ひとりのニーズへの対応を行います。

第２章　地域での暮らしを支えるために

1　権利擁護・相談支援

現状と課題

障がいのある人もない人も人格と個性を尊重し合いながら地域で共に生き、共に支えあう社会を実現するためには、障がいのある人すべてが必要な福祉サービスを安心して適切に利用できることが不可欠です。

福祉サービスは、利用者である障がいのある人とサービス提供者とが対等な関係のもと、利用者の自己決定に基づいて利用することが前提となりますが、必要な情報の収集や判断が困難な場合もあることから、サービス利用に関する支援と権利擁護、苦情解決の仕組みの充実が必要です。

障がいのある人の権利擁護の取組については、サービス利用の観点から成年後見制度[15]を活用した支援や、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行い、制度の利用を促進する必要があります。

制度利用に関しては、2016（平成 28）年５月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「成年後見制度利用促進法」という。）」が施行され、2022（令和４）年３月に策定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画」においても、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを推進することとされています。

また、成年後見制度をより利用しやすいものとする等の観点から、法定後見について必要性を開始の要件とし、開始の際の必要性がなくなれば終了する等、制度の見直しが進められており、こうした国の制度改正等の動向を踏まえつつ、地域の関係機関等が適切に連携を図っていく必要があります。

2017（平成 29）年３月には「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライ

[15] 知的障がい、精神障がい等で判断能力が不十分な人に対し、法的に権限が与えられた後見人等が、本人の意思を確認しながら、生活状況や身体状況等も考慮し、福祉サービスの利用契約や適切な財産管理等を行うことで、その人の生活を支援する制度のことです。

ン」が示され、自らの意思を決定することに困難を抱える障がいのある人も、自らの意思が反映された生活が送れるよう、意思決定を支援することが求められています。

また、福祉サービスを支える人材の確保は大変重要な課題です。大阪市においても、社会経済状況や制度の動向等を踏まえ、サービス基盤の確保・サービスの質の向上の視点から、福祉人材の確保・定着・育成のための対応やＩＣＴ活用等による業務負担の軽減等を通じた支援時間の確保・支援の質の向上を図るための取組を検討していくことが重要です。

相談支援については、2012（平成 24）年度より、各区１か所の障がい者相談支援センターと、その後方支援などを担う基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制の充実を図ってきました。2018（平成 30）年度からは各区の障がい者相談支援センターを基幹相談支援センターとして位置付けるとともに、障がい者相談支援調整事業を実施し、地域の相談支援事業所が効果的な支援を実施できるように、スーパーバイザーの派遣や相談支援専門員に対する研修に取り組み、機能強化を図ってきました。

指定相談支援事業については、2026（令和 8）年度に報酬の見直しが図られたものの、依然として、報酬単価が低いことや基本相談について報酬上の評価がされていないことから、事業者からは一定の質を保ちながら事業を実施するのは困難であるとの声が寄せられています。事業所数は着実に増えていますが、障がい福祉サービスの新規利用者数が年々増える中、相談支援の必要性は高まる一方であり、必要とする人が適切に相談支援を利用でき、いわゆる「のぞまないセルフプラン」が生じることのないよう更なるサービス提供体制の確保が求められています。

また、障がいのある人の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、地域において安心して自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」の５つの機能を担う「地域生活支援拠点等」の整備を進める必要があります。

ひきこもりや家族（支援者）の高齢化などを背景に、社会で孤立していく、いわゆる「8050 問題」など、福祉課題がより複雑化・多様化・深刻化しており、複合的な課題を抱えた世帯への一体的な支援が重要となっています。支援につながっておらず地域で孤立している場合には、今後を見据えて適切な福祉サービスにつなげていくことも必要です。

そのため、障がいのある人の支援機関だけではなく、区社会福祉協議会、地域包括支援セ

ンターなどの関係機関が持つ相談支援機能をつなげていくことが必要です。

2016（平成 28）年８月に施行された改正「発達障害者支援法」では、発達障がいのある人やその家族等が、身近な地域で障がい特性に配慮した必要な支援が受けられるよう、地域の関係機関・事業所との連携強化や相談支援機能の充実が求められています。適切な支援を行うにあたっては、発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することも重要です。

障がいのある人の地域における自立した生活を支援するため、市及び各区に地域自立支援協議会を設置しており、区地域自立支援協議会では、関係機関との連携によるネットワークの構築、困難事例や虐待防止への対応、地域移行に関する対応、災害時における対応などの課題への取組が必要とされています。また、市地域自立支援協議会では、区地域自立支援協議会のさらなる活性化に向けた取組を進める必要があります。

2024（令和６）年４月に施行された改正「障害者総合支援法」において、区地域自立支援協議会の役割として個別事例について情報共有することが明記され、個別課題の分析から地域課題を抽出し、解決を促進する取組が一層求められています。

2026（令和８）年４月に施行された「高次脳機能障害者支援法」では、高次脳機能障がいのある人やその家族等が、身近な地域で障がい特性に配慮した必要な支援が受けられるよう、地域の関係機関・事業所との連携強化や相談支援機能の充実が求められています。適切な支援を行うにあたっては、高次脳機能障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することも重要です。

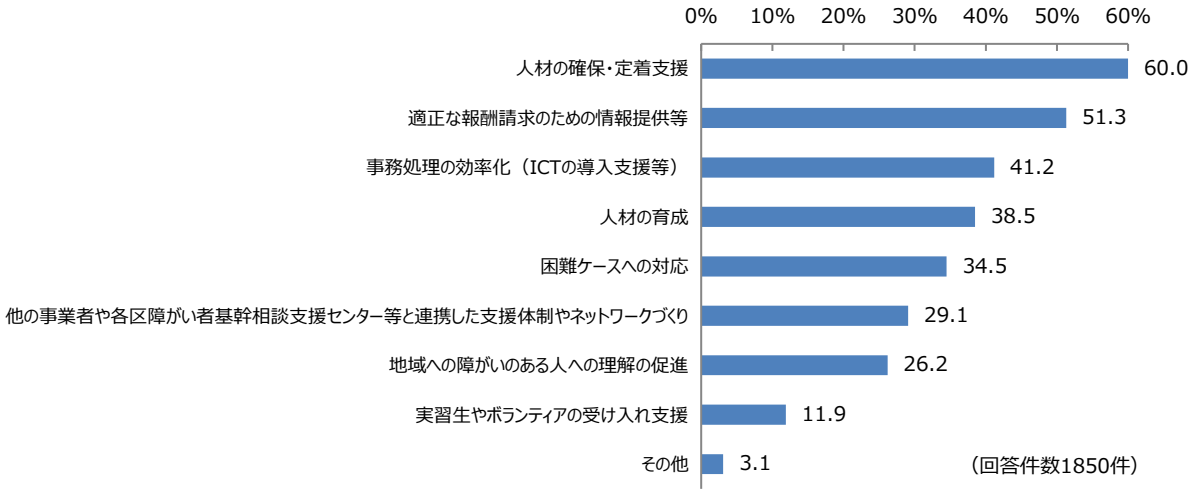
障がいのある人に対する虐待への対応については、2024（令和６）年度は虐待の通報及び届出が、養護者による虐待 756 件（うち虐待と判断した件数 55 件）、障がい者福祉施設従事者等による虐待 97 件（うち虐待と判断した件数 24 件）、使用者による虐待 18 件（うち虐待と判断した件数０件）、精神科病院における業務従事者による虐待 11 件（うち虐待と判断した件数０件）となっており、虐待の通報及び届出件数は依然として多い現状にあります。

障がいのある人に対する虐待を早期に発見し、適切な対応を行うことができるよう、また未然防止について、引き続き関係機関が連携して取り組んでいく必要があります。

◆◆◆◆◆◆◆◆2025（令和7）年度大阪市障がい者等基礎調査結果から◆◆◆◆◆◆◆◆

○ 提供しているサービスの課題に対する行政の支援を望む内容【複数回答】

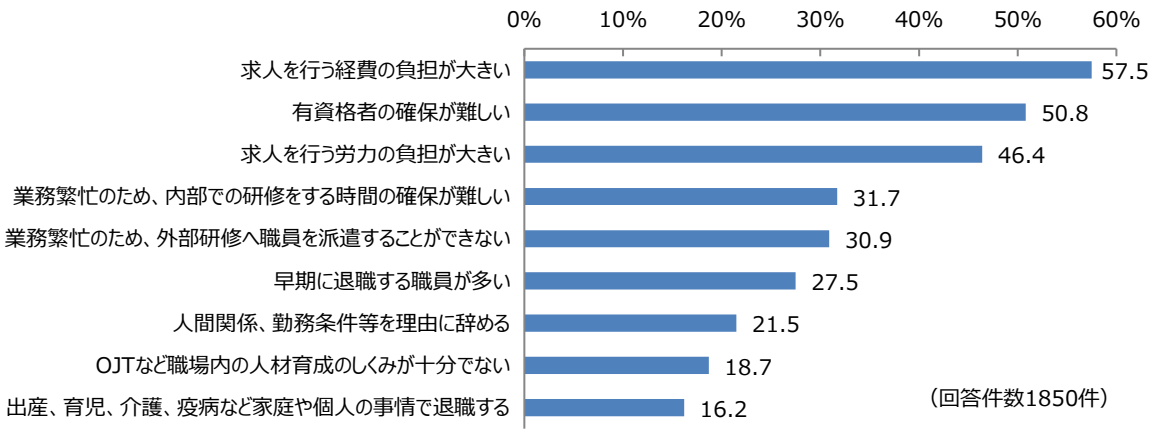
（サービス事業者調査）



「人材の確保・定着支援」がもっとも多く、次いで「適正な報酬請求のための情報提供等」となっており、サービス提供事業者において人材の確保・育成や報酬算定基準の複雑さが大きな課題であり、行政による支援が望まれています。

○ 人材確保・定着・育成に関する課題【複数回答】（サービス事業者調査）

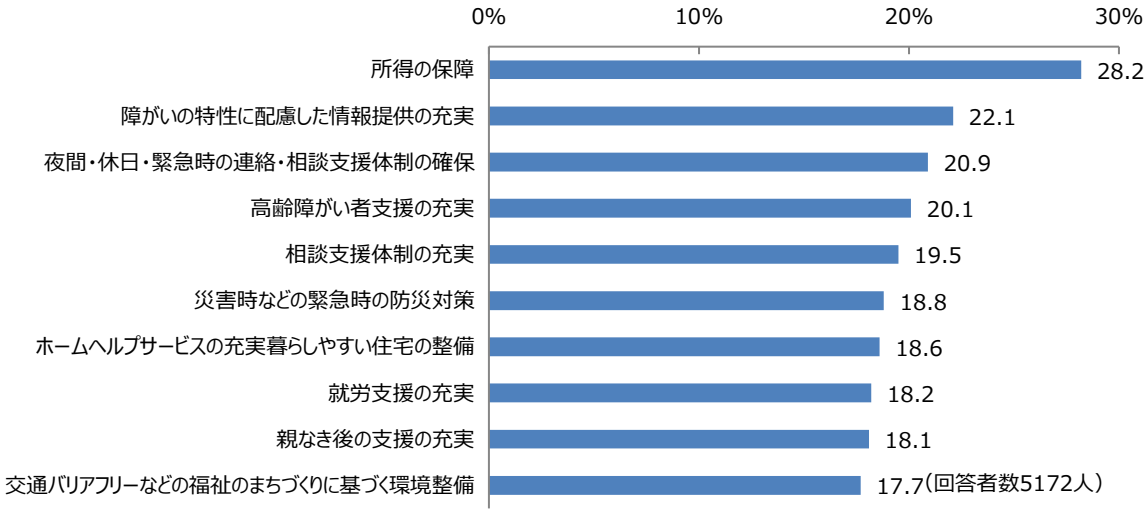
（上位 10 項目のみ掲載）



「求人を行う経費の負担が大きい」「有資格者の確保が難しい」が 50%以上となっており、求人を行う負担及び人材の確保が大きな課題となっていることがうかがえます。

○ **障がいのある方への取組について望むこと【複数回答】**（障がい者本人用調査）

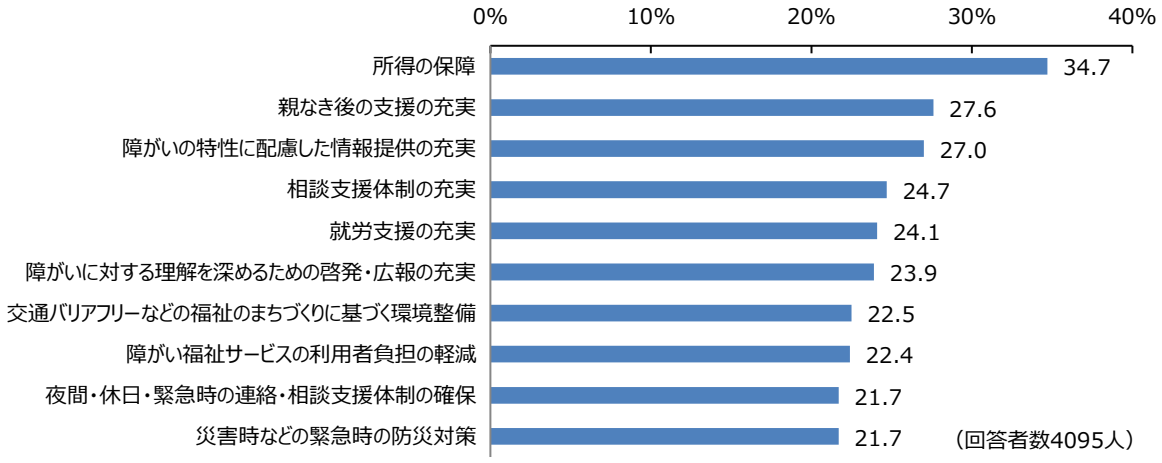
（上位 10 項目のみ掲載）



障がいのある方への取組について望むことでは、「所得の保障」に次いで「障がいの特性に配慮した情報提供の充実」と回答された方が多く、また「夜間・休日・緊急時の連絡・相談支援体制の確保」と回答された方が 20.9%となっており、地域での暮らしを支える相談支援体制の充実が求められています。

○ **障がいのある方への取組について望むこと【複数回答】**（障がい者家族用調査）

（上位 10 項目のみ掲載）



家族への調査では、「親なき後の支援の充実」「障がい特性に配慮した情報提供の充実」と回答された方が多く、将来を見据えて適切な福祉サービスにつなげていくことが求められています。

◆◆◆

（　課　題　）

①　サービス利用の支援

ア　福祉サービスの適切な利用

イ　人材の確保・資質の向上

ウ　成年後見制度の利用の促進

②　相談支援及びその体制の充実

ア　相談支援事業の充実

イ　相談支援体制の強化

ウ　地域自立支援協議会の活性化

エ　地域生活支援拠点機能の充実

③　虐待防止のための取組

ア　障がい者虐待の防止のための啓発

イ　養護者による虐待への対応

ウ　障がい者福祉施設従事者等による虐待への対応

エ　使用者による虐待への対応

オ　関係機関の連携体制の構築

カ　精神科病院における精神障がい者虐待への対応

施策の方向性

（１）サービス利用の支援

利用者の意思に基づいた福祉サービスが適切に提供されるよう、福祉人材の確保に努めるとともに、それを支える仕組みの活用を促進します。

ア　福祉サービスの適切な利用

- ホームページや区保健福祉センターの窓口等、様々な機会をとらえ、必要な情報を提供します。
- 障がいのある人の意思を尊重したサービス提供が行われるよう、集団指導の場等を通じて「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の活用の促進を図ります。
- 事業者への指導・監査での改善指導を通じ、障がいのある人が必要なサービスをより適切に利用できるよう取り組みます。
- 利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスの選択や事業者が提供するサービスの質の向上に資するよう、障がい福祉サービス等情報公表制度において、本市内の事業所の情報の公表率及び更新率の向上を図り、サービス利用の適切な支援につながるように努めます。

イ　人材の確保・資質の向上

- 大阪市社会福祉研修・情報センターを福祉・介護人材の確保・育成・定着の中核施設とし、人材の確保に取り組む福祉施設・事業所を支援する研修や、人材の定着・育成に向け、スキルアップ研修やキャリア研修を実施するとともに、ハラスメント対策、多職種や他事業所との連携の推進に取り組みます。
- 人材のすそ野の拡大に向けたアシスタントワーカー（いわゆる介護助手）の導入など、人材の確保を支援する取組を実施します。
- 福祉人材養成に係る関係団体のネットワークを構築し、関係団体等で構成する連絡協

議会を開催し、人材の育成等に係る調査研究等に取り組みます。

- 障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等の取組を推進します。
- ＩＣＴ活用等による業務負担の軽減・効率化等を通じて、支援時間の確保やサービスの質の向上、働きやすさの改善を図るための取組を促進します。
- 国や府との役割分担や制度の動向等を踏まえ、人材の確保等について検討を進めるとともに、必要な改善策について強く国に要望を行います。

ウ　成年後見制度等の利用の促進

- 成年後見制度の見直しの動向を踏まえ、改正後の制度に円滑に対応できるよう取組を進めます。
- 判断能力が十分ではない人であっても地域で安心して生活できるよう、地域の関係機関等が連携して、後見人とともに本人を支援する仕組み（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）の構築を進めます。
- 成年後見制度の認知度はいまだ高いと言える状況ではなく、引き続き、効果的な周知方法等を検討し、制度理解を促進します。
- 大阪市成年後見支援センターにおいて、市民の特性を生かし、地域において身近な立場で後見活動を行う「市民後見人」の養成や活動支援を行います。
- 福祉サービス利用援助、日常生活の金銭管理サービス等を行う「あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）」について、ニーズを見極めながら、地域に密着した事業展開を図るよう支援するとともに、成年後見制度への移行が必要な人が円滑に移行できるよう体制の整備を図ります。

（２）相談支援及びその体制の充実

複雑多様化する相談にも応じられるよう、相談支援体制の充実に取り組み、他分野の支援機関を含む関係機関との連携体制を強化します。

ア　相談支援事業の充実

- 各区に設置する障がい者基幹相談支援センターが、区域における障がい者支援の相談窓口としての中心的な役割を果たすことができるよう、支援体制や専門性の確保などの機能強化に向けて取り組みます。
- 相談支援従事者が専門性の高いケアマネジメントを実施できるよう、相談支援専門員に対する研修の充実を図ります。
- 区障がい者基幹相談支援センターと、区保健福祉センターや地域活動支援センター（生活支援型）が連携して、相談支援事業所やサービス提供事業所、就業・生活支援センターとのネットワークを築き、区域のサービス提供事業所等の状況を把握し、相談支援事業において適切に活用できるよう努めます。
- 複合的な課題を抱える世帯に対しては、地域包括支援センターなど、他の施策分野における相談支援機関と連携して適切な相談支援に努めます。
- 主任相談支援専門員を各区の障がい者基幹相談支援センターに配置するとともに、指定特定相談支援事業所にも配置されるよう取り組む等、地域の人材育成や支援体制づくりを推進します。
- ピアサポーター等の当事者スタッフが、自らの障がいや疾病の経験を活かしながら、ピアの立場から相談に応じ、障がいのある人の自立を進めます。
- 計画相談支援、地域相談支援、障がい児相談支援を必要とする人が適切に利用でき、いわゆる「のぞまないセルフプラン」が生じることのないよう、相談支援事業者の確保に向けた取組を進めるとともに、報酬体系の抜本的な改善などを国に求めていきます。
- 18 歳到達や 65 歳到達等の制度移行時は、必要なサービスの円滑な利用にあたり、関係機関への啓発や情報提供をはじめ、セルフプランでサービスを利用している人へ案内や情報提供を行う等、必要なサービスを利用できるよう取り組みます。

イ　相談支援体制の強化

- 区保健福祉センター、心身障がい者リハビリテーションセンター、こころの健康センター、こども相談センターなどの関係機関が相互の連携を深め、区障がい者基幹相談支援

センター等の相談支援機関と連携して福祉課題に対応していきます。

・ 区地域自立支援協議会において、複合的課題や支援困難事例を検討する体制の整備を進めるとともに、既存の仕組みでは解決できない複合的な課題等を抱えた人や世帯に対して、区保健福祉センターが「調整役」となり、関係者が一堂に会して支援方針を話し合う「総合的な支援調整の場（つながる場）」を開催する等の取組により、相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の充実を図っていきます。

・ 見守り相談室[16]では、要援護者の名簿を整備し、地域団体と共有するなど、地域住民と連携した見守り体制の充実に引き続き取り組みます。あわせて、地域住民や団体からの情報をもとに、支援が必要と思われる方のもとへ福祉専門職が積極的に訪問するアウトリーチを実施し、必要に応じて各分野の福祉サービスにつなげる等の支援を行い、継続して地域の見守りネットワークの強化を図ります。

・ 障がいのある人の権利を擁護できるよう、人権啓発・相談センター、区役所において、引き続き人権相談に対応します。

・ ヤングケアラーを含め家族が介護を担っている世帯等に対しては、障がいのある人と介護者の双方が自分らしい生活を送れるよう、相談窓口や障がい福祉サービス等に関する情報提供に努めるほか、関係機関との連携により適切な支援につなげるよう取り組みます。

・ 知的障がいのある人とその家族への「親なき後」の支援として、区保健福祉センターにおける療育手帳交付申請時の面接や心身障がい者リハビリテーションセンターにおける判定の際に、福祉サービス等による支援が必要と判断した場合は、区障がい者基幹相談支援センター等の関係機関と連携して適切な相談窓口等につなぐなど、支援につなげる仕組みの充実を図ります。

・ 発達障がいのある人とその家族が、身近な地域で適切な相談支援が受けられるよう、発達障がい者支援センター（エルムおおさか）による関係機関、事業所への啓発、研修、機関支援の充実に努めます。

・ 高次脳機能障がいのある人とその家族が、身近な地域で適切な支援が受けられるよう、

16　「自ら相談できない人」等を支援するため、区社会福祉協議会に見守り相談室を設置し取組を行っています。

相談支援体制の整備、普及啓発、人材育成、支援ネットワークの構築等に取り組みます。

- 精神障がいのある人の複合的課題に対応するため、地域における精神保健福祉相談の充実を図り、区保健福祉センターと地域活動支援センター（生活支援型）、区障がい者基幹相談支援センター等関係機関の連携強化を図ります。
- こころの健康センター、地域活動支援センター（生活支援型）等は、精神障がいに係る困難ケースや地域移行への対応について、相談支援事業所等への専門的な助言・指導を行います。
- 改正「精神保健福祉法」で創設された入院者訪問支援事業において、精神障がいのある人の意向に応じて訪問支援員を派遣し、生活に関する相談や必要な情報提供等を行い、精神障がいのある人の権利擁護に取り組みます。
- 区保健福祉センターにおいて難病患者、小児慢性特定疾病児、家族を対象に個別相談支援に取り組むとともに、特定医療費の支給認定業務を通じて「障害者総合支援法」に基づく給付の対象について周知を図るなど、必要な情報提供を行います。

ウ　地域自立支援協議会の活性化

- 市及び区地域自立支援協議会は、障がいのある人の地域における自立した生活を支援するため、それぞれの圏域における関係機関や関係団体、障がい福祉サービス事業者や医療・教育・保育・就業を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の相談支援体制の充実に向けた協議を行っていきます。
- 区地域自立支援協議会では、地域の実情に応じた取組が進められてきていますが、より一層活性化し、地域課題や困難事例の解決が進むよう取り組みます。また、様々な分野の関係機関によるネットワークを構築し、各機関や事業所の円滑な連携と適切な支援の推進に努めます。
- 改正障害者総合支援法において、地域自立支援協議会の参加者に対する守秘義務及び関係機関による情報提供についての努力義務が設けられたことから、個別事例の検討を通じて地域の支援体制の整備が進むよう、必要な体制確保に取り組みます。
- 市地域自立支援協議会では、区地域自立支援協議会の更なる活性化に向けて、必要な助言や支援ができる体制づくりを行います。また、区地域自立支援協議会が集約を行う諸

課題について、市地域自立支援協議会で施策の方向性の検討や取組を進めます。

エ　地域生活支援拠点機能の充実

・　障がいのある人の重度化・高齢化や家族（支援者）の高齢化、「親なき後」に備え、安心して自立した地域生活を営むことができるよう、市域の豊富な社会資源を活かし、地域生活支援拠点等の機能である「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」について、居住支援のための機能を有する複数の事業所等が連携して地域生活を支援する面的な体制整備を進めます。

・　各区地域自立支援協議会等を通じて更なる事業周知に取り組み、地域生活支援拠点等の機能の一部を担う指定障がい福祉サービス等事業所の登録数の拡大を図ります。

・　市地域自立支援協議会において地域生活支援拠点等の活動実績を検証し、機能の充実を図ります。

（３）虐待防止のための取組

虐待は重大な権利侵害であり、障がいのある人への虐待を防止するための啓発や研修に努めるとともに、事案に対しては、速やかに適切な対応を行います。

ア　障がい者虐待の防止のための啓発

・　虐待の防止、早期発見につながるよう、広く市民に対して啓発や広報を行っていきます。

イ　養護者による虐待への対応

・　区保健福祉センターや区障がい者基幹相談支援センターは、関係機関と連携し、養護者の介護負担の軽減や経済状態の改善等、家庭内の問題解消に向けて必要な支援を行います。

・　休日・夜間を含めた通報受付体制を整備し対応を行うとともに、養護者からの虐待によって生命または身体に危険が生じ、緊急に分離が必要な場合には、区保健福祉センターが緊急一時保護等を行い、身体面での安全と精神的な安定を確保します。

・ 区保健福祉センターや区障がい者基幹相談支援センターにおいて適切に対応できるよう、専門職による助言を行うなどの後方支援を行います。

ウ　障がい者福祉施設従事者等による虐待への対応

・ 障がい福祉サービス事業者等に対して、集団指導等において人権・権利擁護に関する研修を実施し、障がい者福祉施設従事者等による虐待の未然防止に努めます。

・ 虐待が疑われる事案が発生した場合には、関係部局と連携し、速やかに事実確認を行います。また、虐待事案については、事業者に対して再発防止のための改善を求めるとともに、事業者指導・監査の取組を強めます。

エ　使用者による虐待への対応

・ 使用者による虐待についての通報等を受け付け、都道府県や労働局をはじめ市町村や関係機関等との連携及び情報共有を図りながら、障がいのある人の社会参加が円滑に進むよう、適切に対応を行います。

オ　関係機関の連携体制の構築

・ 障がい者・高齢者虐待防止の適切な実施を図るため、障がい者・高齢者虐待防止連絡会議を市と各区に設置し、関係機関、関係団体及び障がい者・高齢者の福祉に関する職務に従事する者等が虐待を取り巻く状況や考え方を共有化し、虐待防止の適切な実施等に向けて、引き続きネットワークの構築を進めます。

カ　精神科病院における精神障がい者虐待への対応

・ 改正「精神保健福祉法」において、精神科病院における精神障がい者虐待について通報制度が規定されましたが、通報を受けた場合の立入検査や改善指導等だけでなく、精神科病院職員への人権問題に関する啓発や療養環境の向上に向けた取り組み等を通じた虐待の未然防止を推進します。また、入院者への虐待が強く疑われ緊急性が高い場合等は、予告期間なしに実地指導を実施します。

２　生活支援

現状と課題

障害者総合支援法については、2022（令和４）年 12 月に一部改正法が公布され、2025（令和７）年 10 月より新たなサービスとして「就労選択支援」が創設されるなど、障がい福祉サービスの充実が図られています。

大阪市としては、福祉サービスを必要とする人が安心して利用することができるよう、また恒久的でわかりやすい制度が構築されるよう積極的に国に働きかけていくとともに、円滑にサービス提供できる体制を整備していく必要があります。

障がいのあるこどもへの支援については、2024（令和６）年４月に施行された改正児童福祉法において、児童発達支援センターの類型（福祉型・医療型）が一元化されるとともに、児童発達支援センターが地域における障がい児支援の中核的役割を担うことが明確化されました。また、障がい児入所施設から成人としての生活への円滑な移行調整を進めるために、協議の場を設け関係者との連携及び調整を図っていく必要があります。

加えて、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所は、関係機関・団体等と連携して、地域支援体制を構築していく必要があり、区地域自立支援協議会等に参加できる体制が求められています。

また、2027（令和９）年４月に施行される「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律」では、医療的ケア児及び重症心身障がい児の健やかな成長を図り、医療的ケア児等及び重症心身障がい者の意思を最大限尊重し、必要な支援を受けながら地域社会において自立した生活を営むことができるようにするとともに、その家族の離職の防止を図り、安心して暮らすことができる社会の実現を推進し、もって安心してこどもを生み、育てることができる社会を実現することを目的とされており、これらを支援するためにも、身近な地域で必要な支援が受けられるよう短期入所事業等の支援の充実を図るとともに、保健、医療、福祉、保育、教育等の各関連分野が協働し、総合的に支援を行っていくことが求められています。

2018（平成 30）年度から制度化された共生型サービスについて、今後も、障がいのある人が身近なところで適切なサービスを受けられるよう引き続き取り組んでいくことが必要です。

また、強度行動障がいなど、重度の障がいのある人の地域生活を支えるため、身近な地域のサービス提供事業者が、適切かつ専門的な支援を行うことができるよう、スキルアップを図る仕組みづくりに取り組む必要があります。

障がいのある人の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、地域において安心して自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」の５つの機能を担う「地域生活支援拠点等」の整備を進める必要があります。

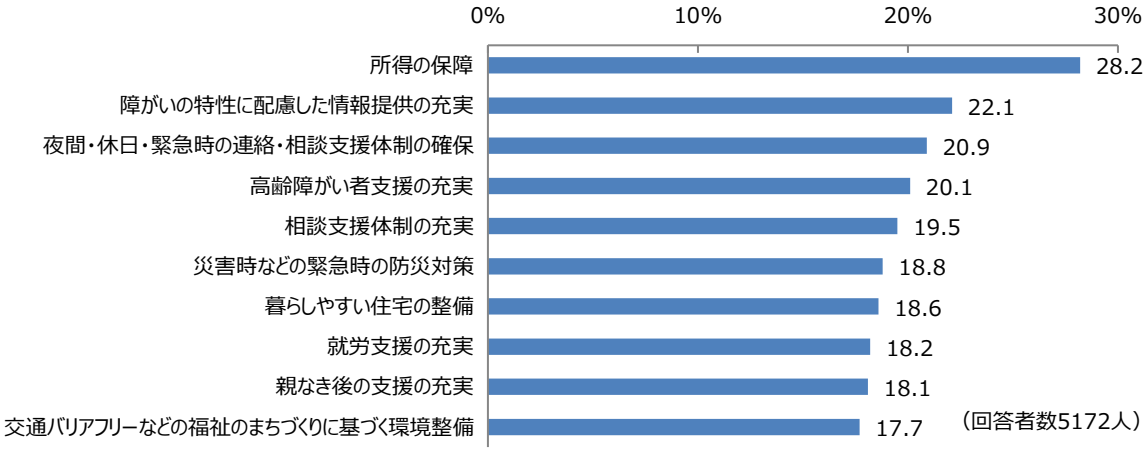
障がい福祉サービス事業所数が年々増加し、支援を必要とする人がサービスを利用しやすい環境が整う一方で、サービスの質の確保が課題となっており、サービス提供事業者の支援の質の向上と支援内容の適正化が求められているところです。

そうした中、就労継続支援 B 型について、第７期障がい福祉計画に定める必要な見込量を大幅に超える供給量が確保されていることから、適切な量を維持し、サービスの質を確保することを目的として、2026（令和 8）年８月から 2027（令和９）年７月までの新規指定にかかる総量規制を実施しました。

◆◆◆◆◆◆◆◆2025（令和7）年度大阪市障がい者等基礎調査結果から◆◆◆◆◆◆◆◆

○ **障がいのある方への取組について望むこと【複数回答】**（障がい者本人用調査）

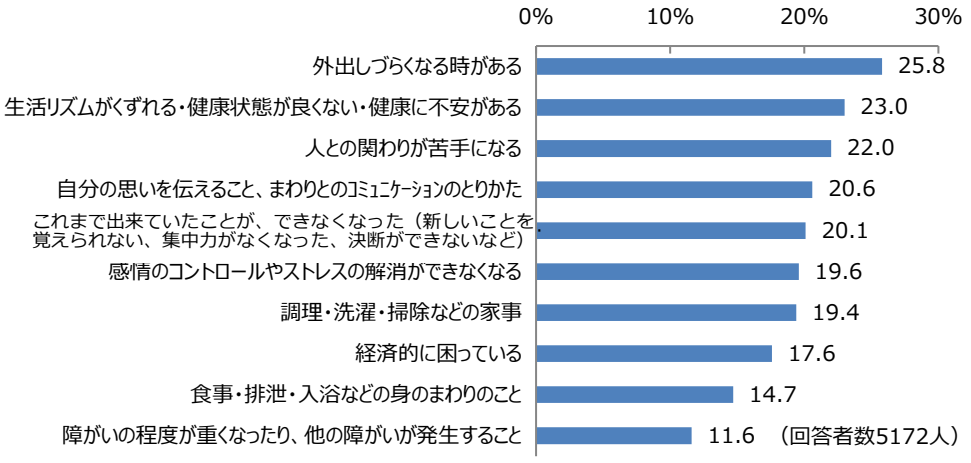
（上位 10 項目のみ掲載）



障がいのある方への取組について望むことでは、「所得の保障」を望む方が最も多くなっています。

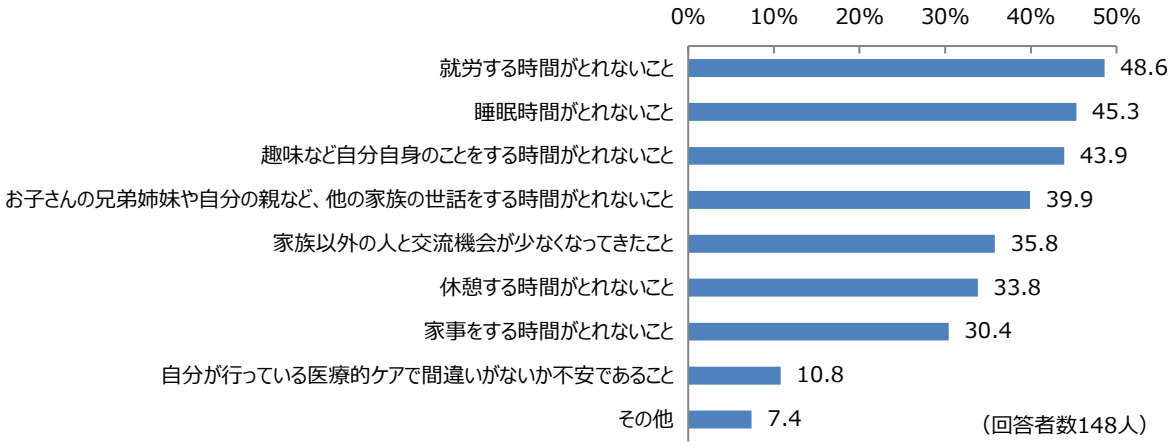
○ **障がいによって困っていること【複数回答】**（障がい者本人用調査）

（上位 10 項目のみ掲載）



障がいによって困っていることでは、「外出しづらくなる時がある」「生活リズムがくずれる・健康状態が良くない・健康に不安がある」「人との関わりが苦手になる」と回答された方が多く、地域における居宅内及び外出時の支援が求められています。

○ **負担を感じていること【複数回答】**（医療的ケアの必要なこども基礎調査）



「就労する時間がとれない」「睡眠時間がとれない」「趣味など自分自身のことをする時間がとれない」など、身体面や経済面において負担になっていることがうかがえます。

◆◆◆

施策の方向性

（１）在宅福祉サービス等の充実

在宅において、個々の状況やニーズに応じたサービスが利用できるよう、必要な取組を行うとともに、制度及び事業報酬の見直しを国に働きかけていきます。

ア　訪問系サービス及び短期入所の充実

・ 居宅介護をはじめとする訪問系サービスについて、個々のニーズに沿ったサービス利用となるよう、ニーズ把握を行いながら事業のあり方を検討し、推進を図ります。

・ 2018（平成 30）年４月から入院中の医療機関における重度訪問介護の利用が一部可能となり、さらに 2024（令和６）年４月から対象が拡大されましたが、今後も常時介護や医療的ケアなど利用者のニーズに応じた適切なサービス提供が行えるよう、重度訪問介護の報酬の見直しなどの必要な改善について国に働きかけていきます。

・ 移動支援事業について、障がい種別にかかわらず、外出支援のニーズに対応できるよう、国の責任において全国統一した基準を設けるとともに、自立支援給付に含めるよう制度の見直しや、十分な財源措置を講ずるよう国に働きかけていきます。

・ 短期入所について、必要な時に利用できるようにするためには、サービス基盤の確保が必要であることから、安定して事業所が運営できるように国に対し報酬改定を含む制度の見直し等を働きかけていきます。また、介護者の疾病等の理由により居宅で介護が受けられないなどの緊急時への対応だけでなく、利用者の心身の状況等を勘案して必要に応じた利用が可能であることを周知していきます。

・ サービスの利用が必要な時に円滑に利用できるよう、情報提供等の仕組みづくりについて検討していきます。

イ　地域生活支援拠点機能の充実

・ 障がいのある人の重度化・高齢化や家族（支援者）の高齢化、「親なき後」に備え、安心して自立した地域生活を営むことができるよう、市域の豊富な社会資源を活かし、地域生活支援拠点等の機能である「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」について、居住支援のための機能を有する複数の事業所等が連携して地域生活を支援する面的な体制整備を進めます。

・ 各区地域自立支援協議会等を通じて更なる事業周知に取り組み、地域生活支援拠点等の機能の一部を担う指定障がい福祉サービス等事業所の登録数の拡大を図ります。

・ 市地域自立支援協議会において地域生活支援拠点等の活動実績を検証し、機能の充実を図ります。

ウ　福祉用具利用や住宅改修に関する相談事業の推進

・ 個々の障がい状況や生活実態に適した福祉用具が入手しやすくなるよう、わかりやすい情報提供を行うとともに、品目の追加・見直しや基準の改定等について検討するなど、より効果的な給付に努めます。

・ 住宅の改修についての具体的な相談の実施及び改修費助成事業の推進を図ります。

エ　所得保障の充実

・ 年金制度をはじめとした所得保障制度の充実及び無年金者への対応を強く国に働きかけます。

（２）居住系サービス等の充実

安心・安全に地域で暮らすことができる「住まい」を確保できるよう、グループホームの整備を促進し、支援の質の確保を図るとともに、制度及び事業報酬の見直しを国に働きかけていきます。

・　「住まい」の場であるグループホームにおいては、障がいのある人一人ひとりの実情を踏まえた必要な支援が継続して受けられることで、障がいのある人が安心・安全に地域で暮らしていくことが可能となることから、制度の充実について、次のとおり引き続き国に働きかけていきます。

○ 経過措置とされているグループホームにおける個人単位でのホームヘルプサービス利用について恒久的な制度とすること

○ グループホーム利用者の居宅介護にかかる通院介助の回数制限を撤廃すること

○ 2024（令和６）年４月から支援の実態に応じた日中支援加算の見直しが行われましたが、引き続き入院・外泊時に対する一定の評価を行うなど、利用者に対して必要かつ十分な支援を行うことができるよう適正な報酬の単価を設定すること

○ 医療的ケアの必要な障がい者、強度行動障がい者、高齢重度障がい者等、重度の障がいのある人に対する支援を十分に行えるよう、事業所の運営体制に配慮した適正な加算の創設及び報酬単価を設定すること

○ 生活保護・非課税世帯を対象とした上限月額１万円の家賃助成（特定障がい者特別給付費）について、「住まい」の選択を狭めることのないよう、負担軽減のために上限月額を引き上げること

・ グループホームの整備促進のため、引き続き、国の補助制度（新築）を活用した整備促進に努めます。

・ また、本市においては、強度行動障がいなど重度障がいのある人の受け入れを促進するため、重度障がいのある人を新たに受け入れるグループホームに対する住宅改造等の補助について、今後も引き続き実施していきます。

・ 都市部におけるグループホームに適した物件の確保の困難さに対応するため、市営住宅の活用を希望するグループホーム事業者に利用可能な住戸のマッチングについて、今後も引き続き実施していきます。

（３）日中活動系サービス等の充実

障がいの状況やニーズに応じた多様な日中活動を支援できるよう、適切な事業実施に向けた取組を行うとともに、制度及び事業報酬の見直しを国に働きかけていきます。

- 生活介護について、送迎加算の拡充や重度障がいのある人の支援等に対応した適正な報酬単価の設定を国に働きかけていきます。
- 自立訓練について、リハビリテーション加算の充実など適正な報酬単価の設定を国に働きかけていきます。
- 就労系サービスについては、障がいのある人の就労を進めるうえで重要なサービスです。支援がより効果的に行われるよう、障がい者就業・生活支援センター等関係機関との連携強化に取り組みます。また、多様な働き方のニーズに対応するなど、利用者の希望を踏まえた事業運営が行われるよう、2025（令和７）年 11 月に厚生労働省より示された「指定就労継続支援事業所の新規指定及び運営状況の把握・指導のためのガイドライン」を踏まえながら、サービス提供事業者の支援の質の向上と支援内容の適正化に向けて取り組んでいきます。
- なお、就労継続支援 B 型の総量規制の解除又は継続については、毎年検証し、適切な量の維持とサービスの質の確保を図ります。
- とりわけ就労選択支援については、障がいのある人が就労先や働き方についてより良い選択をするために、就労アセスメントの手法を活用し、本人の希望、就労能力や適性等に合った適切なサービス利用につながるよう、円滑な事業実施に努めます。
- 地域活動支援センター（活動支援型）について、障がいのある人への多様な日中活動のニーズに対応する社会資源として役割を果たせるよう、安定した運営ができるよう努めます。
- 2018（平成 30）年度から制度化された共生型サービスについて、利用者や家族等のニーズに応じた事業運営が円滑になされるように努めます。

（４）障がいのあるこどもへの支援の充実

障がいのあるこどもが身近な地域で支援を受けられるよう、さまざまな障がいの特性に対応できる療育支援機関の確保に努めつつ、各関係機関との連携を推進します。

ア　障がいのあるこどもへの支援の充実

- 障がいのあるこどもを早期に発見し、早期に適切な支援を受けることができるように、保護者やきょうだいなどの家族を含めた支援を踏まえて取組を進めます。
- 児童発達支援センターが地域の障がい児支援の中核として専門的機能を活かし、発達支援や家族支援、障がい児通所支援事業所への後方支援などの中核機能を発揮し、障がい児相談支援をはじめ児童発達支援や放課後等デイサービスなどのサービス提供事業者等と緊密に連携して、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する取組を進めます。
- 児童発達支援や放課後等デイサービスについて、「児童発達支援ガイドライン」及び「放課後等デイサービスガイドライン」を踏まえながら、サービス提供事業者の支援の質の向上と支援内容の適正化に向けて取り組んでいきます。
- 保育所や幼稚園等における障がいのあるこどもの積極的な受入れを支援するため、障がいのないこどもとの集団生活に適応するための専門的な支援を行う保育所等訪問支援について、適切な報酬単価となるよう国に働きかけ、一貫した支援の推進につなげます。
- 発達障がいのあるこどもを対象とした専門療育機関の確保や、発達障がい者支援センター（エルムおおさか）によるペアレント・トレーニング等の充実により、発達障がいのあるこどもとその家族等の支援に努めます。
- 重症心身障がいのあるこどもを対象とした児童発達支援センターや障がい児通所支援事業所の確保により、障がいの特性に配慮した療育支援を推進するとともに、適正な報酬単価となるよう国に働きかけていきます。
- 医療的ケアの必要な障がいのあるこどもやその家族が、身近な地域で安心して生活す

ることができるよう、医療的ケアに対応した短期入所事業や訪問看護事業所等と連携したレスパイト支援事業を実施し、支援の充実を図ります。

・ 強度行動障がいや高次脳機能障がいのあるこども及び医療的ケアの必要なこどもの支援ニーズを把握し、障がい児通所支援等において適切な支援が行えるよう取り組みます。

・ 利用者や事業所数が増加する中においても、障がい児通所事業所の適切な運営や支援の質の確保が図られるように、人材育成のための研修や、支援の質の向上に向けた取り組みを進めていきます。

・ 障がい児入所施設における専門的な療育支援機能の確保に引き続き取り組むとともに、入所している児童が 18 歳以降も適切な場所で適切な支援を受けることができるよう、関係者との協議の場を設ける等により成人としての生活への円滑な移行調整を行います。

・ 虐待を受けた障がいのあるこどもに対して、障がい児入所施設において個々の状況等に応じたきめ細かな支援を行えるよう、職員配置基準の見直しや、適正な報酬単価への改善等を引き続き国に働きかけていきます。

イ　関係機関の連携した支援の推進

・ 乳幼児期、学齢期、学校卒業後のそれぞれにおいて、障がいのあるこどもが利用する福祉サービスや支援機関は、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等と多岐にわたることから、各機関が連携して継続性をもって、インクルージョンの推進を図るとともに、ライフステージに応じた支援を行っていきます。

・ これまで受けてきた支援の内容や本人の特徴を記入する「サポートブック」について、発達障がいのある人が、ライフステージが変わっても新しく所属する機関や支援機関へ情報を適切に伝えるために活用することで、切れ目なく適切な支援を受けることができるよう、普及啓発に取り組みます。

・ 医療的ケアの必要な障がいのあるこどもに対する支援体制の充実に向けて、医療・保

健・福祉・保育・教育等の各関連分野の関係者が連携を図る協議の場である「大阪市医療的ケアが必要な児童等の支援に関する検討会議」において協議・検討を行うほか、関係部局との連携を図り、施策を推進していきます。

・ 障がい福祉サービス事業所等に対する、医療的ケアに係る介護技術の向上を目的とした研修や、相談援助等の支援を行うコーディネーターを養成するとともに、フォローアップのための研修等の実施に努めます。

・ 障がいのあるこどもやその家族等を支えるため、身近な相談支援機関や医学的診断・検査・運動発達評価を行う専門的機能を持った機関等がそれぞれの特性を活かして相談支援を実施します。

３　スポーツ・文化活動等

現状と課題

障がいのある人が心豊かな地域生活を送るためには、充実した余暇を過ごすことが重要であり、社会参加の機会の確保やスポーツ・文化活動の振興を図る必要があります。

「スポーツ基本法」においては「障害者をはじめとする全ての国民が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度その他の事由に応じ必要な配慮をしつつ、共生社会の実現に資することを旨として、推進されなければならない。」とされています。

また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、障がい者スポーツを取り巻く状況が変化する中、国においては、「スポーツが社会活性化等に寄与する価値」を更に高めるべく、2022（令和４）年３月に「第３期スポーツ基本計画」が策定されました。

大阪市では、1974（昭和 49）年５月にわが国で初めての障がい者専用のスポーツセンター（現長居障がい者スポーツセンター）を開設し、1997（平成９）年 10 月に開設した舞洲障がい者スポーツセンターとともに、障がいのある人にスポーツやレクリエーションの機会を提供しています。

これまで、「障がいのある人が、いつ一人で来館してもスポーツを楽しむ事ができる」を基本方針として、専門性の高い指導員を配置し、スポーツの指導や教室を開催するほか、関係団体等と連携して、障がい者スキー教室の実施、国際親善車いすバスケットボール大会の開催など、障がい者スポーツ振興のための様々な取組を進めてきました。一方で、長居障がい者スポーツセンターでは施設の老朽化が著しいことから、その対応として、2021（令和３）年 11 月の戦略会議において、建替えなどの方向性を決定しました。引き続き、障がいのある人が安心してスポーツを楽しむ事ができるよう、拠点施設としての機能を継承、発展させていく必要があります。

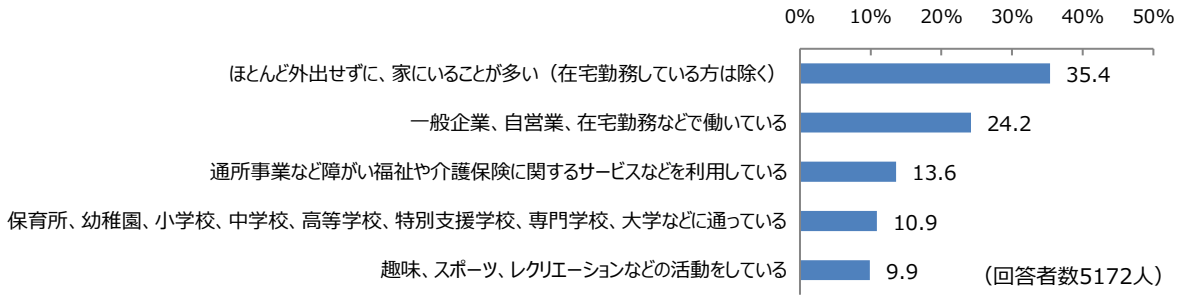
また、身近な地域での障がい者スポーツ振興を図るため、区役所をはじめ、スポーツ施策、障がい者施策を担う関係所属や関係団体等が連携して、障がいのある人もない人も誰もがスポーツを一緒に親しみ楽しめる機会づくりや環境づくりを行うことが重要です。

加えて、芸術・文化活動についてもあわせて振興を図り、障がいのある人の社会参加や障がいのある人に対する理解を促進していくことが重要であり、その支援が求められています。

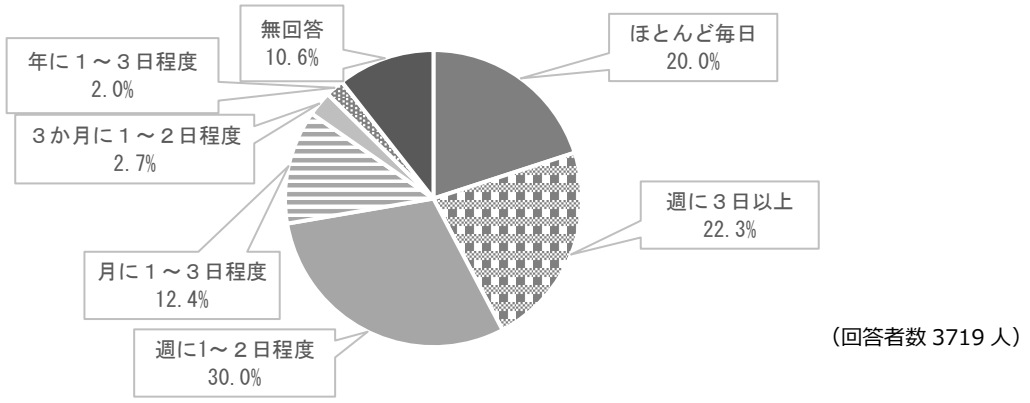
◆◆◆◆◆◆◆◆2025（令和7）年度大阪市障がい者等基礎調査結果から◆◆◆◆◆◆◆◆

○ **日中の主な活動【複数回答】**（障がい者本人用調査）

（上位５項目のみ掲載）



○ **直近１年間の運動やスポーツの程度【単一回答】**（障がい者本人用調査）



「ほとんど外出せずに、家にいることが多い」と回答された方が最も多い一方、「趣味、スポーツ、レクリエーションなどの活動をしている」と回答された方は9.9%であり、引き続き社会参加の促進に取り組む必要があります。１ 年間の運動の程度については、「週に１～２日程度」が最も多くなっています。

◆◆

（　課　題　）

①　スポーツ・文化活動の振興

ア　スポーツ・文化活動への参加の促進

イ　スポーツ・文化活動の環境整備

ウ　スポーツ・文化活動の推進

②　地域での交流の推進

施策の方向性

（１）スポーツ・文化活動の振興

障がいのある人のスポーツ活動や芸術・文化活動への参加を促進するために、環境整備や人材育成に取り組むとともに、地域交流を推進していきます。

ア　スポーツ・文化活動への参加の促進

- 身近な地域でスポーツ活動に参加できる機会を確保するため、地域のスポーツセンターやプールなどのスポーツ施設について情報発信を積極的に行い、障がいのある人の利用促進を図ります。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催を契機として高まった機運を継承し、障がい者スポーツや障がいへの理解促進を図るとともに、障がいのある人へのスポーツを始めるきっかけづくりのため、障がい者スポーツに触れる機会を創出し、障がい者スポーツの振興を図ります。
- 芸術・文化に触れる機会を創出するため、文化施設の入場料割引などの優待制度の協力を求め、障がいのある人の芸術・文化活動への参加の促進を図ります。

イ　スポーツ・文化活動の環境整備

- 舞洲障がい者スポーツセンター（アミティ舞洲）や長居障がい者スポーツセンターにおいて、障がいのある人が、その障がいの状況に応じて、気軽にスポーツに取り組めるよう、各種の教室を開催するとともに、障がい者スポーツの拠点施設として、地域のスポーツセンターやプールなどとの連携を強化し、さらなるスポーツ活動の普及を図ります。
- 身近な地域での障がい者スポーツ振興を図るため、地域特性を踏まえ区ごとに取組を推進します。障がいのある人に対してその状況に応じて適切にスポーツの指導ができる障がい者スポーツ指導員の養成やボランティアの育成とともに、各区のスポーツセンター・プールに障がい者スポーツ指導員等の配置を行うよう取り組みます。

・ 障がいのある人が余暇を楽しみながら、人間関係を広め、社会参加の機会となるよう、障がいの状況やライフスタイルに適したレクリエーションの普及や多様化するスポーツ活動の支援を行います。また、障がいのある人もない人も誰もが一緒に気軽にスポーツに親しみ、楽しめる機会づくりや環境づくりを推進します。

・ 市立の各種ホール・施設について、安全の確保や利便性の向上、バリアフリー化の一層の促進を図ることや、視覚障がい者等の読書環境の充実等、障がいのある人に配慮した環境整備を進めます。

・ 2021（令和３）年 11 月の戦略会議における、建替えなどの方向性の決定を踏まえ、「新たな長居障がい者スポーツセンター（仮称）」が、本市障がい者スポーツ振興の中核的な拠点施設として機能強化を図ることができるよう整備を進めます。

ウ　スポーツ・文化活動の推進

・ スポーツの競技力の向上を図るため、各種スポーツ大会の開催、競技団体の育成や選手の派遣を行います。また、国際競技大会等において優秀な成績を収めたアスリートへの表彰を行います。

・ 舞洲障がい者スポーツセンターでは、ボッチャ競技のナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設として指定を受けており、さらなる競技力の向上に努めます。

・ 障がいのある人が心豊かな地域生活が送れるよう、身近な地域におけるスポーツ活動や芸術・文化活動を推進します。

（２）地域での交流の推進

・ 障がいの有無にかかわらず誰もが地域生活を営む中で交流し、相互理解を深めることで、地域での共生がより一層進んでいく好循環を生み出していくように支援します。

第３章　地域生活への移行のために

1　入所施設からの地域移行

現状と課題

障がいのある人やそのご家族などが、住み慣れた地域で安心して生活していくためには、相談支援体制や福祉サービスなどの地域生活を支援する体制の充実が必要です。

併せて、障がいのある人もない人も人格と個性を尊重しあいながら地域で共に生き、共に支えあう社会の実現に向けた取組が重要です。

施設入所支援については真に必要な人への支援とし、可能な限り地域で生活を継続することができるよう、地域において適切なサービスに繋がるように支援を行う必要があります。

適切な支援がないことにより、障がいのある人が本人の意に反して長期にわたり福祉施設等での入所生活を余儀なくされることは「人権侵害」であるとの認識に立ち、本人の意向を十分に尊重しながら、安心して地域での自立生活に移行できるよう取組を推進していく必要があります。

第７期大阪市障がい福祉計画では、施設入所者の地域移行者数の目標数値を、国の基本指針で示された「2022（令和４）年度末の施設入所者数の６％以上」に基づいて設定しており、その目標値については達成していますが、長期間入所している人の対応を含め、より一層の取組を進める必要があります。

2025（令和７）年度大阪市障がい者等基礎調査によると、施設入所者の入所期間については、５年未満が 16.9%、５年以上 10 年未満が 11.9%、10 年以上が 69.8%（うち 20 年以上が 49.3%）となっており、長期にわたり施設で生活している人が半数を占める状況です。

そうした状況を踏まえ、地域移行を推進するにあたっては、本市はもとより入所施設・障がい者基幹相談支援センター・本人や家族を支援する関係機関などが連携して具体的な取組を進める仕組みを構築する必要があります。

また、障がいのある人が不安なく施設から地域生活に移行でき、その後も地域で安心して暮らし続けるためには、地域移行や地域定着の支援を充実する必要があります。

2026（令和８）年度から障がい者支援施設に対する地域移行等の意向確認が義務化されたことを踏まえつつ、地域移行や地域定着の支援は、単に「施設から地域に生活の場を移す支援」ではなく、「施設での生活から自らが望む暮らし方をつくりあげる支援」すなわち「一人ひとりの地域における生活をつくる支援」であり、本人の意向を十分に尊重しながら進めることが必要です。

地域生活への移行に向けて具体的な支援を行う仕組みである地域移行支援については、積極的な活用を図っていく必要がありますが、報酬単価が低いことや、支援に必要な交通費が利用者の負担であることなど、事業者と利用者の双方に負担が生じています。また、入所者の重度化や高齢化への対応などとも合わせ、地域移行支援を必要とする人が適切に利用できる制度となるよう、その改善を国へ求めていく必要があります。

また、地域移行支援の利用につなげるための支援として、入所施設や相談支援事業者による適切なアセスメントのもと、地域生活についてのわかりやすい情報提供や体験の機会の提供などのさまざまな取組を行い、本人や家族が地域生活に関して前向きに考えることができるよう支援することも必要です。

地域移行に向けては、本人や家族が、地域生活に関する不安を解消し、具体的なイメージを持つことができるよう、きめ細やかに支援することが必要です。重い障がいがあっても地域で生き生きと暮らしている事例等を提示しながら、具体的に伝えていく工夫も必要です。また、地域の相談支援事業者やピアサポートによる支援など施設外の視点による支援や、意思決定支援の観点も重要です。

2025（令和７）年９月に国において、「障害者支援施設の在り方に関するこれまでの議論」が取りまとめられており、本市においても障がい者支援施設が担う役割や機能につい

て考える必要があります。障がい者支援施設は、障がいのある人や家族の地域生活を支える身近な存在のひとつとして、地域の関係機関と連携し、これまで蓄積してきたノウハウや専門性を活かしながら、地域に根差した支援を行う機関として機能していくことが期待されています。

第７期大阪市障がい福祉計画では、施設入所者数の目標数値を、国の基本指針で示された「2022（令和４）年度末の施設入所者数の５%以上削減」に基づいて設定しており、その目標値については達成する見込みですが、引き続き取組を行いながら、入所施設と地域の関係機関が連携して障がいのある人の生活を支える地域の基盤づくりを進める必要があります。

また、地域生活への移行後を支える「地域で暮らすための受け皿づくり」については、重度の障がいのある人も、地域で安心して自立した生活を営めるよう、グループホーム等の住まいの場の確保のほか、日中活動の場や居宅介護等の各種サービス提供、また夜間や緊急時に対応できる仕組みの構築などの総合的な支援体制を整備する必要があります。

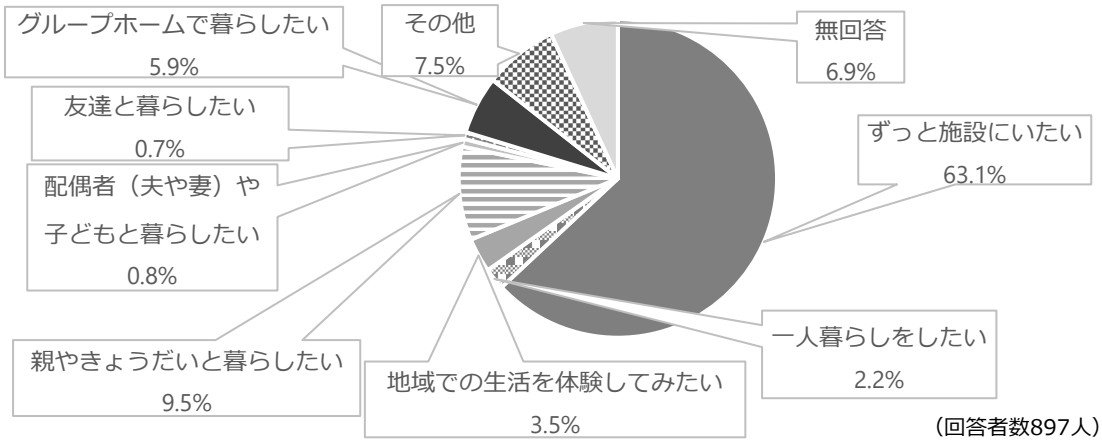
2025（令和７）年度大阪市障がい者等基礎調査によると、大阪市外の施設に入所している人は 37.6%となっており、障がい支援区分の認定調査や計画相談支援の利用等を通じて、計画的にその実態や意向の把握に努める必要があります。また、障がい児入所施設に入所している児童について、18 歳以降も適切な場所で適切な支援を受けながら暮らすことができるよう、地域生活への移行を踏まえた支援体制の充実を図る必要があります。さらに、行動障がい・重度の重複障がい等のより手厚い支援が求められる人に対する地域生活への移行についても、適切な支援が行われるように体制を整備する必要があります。

矯正施設[17]等を退所した障がいのある人に対する支援については、地域生活への移行の支援だけではなく、移行後に社会的に孤立しないよう、地域で安心して生活し続けられるような支援が必要です。

[17] 刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院のこと。「障害者総合支援法」に基づく地域移行支援の対象となっています。

◆◆◆◆◆◆◆◆2025（令和7）年度大阪市障がい者等基礎調査結果から◆◆◆◆◆◆◆◆

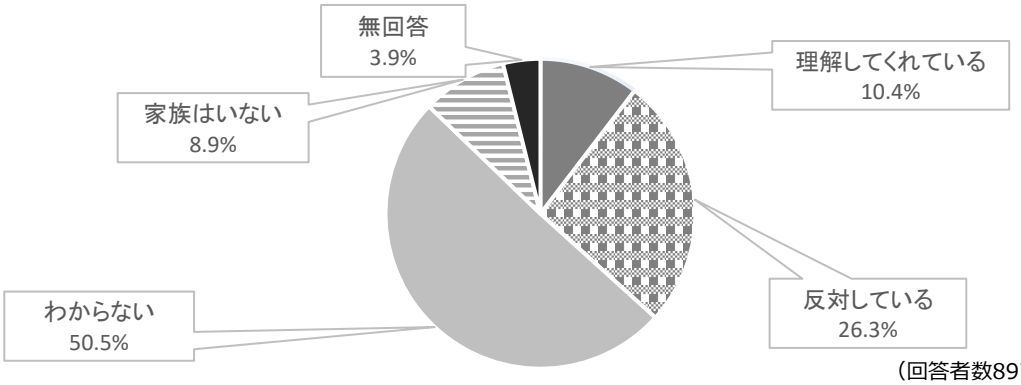
○ **施設を出て生活したいと思うか【単一回答】**（施設入所者用調査）



（回答者数897人）

「親やきょうだいと暮らしたい」「グループホームで暮らしたい」「地域での生活を体験してみたい」など、地域で暮らしたいと思っている方が22.6%おられ、本人の意向を十分に尊重しながら、地域移行の取組を進めていく必要があります。

○ **施設を出て生活することに関する家族の理解【単一回答】**（施設入所者用調査）

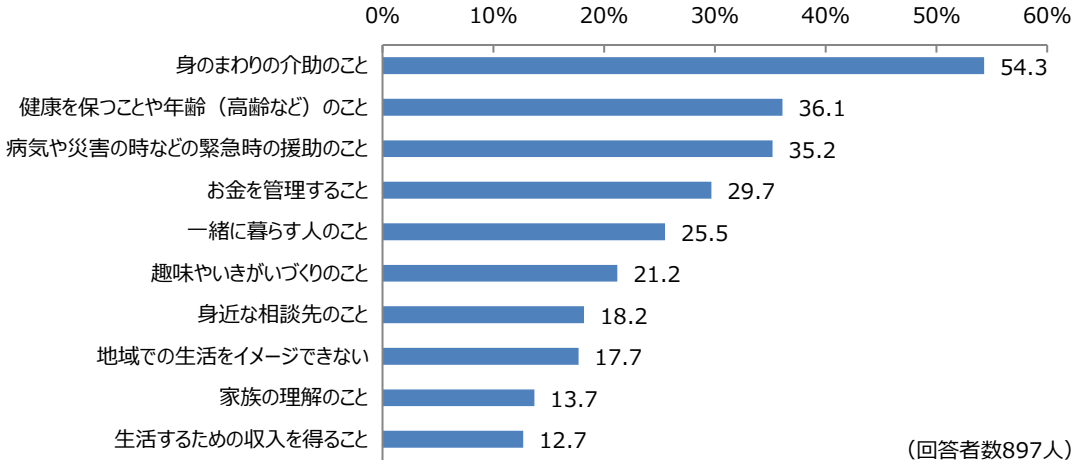


（回答者数897人）

「わからない」と回答された方が5割おられ、地域生活への移行について、本人の意向や家族の思いなどを共有する機会を増やせるよう取組を進めていく必要があります。

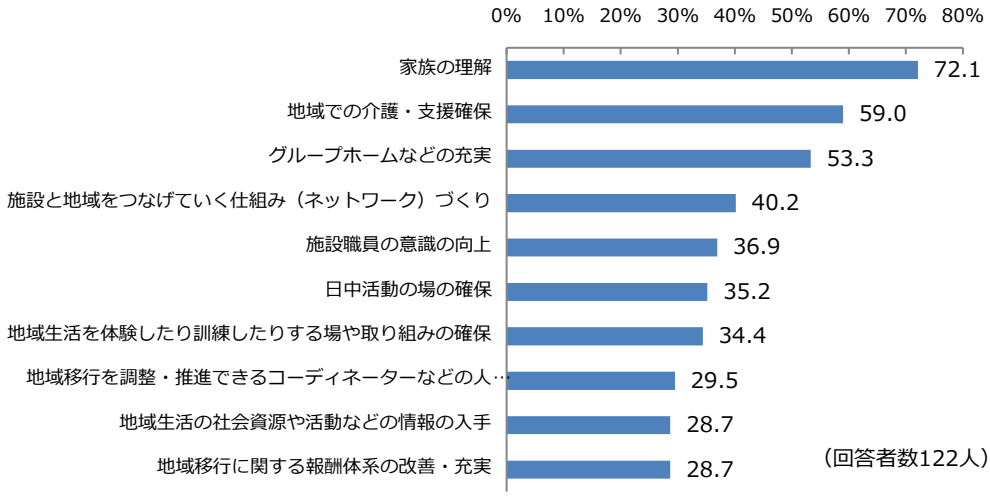
○ **施設を出て生活することで不安に思うこと【複数回答】**（施設入所者用調査）

（上位 10 項目のみ掲載）



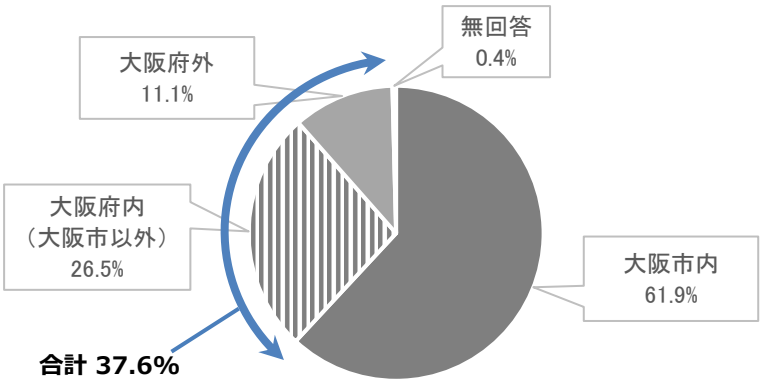
○ **地域移行を進めるうえでの課題【複数回答】**（入所施設管理者用調査）

（上位 10 項目のみ掲載）



入所施設管理者が地域移行を進めるうえでの課題と思うことでは、「家族の理解」「地域での介護・支援確保」「グループホームなどの充実」と回答された方が多く、これらへの取組を進める必要があります。

○ **入所施設の所在地【単一回答】**（施設入所者用調査）



（回答者数897人）

施設入所者の約４割の方が大阪市外の施設で暮らしています。遠方の入所施設への支援にあたっては、訪問に時間がかかることや交通費の負担などの課題があり、大阪市外の施設に入所されている方への支援のあり方は、地域移行を進めるうえでの大きな課題となっています。

◆◆

（　課　題　）

①　施設入所者の地域生活への移行に向けた働きかけ

ア　施設入所者への支援

イ　家族への支援

ウ　地域移行に関する啓発

②　地域生活への移行を支援する仕組みづくり

ア　入所施設と相談支援事業者の連携の強化

イ　地域移行支援の推進

ウ　相談支援事業者の量的・質的な確保

エ　障がい児入所施設に入所している 18 歳を迎える児童に対する取組

③　地域で暮らすための受け皿づくり

ア　地域での受け皿の確保

イ　地域生活の支援に向けたネットワークの構築

ウ　地域における相談支援体制の充実

エ　より手厚い支援が求められる人への支援

オ　地域生活を続けるための支援

施策の方向性

（１）施設入所者の地域生活への移行に向けた働きかけ

施設入所者の地域生活への移行が促進するよう、入所施設と連携して入所者や家族の支援に取り組むとともに、関係機関の理解促進に努めます。

ア　施設入所者への支援

- 施設職員や計画相談支援事業者などによる入所者への支援においては、障がいの状況にとらわれずに地域移行に向けた検討を行い、適切なアセスメントのもと、個々の入所者の状況や意向に応じた働きかけを行うことができるよう取り組みます。
- 地域移行の推進に向け、入所施設等と連携し、本人の意向を十分に尊重しながら、地域生活の不安軽減に向けた情報提供等に取り組みます。また、必要に応じ、入所施設から地域生活へ移行した障がい当事者の助言やアドバイスを活用するなどにより、地域生活への不安解消に取り組みます。
- 入所施設において行われている定期的な外出や地域との交流等については、入所者の地域移行にも資する取組であることから、引き続き積極的な取組が進められるよう働きかけます。

イ　家族への支援

- 地域移行についての不安やこれまでの負担感に配慮し、入所施設や相談支援事業所などの関係機関が役割分担を行いながら、家族の気持ちにも寄り添った支援を行う仕組みづくりに取り組みます。
- 地域の社会資源や福祉サービスなどの最新の情報や、すでに自立生活している障がいのある人の生活の様子を伝えることにより、地域生活の具体的なイメージづくりに努めます。

ウ　地域移行に関する啓発

・ 地域の関係機関が共通認識をもって地域移行の取組を進めることができるよう、区地域自立支援協議会等を活用して、入所施設をはじめ、サービス提供事業者や相談支援事業者などの関係機関の協働や、意識の醸成に努めます。

・ 地域住民が共生社会についての理解を深めることができるよう、啓発活動等に取り組むことにより、施設からの地域移行の促進につなげます。

（２）地域生活への移行を支援する仕組みづくり

施設入所者が安心して地域生活に移行できるよう、関係機関の連携強化や研修に取り組むとともに、地域移行支援の制度や事業報酬の見直しを国に働きかけます。

ア　入所施設と相談支援事業者の連携の強化

・ 入所施設と相談支援事業者が、入所者のニーズや状態像を的確に把握・共有しながら、連携して地域移行に向けた支援を行うことができるよう、必要に応じて、区障がい者基幹相談支援センターがコーディネートを行い、入所施設と相談支援事業者の連携の強化を図ります。

イ　地域移行支援の推進

・ 地域移行支援については、体験的な外出や地域生活の場の見学、障がい当事者との交流、体験宿泊等を通じて、地域生活への移行を進める支援であり、適切かつ効果的な利用につながるよう取り組みます。

・ 地域移行支援の利用につながる前の段階においては、入所者の地域生活に関するイメージづくりを支援することが重要であることから、計画的な地域への外出など、体験の機会等を提供することにより、地域移行支援の利用へつなげる仕組みの活用に取り組みます。

・　入所施設が遠方にある場合等においては、訪問に時間がかかることや交通費が利用者の負担となること、また障がい福祉サービスの体験利用についても制限があることから、地域移行支援事業者の市外施設訪問にかかる交通費にかかる負担軽減策を講じるとともに、適切な支援が行えるよう、国に制度や報酬の見直しなどの必要な改善について働きかけます。

ウ　相談支援事業者の量的・質的な確保

・　地域移行支援の利用が促進されるよう、相談支援事業者の量的・質的な確保に努めます。とりわけ、地域移行支援は、利用者が望む暮らし方をつくりあげる支援であることを踏まえ、地域移行が適切に進められるよう、相談支援事業者に対する研修に取り組みます。

エ　障がい児入所施設に入所している 18 歳を迎える児童に対する取組

・　障がい児入所施設に入所している 18 歳を迎える児童が、円滑に地域生活に移行できるよう協議の場（障がい児移行支援調整会議）を設け関係機関が連携するとともに、障がい児入所施設の入所者が適切な場所で適切な支援を受けることができるよう、必要な支援のあり方について検討し、支援体制の充実を図ります。

（３）地域で暮らすための受け皿づくり

地域で安心して暮らし続けられるよう、各種サービスの確保に努めるとともに、様々な関係機関によるネットワークの構築を図り、切れ目のない支援体制づくりに取り組みます。

ア　地域での受け皿の確保

・　地域生活への移行を促進し、住み慣れた地域で自立した生活を続けるためには、地域生活を支えるグループホーム等の住まいの場の確保や、日中活動の場や居宅介護等の各種サービスを提供する支援体制が必要となることから、地域における受け皿の十分な確保に努めます。

・ 特に、住まいの場として重要な役割を担うグループホームの確保に向けて、整備助成事業や市営住宅の活用を行うとともに、国に対して制度の見直し等を要望し、整備促進に努めます。また、一人暮らしを希望する人に対しては入居契約手続等の支援に努めます。

・ 地域生活支援拠点等の充実などを通じて、相談支援事業所をはじめ、地域の関係機関が連携して面的に支援する体制づくりを進めます。

・ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護や行動援護等の訪問系サービス、生活介護等の日中活動系サービス等については、必要なサービスが確保できるよう、国に対して制度の見直しや十分な財源が確保できるよう要望していきます。

・ 地域で共に住民として生活することができる社会の実現に向け、市民の理解を深めるための啓発・広報活動の推進に取り組みます。

イ　地域生活の支援に向けたネットワークの構築

・ 地域移行後の生活を継続的に支えていくためには、各種サービス提供事業者等の関係機関が連携して支援を行うことが重要であることから、区障がい者基幹相談支援センターと区保健福祉センターが、区地域自立支援協議会の活動などを通じて、地域の事業所やさまざまな関係機関等によるネットワークの構築を図り、切れ目のない支援体制づくりに取り組みます。

ウ　地域における相談支援体制の充実

・ 地域において安心して生活が継続できるよう、常時の連絡体制を確保して緊急時の相談等の対応を行う地域定着支援の利用促進に努めます。

・ 地域移行後に一人暮らしを希望する人に対し、定期的な巡回訪問や随時の対応を行う自立生活援助の円滑な実施に努めます。

エ　より手厚い支援が求められる人への支援

・ 行動障がいや重度の重複障がい等のある人にも対応した地域生活支援の体制を構築していくために、行動障がい・重度障がいのある人の受入れに必要なグループホームの整備助成事業や強度行動障がいのある人のグループホームへの移行に向けた入居前後支援、専門分野別の研修に取り組み、支援体制の充実を図ります。

・ また、矯正施設等を退所した人に対する支援について、区障がい者基幹相談支援センターや地域生活定着支援センター等と連携して対応を進めていきます。

オ　地域生活を続けるための支援

・ 地域移行を進める一方で、新たに施設へ入所される人もおられることから、施設入所が真に必要な人への支援となるよう、施設待機者の実態把握に努め、可能な限り地域での生活継続に向けて支援することを基本とし、区障がい者基幹相談支援センターが中心となり、区保健福祉センターと地域の事業所等が連携して、生活の状況や家族の思いなども丁寧に聴きながら、地域での生活を支える各種サービスにつなげていけるような仕組みを構築します。

・ 障がい者支援施設について、障がいのある人や家族の地域生活を支える存在として、これまで蓄積してきたノウハウや専門性のもと、2025（令和７）年９月に取りまとめられた国の「障害者支援施設の在り方に関するこれまでの議論」に示された施設に求められる役割・機能等が発揮できるよう、障がい者支援施設とともに、関係機関との連携強化を図りながら検討を進めます。

２　精神科病院からの地域移行

現状と課題

1997（平成９）年に大和川病院で精神障がいのある人の人権侵害にかかわる事件が発生し、その一因として社会的入院が問題となりました。1999（平成 11）年３月 19 日大阪府精神保健福祉審議会「大阪府障害保健福祉圏域における精神障害者の生活支援施策の方向とシステムづくりについて」の答申で、「社会的入院は、精神障がい者に対する人権侵害として考慮されなければならない。」と示され、大阪市としては、この答申と認識を一にし、取組を進めてきたところですが、2020（令和２）年に兵庫県内の精神科病院で、2021（令和３）年に大阪府内の精神科病院で、2023（令和５）年に東京都内の精神科病院で職員による入院者への虐待が明らかになり、精神障がいのある人への人権侵害は根絶されていません。

2022（令和４）年の「障害者権利条約」に基づく日本政府の取組への国連の障害者権利委員会による総括所見では、障がいのある人の非自発的入院を認める法規定の廃止などが求められており、これらの観点も踏まえ、精神障がいのある人の権利擁護について、より一層推進を図る必要があります。

大阪市では、精神障がいのある人への理解の不足や偏見から、地域で生活するための住まいの確保など受け皿の整備が遅れてきたことについて、社会全体の問題として捉え、社会的入院を解消するための取組として、2002（平成 14）年度から、精神科病院からの地域移行の支援の仕組みとして、独自で地域生活移行支援事業を開始しました。

こころの健康センターを窓口として、精神科病院と調整・連携しながら、委託機関である地域活動支援センター（生活支援型）の支援者が、入院している病院に直接訪問し、地域移行希望者に外出支援や社会資源見学等をしながら、地域移行をめざしてきました。

2008（平成 20）年度から「精神障がい者地域移行・地域定着支援事業」が実施され、ピアサポーターによる地域での生活情報提供、入院者との交流を図るピアサポート事業、地域体制整備コーディネーターの配置、安心した地域移行を果たすための体験宿泊推進事業等を実施し地域移行を推進してきました。

2012（平成 24）年度には、「障害者自立支援法」の改正により地域移行支援や地域定着支援が個別給付化され、相談支援事業者が地域移行支援、地域定着支援を行うとともに、各区精神保健福祉相談員が相談窓口となり地域移行支援に取り組んでいます。

2018（平成 30）年度からは、病状が安定しているにもかかわらず、精神科病院の入院が長期化している入院者に対して、退院意欲を高め本人の意向により地域移行支援の申請ができるよう支援することを目的として、「精神障がい者地域生活移行推進事業」を開始し、実際の支援を行う地域活動支援センター（生活支援型）等やピアサポーターと連携しながら、本人や家族の地域生活に対する不安を解消し退院意欲の喚起につながる支援を行っています。

第７期障がい福祉計画では、地域移行支援による地域移行目標数を各年度 20 人と設定していますが、2024（令和６）年度から 2025（令和７）年度の実績は 24 人であり、達成率は 60%であることから、地域移行の取組をより一層推進することが必要です。

また、2024（令和６）年時点の年齢区分では 65 歳以上の人が 50%以上であり、高齢化も課題となっています。さらに、これまでの地域移行対象者には、精神障がいに加え、知的障がい、高次脳機能障がい、発達障がい、難病等々の障がいを併せもっている人もおられます。

支援機関は、これらの課題も受け止めながら、地域移行支援を行うために、対象者の意向を中心に、病院職員や市関係部署等と常に共通認識が図れるように連携を図り、ケアマネジメント機能を発揮して、ていねいな支援を行っています。

こころの健康センターでは、支援関係者へスキルアップのための研修を実施しているところですが、支援力の担保のためには、継続的に研修する必要があります。

地域移行後の地域定着のためには、サービス基盤の確保・充実を図るとともに、大阪市のような都市部においては、多職種チームによる支援が重要と考えています。そのために、市内の精神科診療所や訪問看護ステーション及び地域支援関係者と協働しながら連携していく必要があります。

こころの健康センターと各区精神保健福祉相談員、精神科病院、相談支援事業者、地域活動支援センター（生活支援型）等が連携し、これまでに蓄積してきたノウハウを生かしつつ、精神障がいのある人の地域移行・地域定着に向けてどのように取り組んでいくかが課題です。

2020（令和 2）年度に設置した「保健・医療・福祉関係者による協議の場」では「精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けて、地域移行等の課題や具体的方策について継続的に検討を重ねていく必要があります。

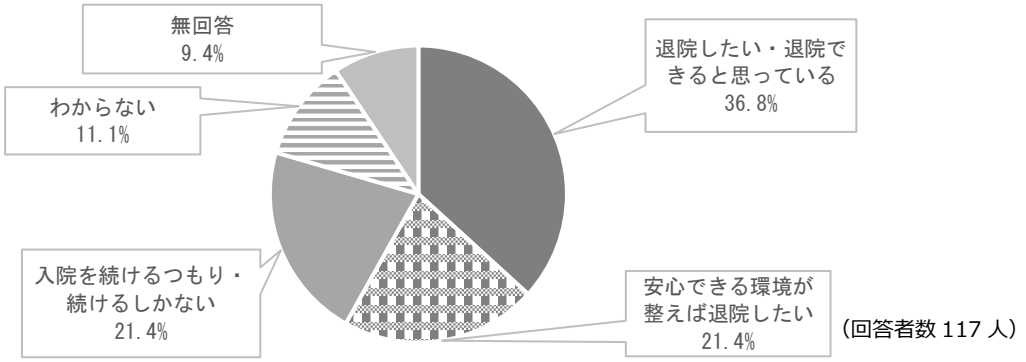
地域移行とは、単に生活の場所が病院から地域に変わるということだけでなく、自ら選択した地域で生活するために、必要なサービスや資源を利用し、安心した地域生活を送ることを確保し、障がいのある人が、地域社会の一員として地域とのつながりを持ちながら豊かに暮らしていくことです。

2025（令和 7）年度大阪市障がい者等基礎調査より、精神科入院者の退院後の生活にあたっては、人とのつながり・経済面の支援・日常生活支援・医療の確保に加え、災害を含む緊急時の体制に対するニーズが高く、それらの包括的な支援体制づくりが必要です。また、入院者の高齢化の現状をふまえ、高齢者支援に関わる関係機関との連携が必要です。

さらに、大阪市内に精神科病院が極端に少ないという地域特性から、地域生活移行支援にあたっては市外の精神科病院へ訪問し、大阪市内まで移動して外出・外泊支援を行い、継続的な取組ができるよう地域特性に応じた支援制度を国にも提言、要望をしていく必要があります。

◆◆◆◆◆◆◆◆2025（令和7）年度大阪市障がい者等基礎調査結果から◆◆◆◆◆◆◆◆

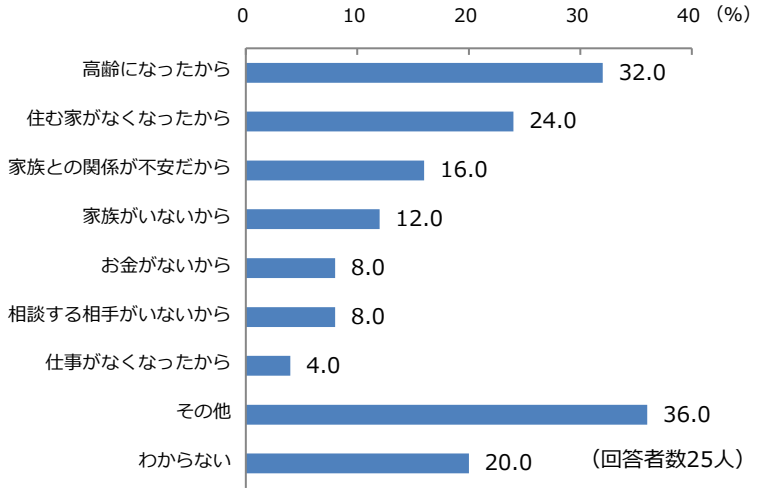
○ 退院について思うこと【単一回答】（精神科入院者用調査）



（回答者数 117 人）

「退院したい・退院できると思っている」が 36.8%で最も多く、次いで「安心できる環境が整えば退院したい」と「入院を続けるつもり・続けるしかない」がそれぞれ 21.4%、「わからない」が 11.1%と続いています。入院者に関わる支援者が、本人が退院後の生活を具体的に描けるよう分かりやすく選択肢を示し、本人の状態に合わせた適切な退院支援につなげていく必要があります。

○ 入院を続けるつもり・続けるしかないと思う理由【複数回答】（精神科入院者用調査）

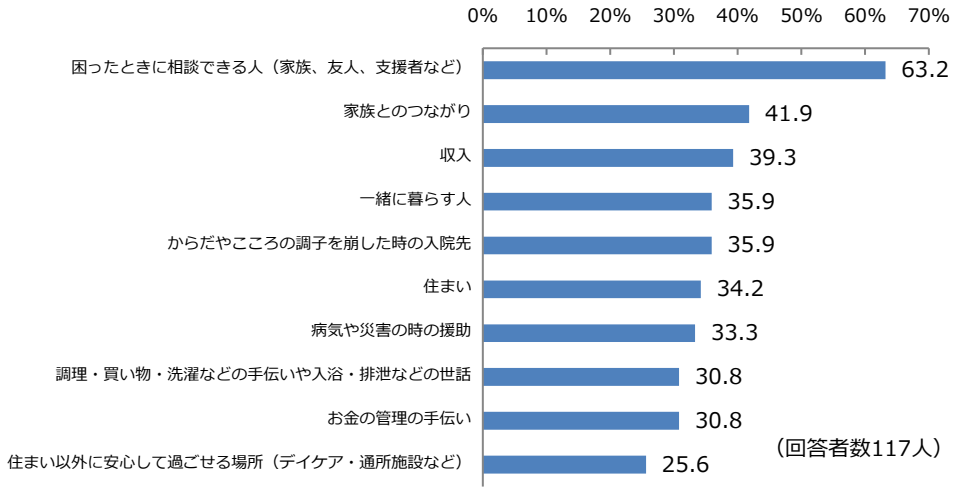


（回答者数25人）

「入院を続けるつもり・続けるしかない」と答えた 25 人のうち、22 人は長期入院者でした。入院を続ける理由（複数回答）としては、「高齢になった」「住む家がなくなった」「家族との関係

に不安がある」「家族がいない」などが挙げられています。これらから、入院期間が長期化することで、退院後に生活する場や家族・地域とのつながりに影響を与えていると考えられます。

○安心して暮らすために必要なこと【複数回答】（精神科入院者用調査）
（上位 10 項目のみ掲載）



退院後に安心して暮らすために必要なこととして、最も多かったのは「困ったときに相談できる人」（63.2%）でした。「家族とのつながり」（41.9%）、「一緒に暮らす人」（35.9%）など、人とのつながりに関するニーズが高い状況でした。また、生活面では「収入」（39.3%）といった経済的な支えに加え、「住まい」（34.2%）や、「調理・買い物・洗濯などの手伝いや入浴・排泄などの世話」（30.8%）、「お金の管理の手伝い」（30.8%）など、日常生活の支援も求められていました。さらに、緊急時に備えた体制として「からだやこころの調子を崩したときの入院先」（35.9%）や「病気や災害時の援助」（33.3%）も必要とされています。

地域移行の推進にあたっては、相談支援、生活支援、医療の確保、緊急時の備えなど包括的な支援が重要です。

◆◆

（　課　題　）

①　精神科病院入院者の地域生活への移行に向けた働きかけ

ア　精神科病院入院者への支援

イ　家族への働きかけ・支援

ウ　地域住民への理解のための啓発

②　地域生活への移行を支援する仕組みづくり

ア　精神科病院との連携

イ　地域の関係機関との連携

③　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

ア　地域での受け皿の確保

イ　各区精神保健福祉相談員に対する技術支援

ウ　保健、医療、福祉関係者による協議

施策の方向性

（１）精神科病院入院者の地域生活への移行に向けた働きかけ

精神科病院入院者の地域生活への移行が促進するよう、医療機関等と連携して対象者や家族への働きかけに取り組むとともに、地域住民の理解促進に努めます。

ア　精神科病院入院者への支援

- こころの健康センターは、大阪府との連携のもと、１年以上の長期入院者のうち寛解・院内寛解している人に対して、退院に向けた支援に繋ぐことができるよう、積極的に精神科病院を訪問し、対象者への面談・支援を実施していきます。
- ピアサポーターによる働きかけは入院中の対象者に退院への意欲を向上させるとともに、精神科病院関係者の啓発としても重要であり、訪問回数を増やす取組等今後も継続的に実施していきます。
- 一方、新たに長期入院者を増加させないよう、可能な限り入院早期から関係部署（病院の退院後生活環境相談員、障がい福祉サービス事業所、区保健福祉センター等）と連携しながら、対象者に対し働きかけを行い、退院支援や地域移行に取り組んでいきます。
- また、生活保護受給の長期入院者については各区の関係部署と連携し入院状況を把握し、地域移行に取り組んでいきます。
- 「精神障がい者地域生活移行推進事業」において、精神科病院を訪問して病院職員への事業説明を実施する等の取り組みを強めて新規利用者の増加を目指します。
- 地域移行支援事業者が市外の精神科病院を訪問する際の交通費について負担を軽減することで、地域生活移行の推進を図ります。
- 「精神保健福祉法」改正により 2024（令和６）年度から入院者訪問支援事業が開始されました。この事業では入院者の意向に応じて訪問し、病院外の者との面会交流の機会を確保し、話を傾聴し情報提供等を行うことにより、対象者の思いを受け止

め、対象者が自らの力を発揮できるよう支援します。また、医療機関と連携しながら事業周知に努めます。

イ　家族への働きかけ・支援

・ 高齢化の進展などによる家族の経済的な問題のほか、住まいの問題など対象者と家族を取り巻く様々な課題があります。地域移行・地域定着に向けて、対象者が安心して地域生活を送れるよう支援するとともに、地域生活に関する情報提供や、各区精神保健福祉相談員が行う相談及び家族教室の充実等、家族支援にもより一層取り組んでいきます。

ウ　地域住民への理解のための啓発

・ 市民講座など様々な機会をとらえ、各区で市民啓発に取り組むことで精神科病院へ長期入院している人への事情や支援の取組の理解を図っていくとともに、共に生きる地域の大切さを伝えていきます。

・ また、ピアサポーターによる啓発は、精神障がいのある人の地域生活の正しい理解に重要な役割を果たしており、今後も継続して実施していきます。

（２）地域生活への移行を支援する仕組みづくり

精神科病院に入院している人が安心して退院できるよう、医療機関との関係構築に努めるとともに、地域の支援機関と協働した支援体制の強化に取り組みます。

ア　精神科病院との連携

- こころの健康センターは、精神科病院に地域生活移行支援事業の周知や病院職員への啓発を引き続き行います。
- こころの健康センターは、各区精神保健福祉相談員が行う事前面接に同行し、各精神科病院（退院後生活環境相談員など病院職員）と顔の見える関係をつくりながら、地域移行利用者を増やすために積極的に取り組んでいきます。
- また、大阪市民の多くが大阪市外の精神科病院に入院していることから、精神科病院との連携を図るために、こころの健康センターがコーディネーターの役割を果たし、広域的に大阪府とも連携しながら地域移行を推進していきます。

イ　地域の関係機関との連携

- 大阪市では、地域活動支援センター（生活支援型）等の支援者が、病院に直接訪問し、地域移行希望者に外出支援や地域の事業所の見学等をしながら、精神障がいのある人の地域移行に向けた支援を行っています。今後さらに地域移行を促進するため、こころの健康センターと地域活動支援センター（生活支援型）等がともに技術支援を行いつつ支援体制の強化に向けた検討を行い、各区精神保健福祉相談員と連携し、障がい福祉サービス事業者等の地域の支援機関とも協働していきます。
- また、長期入院者の高齢化の状況を踏まえ、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等の高齢者支援機関とも連携し、長期入院の現状や地域移行支援に関する理解促進を図るとともに、退院後の生活を地域で支える連携体制の強化に取り組みます。

（３）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいの有無及びその程度にかかわらず、誰もが安心して暮らし続けられるよう、各種サービスの確保に努めるとともに、保健、医療、福祉関係者による協議を通じて、地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

ア　地域での受け皿の確保

・ 地域生活への移行を促進し、住み慣れた地域で生活し続けるためには、地域生活を支えるグループホーム等の住まいの場の確保や、日中活動の場や居宅介護等の各種サービスを提供する支援体制が必要となることから、地域における受け皿の十分な確保に努めます。

・ 特に、住まいの場として重要な役割を担うグループホームの確保に向けて、整備助成事業や市営住宅の活用を行うとともに、国に対して制度の見直し等を要望し、整備促進に努めます。また、一人暮らしを希望する人に対しては入居契約手続等の支援に努めます。

・ 居宅介護、重度訪問介護や行動援護等の訪問系サービス、生活介護等の日中活動系サービス等については、必要なサービスが確保できるよう、国に対して制度の見直しや十分な財源が確保できるよう要望していきます。

イ　各区精神保健福祉相談員に対する技術支援

・ こころの健康センターは、コーディネーター機能を果たし、各区精神保健福祉相談員に技術支援を行います。

・ また、支援関係者の支援力の担保とともに支援者の拡大のために、継続的にスキルアップのための研修を実施していきます。

ウ　保健、医療、福祉関係者による協議

・ 当事者本人の主体的な自己決定のもと、地域移行後の生活を円滑に営み続けるためには、必要な福祉サービスを受けながら適切な医療を受けられるよう、地域支援関係者、精神科診療所、訪問看護ステーションなど多職種チームによる支援は重要です。保健・医療・福祉関係者による協議の場として、2021（令和３）年２月に大阪市障がい者施策推進協議会のもとに「精神障がい者地域生活支援部会」を設置しました。精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしを営むことができるよう課題を検討し施策審議を進めていきます。

第４章　地域で学び・働くために

1　保育・教育

現状と課題

大阪市においては、これまでも障がいのあるこどもの人権の尊重を図り、地域で共に学び、共に育ち、共に生きることを基本とした教育・保育を推進しています。

国においては、「障害者基本法の改正」「障害者権利条約の批准」「障害者差別解消法の施行」等の法整備が進められる中、教育分野では、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」が求められています。

引き続き、大阪市が進めてきた「共に学び、共に育ち、共に生きる教育」を一層推進し、発達障がいを含む障がいへの理解を深め、障がいのあるこどもが地域で学びやすい基礎的環境整備を行うとともに、ユニバーサルデザインを取り入れた大阪市のインクルーシブ教育システムの充実と推進に努めていく必要があります。

認定こども園・幼稚園・保育所等（以下「教育・保育施設」という。）では、障がいの内容・程度を問わず、教育・保育を希望する集団生活が可能な乳幼児を受け入れています。教育・保育施設では、地域社会の中で共に育ちあい充実した生活ができる教育・保育を実施する必要があります。

発達障がいの認知、理解が進み、多くの発達障がいのある乳幼児が入園所しています。また、医療的ケアの必要な児童の教育・保育施設への入園所も増えています。「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律」の趣旨をふまえ、教育・保育施設において引き続き医療的ケアの必要な児童や重症心身障がい児の受け入れ体制を整備していく必要があります。障がいの内容、程度が多様化している中、一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な支援が必要です。

義務教育段階では、就学先の決定にあたり、本人・保護者の意向を最大限尊重するとともに、小・中学校及び義務教育学校において障がいのある児童生徒に必要な条件整備に努めています。

小・中学校及び義務教育学校において、障がいの状況に応じた指導を必要とする児童生徒が増加する中、一人ひとりのニーズに応じた適切な学びが提供できるよう、通常学級における合理的配慮や授業の工夫、通常学級に在籍しながら一部障がいに応じた指導を受けられる通級による指導、特別支援学級における指導など、適切な学びの場の選択ができるよう学びの場の充実を図る必要があります。そこで、どの学校にいても必要に応じて通級による指導が受けられるよう、令和 10 年度までに「自校通級」の全校開設を計画的に拡充する予定です。また、引き続き、校内における支援体制の整備に努めることや、障がいのある児童生徒の通学や放課後活動への支援などの課題について適切に対応しながら、特別支援教育の一層の充実を図ることが必要です。

市立特別支援学校は 2016（平成 28）年４月より大阪府へ移管しましたが、大阪市の小・中学校及び義務教育学校に対する支援を行う特別支援教育のセンター的な役割について、大阪府と連携し、引き続き取り組む必要があります。

さらに、不登校への対応は、障がいのある児童生徒についても喫緊の課題であり、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、生活指導支援員等の活用など、状況に応じて多様な支援を行ってきましたが、引き続き、福祉・医療等関係機関との連携や家庭への働きかけ等、支援体制の充実が必要です。

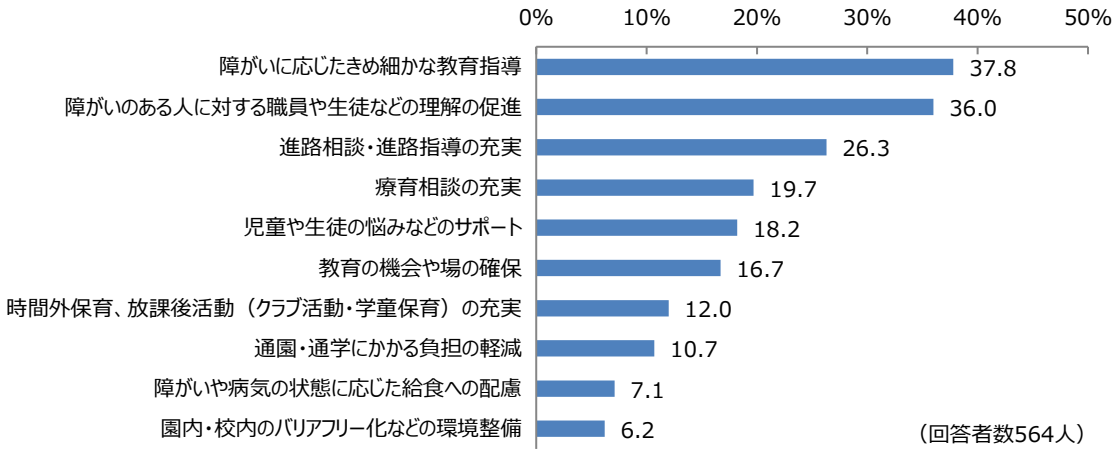
「障害者権利条約」に伴う国際的なインクルーシブ・エデュケーション[18]の動向も踏まえつつ、大阪市の特別支援教育においては、地域で共に学び、共に育ち、共に生きることを基本とした教育・保育の更なる推進と充実を進めるために、制度等の課題も踏まえて引き続き研究・検討をすることが必要です。

[18] 障がいの有無にかかわらず、すべてのこどもが共に学ぶ教育のことです。この教育の推進にあたっては、一人ひとりの児童生徒が、それぞれのニーズに応じて適切な指導を受けられるようにする必要があると考えられています。

　また、本人や周囲が発達障がいに気づかないまま社会に出て、孤立していくケースもあることから、在学時からより適切な気づきと支援が受けられるよう教員の研修等の充実に努めるとともに、教育から福祉・就業への支援の途切れがないよう、家族も含めて支援する体制の構築が必要です。

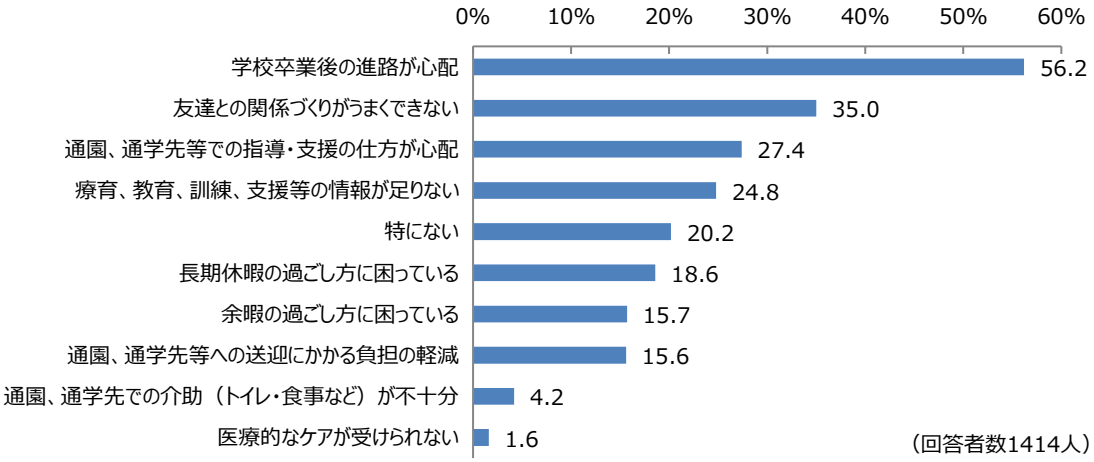
◆◆◆◆◆◆◆◆2025（令和7）年度大阪市障がい者等基礎調査結果から◆◆◆◆◆◆◆◆

○ **保育や教育で充実してほしいこと【複数回答】**（障がい者本人用調査）



「障がいに応じたきめ細かな教育指導」が最も多く、一人ひとりのニーズに応じた教育・保育が求められています。また、「障がいのある人に対する職員や生徒などの理解の促進」と続いており、障がいに対する理解の促進が求められています。

○ **通学等をしていて思うこと【複数回答】**（障がい者家族用調査）



「学校卒業後の進路が心配」が５割を超えており、卒業後の進路について不安に感じていることがうかがえます。

◆◆

（　課　題　）

① 就学前教育の充実

ア 教育・保育施設における教育・保育内容の充実

イ 教育・保育諸条件の整備・充実

② 義務教育段階における教育の充実

ア 共に学び共に育ちあう多様な教育の展開

イ 教育諸条件の整備・充実

③ 後期中等教育段階における教育の充実（高等学校・高等部）

ア 自立に向けた教育内容等の充実

④ 生涯学習や相談・支援の充実

ア 生涯学習の機会提供

イ 相談事業・相談活動の充実

ウ 放課後活動等の充実

⑤ 教職員等の資質の向上

ア 研修の充実

イ 研究活動の活性化

施策の方向性

（１）就学前教育の充実

地域で仲間と共に育ちあい、安心して生活できる教育・保育を積極的に推進し、受入れの促進や、教育・保育内容の充実を図ります。

ア　教育・保育施設における教育・保育内容の充実

- 乳幼児期から学校卒業までの長期的な視点で支援するため、教育・保育施設においては障がいのあるこども一人ひとりの状況から、具体的な支援の目標や手立てを考え個別支援計画・個別指導計画を作成しており、今後も引き続き、その内容を保護者と共有し、教育・保育施設と家庭が連携しながら支援を進めていきます。
- 地域、保護者、その他関係機関との連携をとりながら、人権の視点を大切にし、教育・保育内容の一層の充実に努めます。
- 児童発達支援センター及び関係機関では、専門的な立場から、教育・保育施設や小学校等と連携し、将来の自立と社会参加を展望しつつ一人ひとりの生きる力の獲得を支援します。
- 保育所等訪問支援事業として、保育所等を現在利用中または今後利用する予定の障がいのあるこどもに対して、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。

イ　教育・保育諸条件の整備・充実

- 医療的ケアの必要な児童を含め、障がいのあるこどもの、地域における生活の保障及び健全な心身の発達等を促し、福祉の増進を図るため、保育所等の環境整備に努めます。

・ 施設や設備の整備改善を図るとともに、教職員及び保育者の障がいのあるこどもに対する認識や理解を深め、資質の向上を図ります。また、私立幼稚園・私立認定こども園における特別支援教育の充実を図ります。

・ 市立幼稚園では、障がい等特別に支援が必要な幼児に対しては、共に学ぶ教育が進むよう、幼稚園介助者サポーターを配置するなど、一人ひとりの障がいの状況や各園の実情に応じて引き続き対応します。

（２）義務教育段階における教育の充実

学校教育全体で、障がいのある児童生徒を受け止めるという観点から、「共に学び、共に育ち、共に生きる教育」の推進を図り、一人ひとりのニーズに応じた指導・支援の充実・強化を図ります。

ア　共に学び共に育ちあう多様な教育の展開

・ 障がいのあるこどもの就学先を決める際には、小学校等がすべての就学相談の窓口となり、本人・保護者の意向を最大限尊重し、地域の学校で学ぶことを基本として取り組みます。障がいの状況に応じた多様な学びの場の選択ができるよう、通常学級や特別支援学級の他、通級による指導の拡充を図ります。また、特別支援学校に就学した場合も、小・中学校及び義務教育学校との関係が断たれることのないように、地域のこどもと位置づけ、同年代のこどもたちと授業や交流活動に取組み、相互の理解を深めることができる「居住地校交流」等活用しながら取り組みます。

・ 地域での自立と社会参加を見据え、教育・医療・福祉など関係諸機関との連携のもと一人ひとりの教育的ニーズを把握し、本人・保護者の意見も踏まえて「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成し、教育方法や教育内容の充実を図ります。また、本人・保護者の了解を得たうえで、支援計画等を引き継ぐ取組を徹底していきます。

・ 障がいのある人の生涯にわたる学びを支援し、地域とのつながりづくりを進めるため、障がいのある人もない人も共に学び活動する豊かな関係づくりを図る交流及び共同学習等にかかる取組をさらに積極的に進めます。

イ　教育諸条件の整備・充実

- 小・中学校及び義務教育学校では、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が、共に学ぶインクルーシブ教育システムの充実と推進を図ります。
- 特別支援教育サポーターを配置し、障がいのある児童生徒や発達障がい等のある児童生徒への個別支援等を行うとともに、障がいのない児童生徒との交流を深め、特別支援教育の充実を図ります。また、特別支援教育の専門性の高い元教員をインクルーシブ教育推進スタッフとして配置し、教員の指導力向上及び特別支援教育サポーターへの助言等を実施します。
- 各学校園における特別支援教育推進の中心的役割を担う特別支援教育コーディネーターの資質向上を図るなど、学校園内における体制づくりを推進します。また、特別支援教育に関する相談や研修の充実を図ります。
- 指導主事および巡回アドバイザー（臨床心理士、公認心理師、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、特別支援教育士）が相談内容に応じて各校園を巡回して指導助言を行い、校園内体制の整備を行います。また、必要に応じて医師や大学関係者等の専門家を学校園に派遣し、教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図ります。
- 府立支援学校等による地域学校園を支援するセンター的機能を活用し、障がいのあるこども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援の充実に向け、大阪府教育庁等と連携を図っていきます。
- エレベーターの設置など施設設備の整備・改善や、拡大教科書やマルチメディアデイジー教科書等の活用を進めるなど、障がいの有無にかかわらず共に学びやすい環境の整備に努めます。
- 医療的ケアの必要な障がいのある幼児児童生徒が、安全安心に地域の幼稚園、小・中学校及び義務教育学校で学ぶとともに保護者負担を軽減するための支援として看護師の配置を行い教育・福祉・医療の連携を図り、医療的ケアの実施に関する体制整備を進めます。

・ 障がいのある児童生徒の通学については、小・中学校の特別支援学級在籍の車いす利用など自力通学が困難な児童生徒の荒天時等でのタクシー利用を実施します。また、肢体不自由児童生徒が校外活動へ安全安心に参加するためにリフト付きバスを借り上げた学校に対し料金の差額を支援します。

・ 府立支援学校に在籍する大阪市の児童生徒への教育諸条件の充実に向け、大阪府教育庁との連携を図っていきます。

（３）後期中等教育段階における教育の充実（高等学校・高等部）

一人ひとりの生徒に応じた支援計画に基づき、地域における自立した生活の確立に向けて取り組みます。

ア　自立に向けた教育内容等の充実

・ 自らの生き方を選択する力を育成できるよう、一人ひとりの生徒に応じた目標をたて、教育内容の充実を図ります。また、社会の変化に応じ、一人でも多くの生徒が就労につながるよう、キャリア教育支援センターでの就業体験実習や就労相談担当指導員の活用等により、自立に向けた教育の推進を図ります。

・ 卒業後を見通した長期的な視点で教育的支援を行うため、「個別の教育支援計画」を作成し、“移行計画”として活用することで、ライフステージを通じた一貫した支援となるよう、進路先や生活支援に係る関係諸機関など地域の社会資源との連携を強め、職場体験実習や就労先の開拓、就労後の離職の防止に努めるとともに、地域での自立生活の体験活動にも取り組むなど、一人ひとりの生徒に応じた進路指導の充実を図ります。

（４）生涯学習や相談・支援の充実

障がいの有無にかかわらず、生涯を通じて学べるよう「生涯学習大阪計画」に基づき、学習機会の提供や相談事業、放課後活動等の充実に取り組みます。

ア　生涯学習の機会提供

- 図書館等の社会教育施設や地域施設について、障がいのある人が利用しやすくなるような整備を進めます。
- 障がいのある人に読書の機会を提供するとともに、対面朗読サービスや郵送等による非来館型サービスなどの障がい者サービスや障がいのある人への理解を深める講座・講演会など、学習機会を提供します。
- 読み上げソフトに対応した図書館ホームページ、「やさしいにほんご」ページ、障がい者サービスのページの設置など、障がいのある人に対しても情報提供できるよう、引き続き整備を進めます。
- 事業やイベントを実施する際には、手話通訳や要約筆記をつけるなど、だれもが参加しやすい環境整備に努めます。
- 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）で地方公共団体における計画の策定が努力義務とされていることを踏まえ、読書バリアフリー推進に向けた施策の指針となる「大阪市読書バリアフリー計画（仮称）」を令和８年度中に策定し、取組みを進めます。

イ　相談事業・相談活動の充実

- 移管した府立支援学校が、引き続き特別支援教育のセンター的役割として実施する地域の学校園への相談・支援活動を活用するため、大阪府教育庁と連携を密にしていきます。
- こども相談センターでは、教育相談をはじめとした事業の充実を図るとともに他の相談機関や学校園・地域社会等との連携を図り、就学前から卒業後までの一貫した

相談・支援の推進に努めます。

ウ　放課後活動等の充実

- 児童いきいき放課後事業では、障がいのある児童の放課後活動や長期休業中の活動の充実を図るため、人員体制の構築など環境整備を行います。
- 留守家庭児童対策事業では、障がいのある児童の健全育成を推進するため人員体制構築に伴う放課後児童クラブに対する補助金の充実を図ります。
- 中学校で学ぶ生徒について、学校における部活動等、適切に放課後活動ができるよう取り組みます。
- 放課後等デイサービス事業として、障がいのある児童生徒に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と協働して障がいのある児童生徒の自立を促進します。また、障がいのある児童生徒が安心して支援を受けることができるよう、学校と放課後等デイサービス事業所等の連携の強化を図ります。

（５）教職員等の資質の向上

インクルーシブ教育の推進に向けて、教職員等の意識向上及び対応力の向上に取り組みます。

ア　研修の充実

- すべての教職員等が、障がいのある人についての認識と理解を深めるとともに人権意識を高め、自立生活の様子や就労現場の見学等を通して進路先の実態把握に努め、障がいのある人の地域での自立と社会参加を果たすため、その人の将来を見通した上で今必要なスキルが何かを見極められる専門的力量を身につけられるよう、研修の充実を図ります。また、発達障がいに関する研修指導員をインクルーシブ教育推進室に配置し、発達障がいに関する研修の充実を図ります。

・　一人ひとりのこどもの状況を共通理解し全教職員等で共に指導を進めるため、また、障がいを理由としたいじめや人権侵害の解決を図る取組を進めるため、大阪市教育委員会が作成した「精神障がい者の理解を深めるために」、「人権教育を進めるために」等の啓発冊子を活用して各校園等で実施する研修の充実を図ります。

・　すべての幼児教育・保育施設の職員がこども一人ひとりの障がいの特性や合理的配慮、インクルーシブの理念を正しく理解し、こどもや保護者への適切な対応を学ぶなど、研修及び研究会の充実を図ります。

イ　研究活動の活性化

・　教職員一人ひとりが自ら研修に努めるとともに、特別支援教育コーディネーター等が、発達障がいのあるこどもへの指導・支援を含めた専門性の向上をめざして研修の充実に努めます。

2　就業

現状と課題

障がいのある人の就業を支援するための職業リハビリテーションと就業の場を確保するために、大阪市職業リハビリテーションセンター、大阪市職業指導センター、大阪市障がい者就業・生活支援センターなどの能力開発施設や就業生活支援施設の設置・拡充に努めてきました。大阪市職員採用においても障がい者採用の推進に努めてきています。

障がいのある人等の地域生活及び就労の支援を強化するために、2022（令和４）年に「障害者総合支援法」や「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」の改正が行われ、就労アセスメントの手法を活用した支援の制度化や短時間労働者（週所定労働時間 10 時間以上 20 時間未満）の雇用率への算定などの見直しが行われました。また、2024（令和６）年４月には法定雇用率が 2.3%から 2.5%に、2026（令和８）年７月には 2.7%に引き上げられることとなりました。さらに、2025（令和７）年４月から除外率が各除外率設定業種ごとに 10 ポイント引き下げられ、これらの見直しにより、障がい者雇用にかかる支援ニーズはいっそう高まっています。

一方で、就労後の職場定着がうまくいかず、離職する人も多くなっており、長く働き続けるための支援が必要であることから、2018（平成 30）年度に創設された就労定着支援事業の質と量の充実とともに、就労系サービスの一時利用や、障がい福祉サービス事業所等と障がい者就業・生活支援センターとの連携強化が求められています。

障がいのある人が安定した職業生活を維持するためには、日常生活、余暇の過ごし方や健康管理のほか、居宅の確保、金銭管理、医療とのつなぎ、権利擁護に関する課題など生活のあらゆる分野へのきめ細かな支援が必要です。また、働く障がいのある人の多様な生活課題に対応した総合的な就業支援体制や、障がいの特性や状況に応じた多様な就業支援・就業形態が求められています。

障がい者就業・生活支援センターでは、在職者からの相談が増加しており、就職した相談者が長く働き続けられるよう、サービス事業者等との連携や日常生活に関する支援体制の充実に取り組んでいます。

精神障がいのある人については、就労にあたって障がいの特性に応じた合理的配慮等が求められますが、雇用主側の障がい特性についての理解が不十分である等の理由から、就労には依然として多くの困難があり、就労支援機関・医療・企業等の更なる連携により就労支援に取り組む必要があります。

発達障がいのある人については、多様なニーズに対応していくため、障がい者就業・生活支援センターを中心として就業支援機関や発達障がい者支援センター（エルムおおさか）、教育機関や就労移行支援事業所等との連携により就労支援に取り組む必要があります。

難病患者や中途障がいのある人については、就業や現職復帰に向けた支援を医療、福祉、労働など関係機関が連携し就労支援ネットワークを構築する中で、様々な制度を活用して就業の継続や就業支援に努める必要があります。

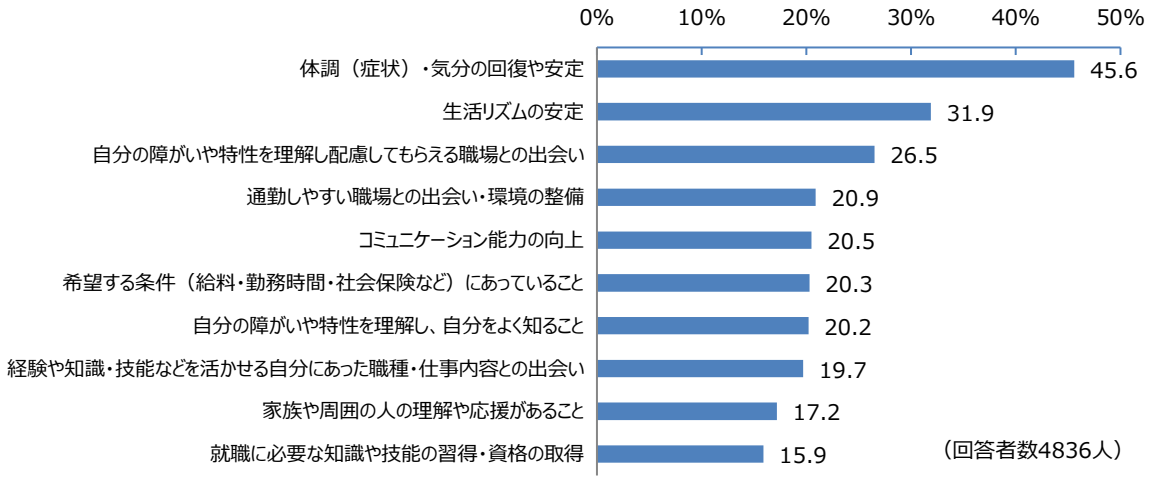
さらに、地方公共団体には「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」に基づいて障がい者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講じる責務があり、調達方針を策定・公表して取組を進めています。

「障害者総合支援法」に基づく福祉サービス（訪問系サービス）は通勤・営業等の経済活動に対する支援を対象外としていますが、2020（令和２）年度より、大阪市重度障がい者就業支援事業によりこれらの支援を提供しています。2020（令和２）年度は自営業を営む重度訪問介護を利用している人を対象とし、2021（令和３）年度からは民間企業に雇用されている人や、同行援護または行動援護を利用している人にも対象を拡充し実施しています。今後さらに制度の周知を進め、重度の肢体不自由のある人や視覚障がいのある人、知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難のある人の就労機会の拡大と社会参加を促進します。

◆◆◆◆◆◆◆◆2025（令和7）年度大阪市障がい者等基礎調査結果から◆◆◆◆◆◆◆◆◆

○ **就労に必要なこと、働き続けるために必要だと思うこと【複数回答】**（障がい者本人用調査）

（上位 10 項目のみ掲載）



「体調（症状）・気分の回復や安定」「生活リズムの安定」が多く、健康面での支援が求められています。また、障がいに配慮した職場環境、周囲の人の理解、生活面の支援も必要とされています。

◆◆◆

（　課　題　）

①　就業の推進

ア　多様な働く機会の確保

イ　働く場における合理的配慮の推進

ウ　大阪市における障がいのある人の職員採用と関係団体への働きかけ

エ　大阪市の事業を活用した雇用創出

オ　障がい者就労施設等への支援

②　就業支援のための施策の展開

ア　地域の就業支援ネットワークの構築

イ　「仕事」と「生活」両面での総合的な支援

ウ　精神障がいのある人の就業支援

エ　発達障がいのある人の就業支援

オ　高次脳機能障がいのある人の就業支援

カ　難病患者の就業支援

キ　重度障がいのある人等の就業支援

③　福祉施設からの一般就労

ア　就労移行支援事業者等の支援力の強化

イ　障がい者就業・生活支援センターと就労移行支援事業所等との連携強化

ウ　就業支援にかかわる支援者の育成

施策の方向性

（１）就業の推進

さまざまな雇用機会の創出に向け、企業等への啓発や本市における全庁的な取組を行うとともに、就業形態の拡大に向けた取組を推進します。

ア　多様な働く機会の確保

・ 通勤や労働時間の問題から一般就労が困難な障がいのある人の就業形態として在宅就業・在宅勤務に対応できるよう、新しい職業指導や職域開発を検討し、多様な働く機会の確保に努めます。

・ 職業リハビリテーションセンターを中心に、障がい特性に合わせた多様な職業リハビリテーションの開発を行います。

・ 企業における障がいのある人の職域の開発を進めるとともに、就職困難者等の雇用・就労への支援を行っている地域就労支援センターとの連携を図ります。

イ　働く場における合理的配慮の推進

・ 就業を可能にするための福祉機器の開発や普及を図ります。また、スムーズな通勤を可能にする交通アクセスの改善など、社会環境の整備に努め、就業生活の安定を図ります。

・ 障がい者就業・生活支援センターで実施する「就業支援フェスタ」など市民や企業の理解を深めるための具体的な啓発活動を行います。

・ 大阪労働局や大阪府雇用開発協会、大阪障害者職業センターと連携して啓発活動を推進します。

ウ　大阪市における障がいのある人の職員採用と関係団体への働きかけ

・ 職員採用については、市長部局において障がい者雇用の法定雇用率を達成していま

すが、「障害者雇用促進法」の趣旨、2025(令和７)年４月に策定した「障がい者活躍推進計画」を踏まえ、引き続き事務職員採用を基準として、その数の４％を基本に推進し、計画的な採用に努めます。

・ 職員採用にあたっては、「障がい者活躍推進計画」を踏まえ、2020（令和 2）年度より、特定の障がいを排除し又は特定の障がいに限定しない取り扱いとしています。今後も、職員採用の状況や他都市の状況等の動向を注視しつつ、現行の「知的障がい者長期受け入れプロジェクト」に取り組みながら、新たに障がい者雇用の促進を図ることを目的として「障がい者ワークステーション[19]」を立ち上げ、障がいのある人の就労支援の取組を進めます。

・ 障がいのある職員が持てる能力を十分に発揮しながら安心して働き続けることができるよう、採用時や職場における合理的配慮に留意するとともに、障がい種別に関わりなく、その人の適性を最大限に発揮できるような職域の開発や配置を進めます。

・ 関係団体においても法定雇用率が達成できるよう積極的に働きかけを行います。

エ　大阪市の事業を活用した雇用創出

・ 大阪市が発注する一部の庁舎清掃業務委託契約などにおいて、障がいのある人の雇用促進などの提案を評価し、価格だけではなく総合的な評価によって落札者の決定を行う「総合評価一般競争入札」を実施しており、今後もこの制度を活用し、障がいのある人の雇用創出を図っていきます。

オ　障がい者就労施設等への支援

・ 大阪市における物品等の調達については、「障害者優先調達推進法」の規定により策定した調達方針に基づき、障がい者福祉施設等からの調達の推進に努め、「地方自治法」施行令による随意契約を活用し、同方針に定めた調達目標の達成をめざしていきます。

[19] 障がいのある方を会計年度任用職員として採用し、文書配送等の事務補助業務等に従事いただくために、大阪市役所総務局内に設置する集約型オフィスのことです。

・ 就労継続支援 B 型事業所等の工賃水準について前年度実績以上をめざすことや、販路・活動場所の確保を促進するため、物品等の販売の場として区役所庁舎等の空きスペースの提供を促進します。

・ 障がい福祉施設等の工賃の増額や製品の認知度向上のため、「大阪ハートフル商店街事業」を活用し、福祉施設における製品の販売促進を図ります。

（２）就業支援のための施策の展開

障がい特性に応じた様々な就労支援の充実に向け、関係機関のネットワーク構築や、ニーズに応じたきめ細やかな支援を行います。

ア　地域の就業支援ネットワークの構築

・ ライフステージを通じて切れ目なく就業支援と生活支援の一体的支援を受けられるよう、障がい者就業・生活支援センターが中心となり、各区の地域自立支援協議会に参画する相談支援事業所や、就労移行支援事業所、特別支援学校、医療機関等との連携を深め、地域就業支援ネットワークを構築します。

イ　「仕事」と「生活」両面での総合的な支援

・ 就業支援とともに障がい福祉サービスの利用がスムーズにつながるよう地域就業支援ネットワークの充実に努め、「仕事」と「生活」両面から就業の継続に向けた支援を強化し、障がいのある人の地域生活を支援していきます。

・ 障がい者就業・生活支援センターが中心となり、地域の社会資源と連携して、障がいのある人が働き、地域で自立して暮らせるよう、職場定着も含めた就業支援の質の向上に努めます。

ウ　精神障がいのある人の就業支援

- 精神障がいのある人の就業を促進するため、ジョブコーチ[20]支援などを活用し就業促進を図ります。また、医療機関や地域の社会資源の協力のもと、生活面を含めたきめ細かな就業支援体制を構築します。
- 就業支援の関係機関や雇用側企業に対して、精神障がいのある人の理解を深めるための啓発・研修に取り組み、就業促進や雇用の安定を図ります。

エ　発達障がいのある人の就業支援

- 発達障がいのある人の就業を促進するため、発達障がい者就業支援コーディネーターを中心に、就労移行支援事業所、労働関係機関、医療機関、生活支援機関など、社会資源のネットワークを構築して就業支援体制の整備を図ります。
- 発達障がいのある人について、相談者の状況や抱える課題を把握し整理したうえで就労支援機関につなげるなど、就労支援への移行が円滑に行われるよう、関係機関の連携体制を強化するとともに、就労定着支援にも取り組みます。

オ　高次脳機能障がいのある人の就業支援

- 高次脳機能障がいのある人の就業を促進するため、就労移行支援事業所、労働関係機関、医療機関、生活支援機関などが連携し、安定した就業生活が送れるよう支援体制の整備を図ります。
- 職業リハビリテーションセンターや就労移行支援事業所、障害者職業センターなどにおいて一般就労に向けた訓練や職場定着支援、復職支援に取り組みます。

カ　難病患者の就業支援

- 難病患者の就業を促進するため、難病相談支援センターや地域の医療・介護・福祉従

[20] 障がいのある人の企業実習に付き添って、職場環境を調整しながら、仕事の手順や通勤などを指導する援助者のことです。

事者が連携し、就業支援のネットワークを構築する等就業支援体制の整備を図ります。

・　必要に応じ、就業・生活支援センターにおいて、ハローワークへの同行、職場見学への同行等の就労支援を行います。また、雇用側企業や就労支援機関、医療機関等と連携し、就労定着支援に取り組みます。

キ　重度障がいのある人等の就業支援

・　2020（令和２）年度より実施している大阪市重度障がい者等就業支援事業では、働く意思と能力がありながら、障がいを理由として働くことのできない人の就労機会を拡大し、社会参加を促進することを目的に、就業中における日常生活に係る支援を行っています。独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構との連携に加え、支援学校やハローワーク等への働きかけを行い、事業のさらなる利用促進を図ります。

（３）福祉施設からの一般就労

各支援機関の機能や特性を生かした支援ネットワークの構築等を通じ、円滑に一般就労へ移行できるよう支援します。

ア　就労移行支援事業者等の支援力の強化

・　障がいのある人の一般就労への移行及び定着を進めるため、就職後６か月未満の間は就労移行支援事業者等が、就職後６か月以降は就労定着支援事業者が職場定着のための支援を行いますが、より効果的な支援が行われるよう、制度の見直しを引き続き国に働きかけます。

・　障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮し、自立した生活を実現していくために、就労移行支援事業者等が障がい特性に配慮し、利用者の希望等に沿った就労支援が実施できるよう事業者向け研修を開催するなど、支援力の強化に取り組みます。

・　併せて、就労移行支援事業者等に対して、利用者の希望や能力を踏まえた支援を徹

底するなど必要な指導を行い、支援内容の適正化と就労の質の向上を図ります。

・ また、休職中の障がいのある人が、より効果的かつ確実に復職することが可能となるよう、必要に応じ就労移行支援等の利用を進めていきます。

・ 就労選択支援について、障がいのある人が就労先や働き方についてより良い選択をするために、就労アセスメントの手法を活用し、本人の希望、就労能力や適性等に合った適切なサービス利用につながるよう、円滑な事業実施に努めます。

イ　障がい者就業・生活支援センターと就労移行支援事業所等との連携強化

・ 障がい者就業・生活支援センターが、就労移行支援事業所、ハローワーク、能力開発施設、地域障がい者職業センター、特別支援学校等の教育機関、医療機関等と連携することにより、障がいのある人の就業を支える体制の強化を図ります。

・ また、地域の社会資源や就業支援機関が円滑に情報・意見交換できるように、就労移行支援事業所による連絡会等を主導するとともに、企業、利用者、ハローワーク等関係機関を加えた合同事業所説明会を開催するなど、障がい者就業・生活支援センターが中心となって就労移行支援事業所等の関係機関との連携強化を図ります。

ウ　就業支援にかかわる支援者の育成

・ 障がい者就業・生活支援センターは、支援者の育成及び情報共有を図るため、就業支援フェスタや就業支援セミナーを開催し、就業支援に携わる職員の意識と能力の向上を支援します。

第５章　住みよい環境づくりのために

1　生活環境

現状と課題

大阪市の建物や施設について、市民が安全かつ快適に利用することができるよう、「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき、エレベーターやスロープ、出入口などの改善に努めています。

2000（平成 12）年に施行された「交通バリアフリー法」に基づき、2003（平成 15）年から 2006（平成 18）年にかけて市内の主要な鉄道駅を中心に、障がいのある人や地域の方々の参加のもと、25 地区の重点整備地区を設定し、地区ごとに交通バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）を策定しました。2023（令和５）年度から 2026（令和８年）年度にかけて 25 地区の基本構想の変更を行っており、2006（平成 18）年 12 月に施行された、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）」に基づき、引き続き鉄道駅舎や駅周辺の生活関連施設に至る歩行空間について、一体的にバリアフリー化を進めています。

基本構想に基づく各事業の実施に際しては、その進捗状況の把握を行うとともに、障がいのある人や高齢者等からの意見なども踏まえながら、より利用者の視点に立って施設の整備等を行っています。さらに、重点整備地区の内外にかかわらず、交差点における歩道の段差切り下げ・勾配改善の推進、公園の改善、駐車場の整備などにも積極的に取り組んでいます。

また、2025（令和７）年に開催された大阪・関西万博に向けては、誰もが快適に利用できる宿泊施設や観光・集客施設、飲食店の拡大や、情報アクセシビリティの確保をはじめとした事業者や府民理解の促進、交通機関や道路等における環境整備の推進を目指して、

府・市の各部局において取組を進めました。万博開催を契機に機運が醸成されたユニバーサルデザインの推進にこれからも取り組む必要があります。

鉄道駅舎エレベーターについては、「大阪市鉄道駅舎エレベーター等設置補助金交付要綱」に基づく助成制度や指導を行うことにより、障がいのある人や高齢者等の移動の円滑化の促進を図っています。

これらの取組により、障がいのある人が住みやすい環境づくりに一定の成果をあげてきたところですが、無人駅への対応等、引き続き、障がいのある人の社会参加の促進に伴う多様なニーズに対応していくことが求められています。また、生活関連施設も含めたバリアフリー化をより一層進め、障がいのある人が住みやすい生活環境の整備や移動手段の確保に取り組んでいく必要があります。

旧市営交通機関（現 Osaka Metro 及び大阪シティバス（株））においては、路線バスの全車ノンステップ化や、地下鉄全駅でホームから地上までエレベーターによるワンルートを確保するとともに、地下鉄・ニュートラムのすべての乗換駅における乗り換え経路のワンルートを完了するなど、積極的にバリアフリー化を推進してきました。

民営化後も、Osaka Metro では、「ひとにやさしい交通機関」の精神のもと、既設バリアフリー経路の移動距離が長く、また幹線道路の横断が必要となるなど地下鉄利用者にとって不便となっている出入口について、一定の条件のもとバリアフリー経路の改善を目的としたエレベーターの整備を進めています。

また、大阪市では、プラットホームからの転落や走行中の列車との接触事故を防ぎ、障がいのある人や高齢者等の移動の円滑化と鉄道利用者の安全確保のため、民間鉄道事業者が実施する可動式ホーム柵等整備事業に要する経費の一部を補助し、整備の促進に取り組んできました。さらに、2023（令和 5）年 4 月からは、各鉄道事業者が国の制度である「鉄道駅バリアフリー料金制度」を活用し、可動式ホーム柵等の整備を進めています。

旧市営交通機関（現 Osaka Metro）では、今里筋線、長堀鶴見緑地線、千日前線、御堂筋線の心斎橋駅と天王寺駅に可動式ホーム柵を設置し、民営化を経て「中期経営計画（2022 年 5 月改訂版）」に基づき、2025（令和 7）年度までに、Osaka Metro の全線全

駅に可動式ホーム柵の設置を完了しました。

大阪市では、これまで Osaka Metro が実施するエレベーターや可動式ホーム柵の整備に関する経費の一部を補助することによりそれぞれの整備促進を行ってきましたが、2023（令和５）年４月から Osaka Metro は、鉄道駅バリアフリー料金制度を活用し、それらの整備を進めています。大阪市は、エレベーター等バリアフリー設備の整備が計画的に進められるよう Osaka Metro と協議・調整しています。

旧市営交通事業の経営形態については、2017（平成 29）年３月に「大阪市交通事業の設置等に関する条例を廃止する条例案」が可決されたことから、2018（平成 30）年４ 月 1 日に、地下鉄事業は大阪市高速電気軌道株式会社（Osaka Metro）に、バス事業は大阪シティバス株式会社に、それぞれ事業を引き継ぎました。

民営化後も、Osaka Metro では、最高の安全・安心の追求や、「ひとにやさしい交通機関」の精神を受け継ぐことを企業理念としています。また、「Osaka Metro Group 中期経営計画」には「最高の安全・安心及び快適性・利便性への継続的な取組み」を行うことを掲げています。

引き続き、大阪市では、Osaka Metro 及び大阪シティバスがこれまで果たしてきた役割や取組を踏まえ、安全対策やバリアフリー化が進むよう働きかけていく必要があります。

暮らしの場の確保については、障がいのある人にとって住みやすい環境として、単身でも安心して暮らすことができるよう民間賃貸住宅や市営住宅、グループホーム等の居住の場が充足していることが必要です。また、入居差別や入居拒否が起こらないよう、民間賃貸住宅所有者や地域住民の障がいに対するより一層の理解の促進が重要です。

大阪市では、これまでも市営住宅の優先入居措置やグループホームの整備促進に努めてきているところであり、地域の理解も深まってきているところですが、引き続き、障がいや障がいのある人についての理解促進のほか、暮らしの場の確保に向けた更なる取組が求められています。

さらに、グループホームについては、2015（平成 27）年４月の消防法令改正により、消防設備、特にスプリンクラーの設置義務等が強化されています。

大阪市ではグループホームの実態及び特性を踏まえ、指導や特例基準の策定を行ってきていますが、引き続き入居者の安全確保に取り組んでいく必要があります。

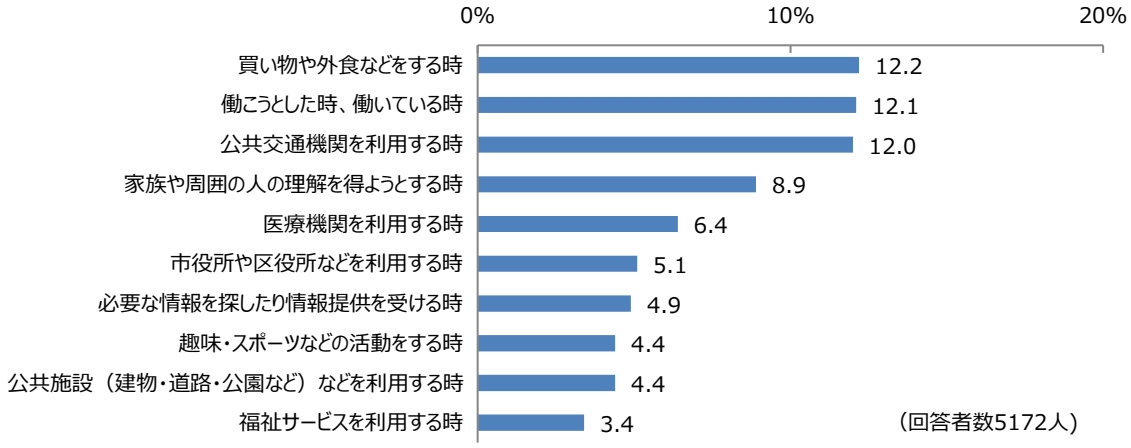
コラム　大阪・関西万博におけるユニバーサルデザインの取組

博覧会協会による「施設設備に関するユニバーサルデザインガイドライン［改訂版］」においては、「誰一人取り残さない社会」の実現に向けた「アクセシブルでインクルーシブな博覧会」を目指し、スムーズな移動がしにくい人や、視覚・音声による情報が得にくい人のほか、伝えること・理解することに配慮が必要な人など、多様なニーズを把握し、計画・設計を行うことが重要であるとされています。車いす使用者の移動の確保や、点字・音声解説、２次元コード等による情報提供やコミュニケーション支援ボードなどのほか、カームダウン・クールダウンルームの設置などの取組が進められました。

◆◆◆◆◆◆◆◆2025（令和7）年度大阪市障がい者等基礎調査結果から◆◆◆◆◆◆◆◆

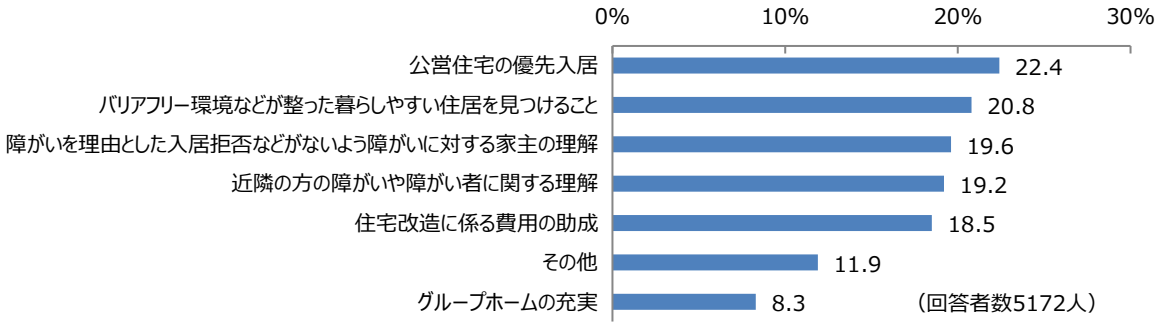
○ **障がいを理由に不快（差別）や不便さを感じた時【複数回答】**（障がい者本人用調査）

（上位 10 項目のみ掲載）



「買い物や外食などをする時」が一番高く、次いで「働こうとした時、働いている時」が高くなっています。自由記述欄においては、公共交通機関に関して、「道路の段差の色分けの表示がほしい」「駅等のエレベーターの増設を希望」「歩道はなるべく広く平坦にしてほしい」等の回答が寄せられています。

○ **住まいの場を確保するのに必要なこと【複数回答】**（障がい者本人調査）



「公営住宅の優先入居」の次に「バリアフリー環境などが整った暮らしやすい住居を見つけること」が最も多く、住まいの場におけるバリアフリー環境の整備や情報提供が求められています。

◆◆

（　課　題　）

① 生活環境の整備

ア 市民利用施設等の整備、改善

② 移動円滑化の推進

ア 移動手段の整備

イ 市営交通の事業の引継ぎ

ウ 民間事業者に対する働きかけ

エ 歩行空間の改善

オ 自家用車利用に対する支援

カ バリアフリー施設の情報発信

③ 暮らしの場の確保

ア 市営住宅の改善等

イ グループホームの整備促進

ウ 民間住宅への入居支援

エ 民間住宅のバリアフリー化の促進

オ 住宅に関する情報提供

施策の方向性

（１）生活環境の整備

すべての人が使いやすいユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」など関係法令に基づき生活環境の整備を進めます。

ア　市民利用施設等の整備、改善

- 「障害者差別解消法」の理念に基づき、すべての市民・事業者が積極的に「ひとにやさしいまちづくり」に取り組むという意識の高揚を図るため、様々な機会をとらえて啓発を行います。
- 公園、駐車場等の整備にあたっては、階段のスロープ化や手すりの設置、車止めの改良、溝蓋の設置、障がいのある人に対応したトイレの整備などについて、計画的に改善を図ります。
- 都市施設（不特定かつ多数の者の利用に供する建築物及び駐車場）を新たに設置する場合は、関係事業者と協議や指導を行うなど、バリアフリーの推進を図ります。
- また、重点整備地区内における開発については、基本構想の考え方に沿った整備を進めるよう啓発していきます。

（２）移動円滑化の推進

すべての人が安全で快適に移動できるよう、「バリアフリー法」など関係法令に基づき、整備および関係機関等への働きかけを行います。

ア　移動手段の整備

- 障がいのある人や関係事業者等と連携して策定した基本構想に基づき、鉄道駅舎、駅前広場、駅周辺施設に至る道路、信号機等の重点的・一体的なバリアフリー化を推進します。

イ　市営交通の事業の引継ぎ

・ 旧市営交通であった地下鉄事業は大阪市高速電気軌道株式会社（Osaka Metro）に、バス事業は大阪シティバス株式会社にそれぞれ事業を引き継ぎましたが、これまで果たしてきた役割や取組を踏まえ、引き続き、誰もが利用できる安全・安心な市内交通を担う事業者としての役割を果たすよう、絶えず注視するとともに、安全対策やバリアフリー化が進むよう働きかけていきます。

・ 大阪市会と大阪市高速電気軌道株式会社（Osaka Metro）及び大阪シティバス株式会社との間で、諸課題について連絡調整するための会議体を設置し、市民・利用者の声の共有や施策に関する意見交換等を行い、本市もオブザーバーとして、引き続き参画していきます。

ウ　民間事業者に対する働きかけ

・ 「バリアフリー法」に基づく基本方針において、移動円滑化基準の適合対象となる鉄道駅舎について、エレベーター設置等の段差解消、可動式ホーム柵の設置等の転落防止対策、多機能トイレや誘導案内設備の設置などのバリアフリー化やノンステップバスの新規導入が促進されるよう、積極的に働きかけます。

・ 民間鉄道駅の一部において駅員のいない駅があることから、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、障がいのある人や高齢者をはじめとしたすべての駅利用者が安全・安心に利用できるよう、国に対して、人員配置について鉄道事業者へ指導するよう引き続き要望していきます。

エ　歩行空間の改善

・ 重点整備地区内の生活関連経路を対象に、視覚障がい者誘導用ブロックの設置等を集中的に推進しています。その他の地区においても、視覚障がいのある人の利用が多い公共施設等から最寄りのバス停や鉄道駅等公共交通機関までの経路、主要交差点、歩道橋の階段昇降口部等への視覚障がい者誘導用ブロックの設置を推進し、必要に応じ歩道の設置や拡幅を行います。

・　交差点における歩道の段差切り下げ・勾配改善については、先進事例も参考としながら障がいのある人が安全で快適に移動できるよう推進します。

・　違法駐車、放置自転車対策を徹底し、障がいのある人をはじめすべての歩行者が安全かつ快適に歩道を利用できるようにします。

オ　自家用車利用に対する支援

・　障がいのある人の行動範囲を大幅に広げるものとなる自家用車を活用できるよう、大阪府障がい者等駐車区画利用証制度の普及や車いす使用者用駐車スペースの確保などについて、啓発に努めます。また、市立駐車場における一時駐車料金割引を継続します。

カ　バリアフリー施設の情報発信

・　市立病院や図書館などの公共的施設や不特定多数の人が利用する民間施設のバリアフリー情報を、ホームページ等により情報発信します。

（３）暮らしの場の確保

障がいのある人が地域において安心・安全に暮らし続けることができるよう、生活の基盤となる住宅等の整備を進めます。

ア　市営住宅の改善等

・　市営住宅の整備にあたっては、引き続きバリアフリー対応の住宅への改善に努めます。

・　新築市営住宅の全戸について、「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」及び「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき建設を行うとともに、障がいのある人を対象とした住宅の供給に努めます。

・　特定目的住宅の障がいのある人の入居枠の確保に努めるとともに、特定目的住宅の募集の際に申込みがなかった車いす利用者住宅については、随時募集の対象とし、

常時申込みが可能な入居枠の確保に努めます。

イ　グループホームの整備促進

・ グループホームは、障がいのある人の地域での自立生活や、施設・病院等からの地域移行を図るために必要な「住まい」であり、引き続き、国の補助制度（新築）を活用した整備促進に努めます。

・ また、本市においては、強度行動障がいのある人など重度障がい者の受け入れ促進のため、重度障がい者を新たに受け入れるグループホームに対する住宅改造等の補助について、今後も引き続き実施していきます。

・ 都市部におけるグループホームに適した物件の確保の困難さに対応するため、市営住宅の活用を希望するグループホーム事業者に利用可能な住戸のマッチングについて、今後も引き続き実施していきます。

・ また、現にグループホームが運営されている市営住宅の建替えを行う際には、事業者の希望と提供可能な住戸との適合化を図るとともに、国に対して関係法令の整合性の確保を求めていきます。

・ スプリンクラー等、グループホームが必要とする消防設備の設置について、スプリンクラー設置指導及び特例基準に基づき、引き続きグループホームの入居者の安全確保に努めていきます。

・ グループホームが一律に建築基準法上の「寄宿舎」とみなされること等によって、運営継続や新規設置が困難になることのないよう、大阪府内における建築基準法上の取扱いに関する申合せ事項の適切な運用に引き続き努めていきます。

ウ　民間住宅への入居支援

・ 大阪府や Osaka あんしん住まい推進協議会[21]等と連携し、障がいのある人等の入居を受け入れる民間賃貸住宅やその仲介を行う不動産事業者、居住支援を行う団体等の情報提供を行います。また、入居を希望する障がいのある人が円滑に民間賃貸住宅へ入居できるよう取組を進めます。

・ 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るため、2026 年（令和 8 年）に「大阪市居住支援協議会」を新たに設置しました。同協議会では、情報提供や協議などを通じて、住宅部局・福祉部局ならびに不動産関係団体、公的住宅機関、福祉関係団体が連携して、住宅確保に配慮を要する障がいのある人の居住支援の推進に努めます。

・ 保証人がいない等の理由により民間の賃貸住宅等への入居が困難な状況にある障がいのある人を対象として、入居に必要な調整や物件探し等の支援に取り組みます。

エ　民間住宅のバリアフリー化の促進

・ 民間共同住宅においては、一定規模を超える建築物をバリアフリー整備の対象としていますが、障がいのある人などへの配慮が促進されるよう、「大阪府福祉のまちづくり条例」などの動向も注視して、整備対象の小規模化について検討を進めます。

・ すべての市民が自らの問題として積極的に「ひとにやさしいまちづくり」に取り組む機運を盛り上げるため、その必要性を周知するとともに、協力が得られるよう様々な機会をとらえて啓発を行います。

オ　住宅に関する情報提供

・ 大阪市立住まい情報センターにおいて、障がいのある人等に対する住宅相談も含めた住まいに関する様々な情報提供を行います。

[21] 不動産関係団体や民間賃貸住宅の賃貸人、ＵＲ都市機構や住宅供給公社等の公的賃貸住宅事業者、府、市町村等が正会員となり 2015（平成 27）年３月に設立。（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 81 条に基づく居住支援協議会）

・ 住宅改造及び改修に関する相談等の充実を図り、障がいのある人一人ひとりに適した住環境が確保されるように努めます。

２　安全・安心

現状と課題

防災対策については、2011（平成 23）年の東日本大震災や 2016（平成 28）年の熊本地震、2018（平成 30）年の大阪にも甚大な被害をもたらした台風 21 号、2024 年（令和 6 年）の能登半島地震や 2026（令和８年）の熊本地震など、過去の大規模災害の教訓から、障がいのある人などの避難行動要支援者の避難支援等については、障がいの程度にかかわらず、支援を要する人の状況の把握、避難所での支援や福祉避難所等の確保、また、必要な生活物品等や医薬品・医療材料の確保などについて、関係機関等と連携を図りながら、「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」に基づき、具体的な取組を推進していく必要があります。

災害時や緊急時について、避難行動要支援者をはじめ、障がいのある人等を災害から救出、救護したり、災害発生のおそれがあるとき、事前に避難できるようにすることは、安全で安心して暮らせる地域をつくっていくうえで、極めて重要な課題です。

2021（令和３）年４月からは、災害や感染症が発生した場合であっても、必要な障がい福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、事業所に業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等が義務づけられました。障がいのある人が安心して障がい福祉サービスを継続利用できるよう、非常の事態等に備えて、事業所ごとに、実効性のある計画作成に取り組むことが求められています。

また、災害の被害を軽減するためには、「自助」、「共助」、「公助」の連携が必要であり、障がいのある人自身が可能な範囲で災害に備えるとともに、地域における防災訓練等への障がいのある人の参加促進など、地域での避難支援等の取組を進めることが必要です。その実効性を高めるために、個別避難計画の作成に取り組む必要があります。

2024（令和６）年４月からは、障害者差別解消法において事業者による合理的配慮の提供が義務化されており、避難所運営においても障がいを理由とする差別が生じないよう、取り組む必要があります。

大きな災害が発生した直後などは、行政の支援が間に合わないことなどから、地域の支えあいが重要であり、日頃から隣近所とコミュニケーションを図ることができるよう、様々な啓発等により、障がいのある人等に対する理解を深める必要があります。

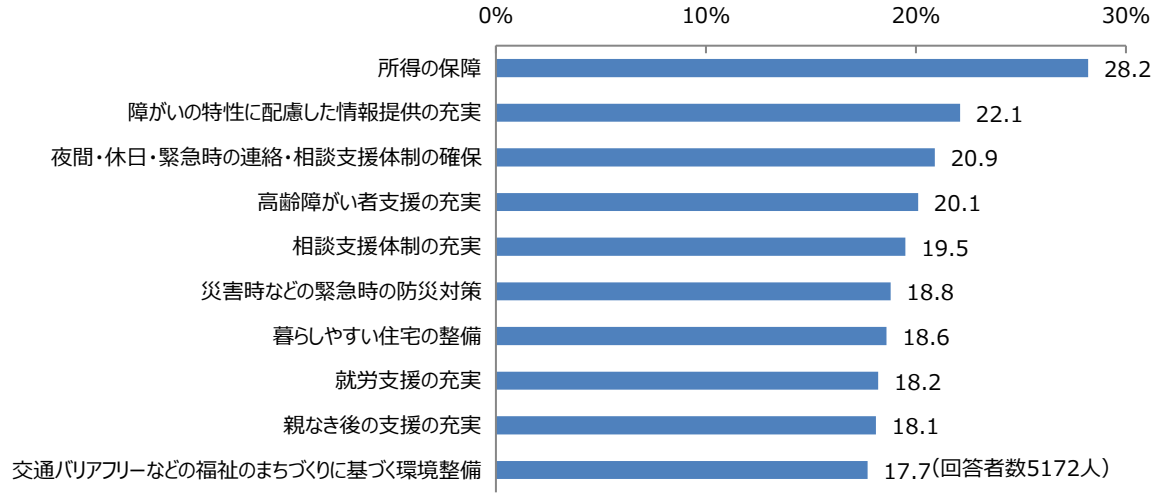
防犯対策については、街頭における犯罪が多発している現状であり、障がいのある人が安全で安心して暮らせるまちづくりを進める必要があります。

消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、これまでも各地域における講座の開催や啓発冊子の配布など様々な形で啓発・情報提供を行ってきましたが、悪質商法による消費者被害は依然として多く、その手口や対処方法などの知識の普及が必要であることから、引き続き、各地域において啓発・情報提供を行う必要があります。

◆◆◆◆◆◆◆◆2025（令和7）年度大阪市障がい者等基礎調査結果から◆◆◆◆◆◆◆◆

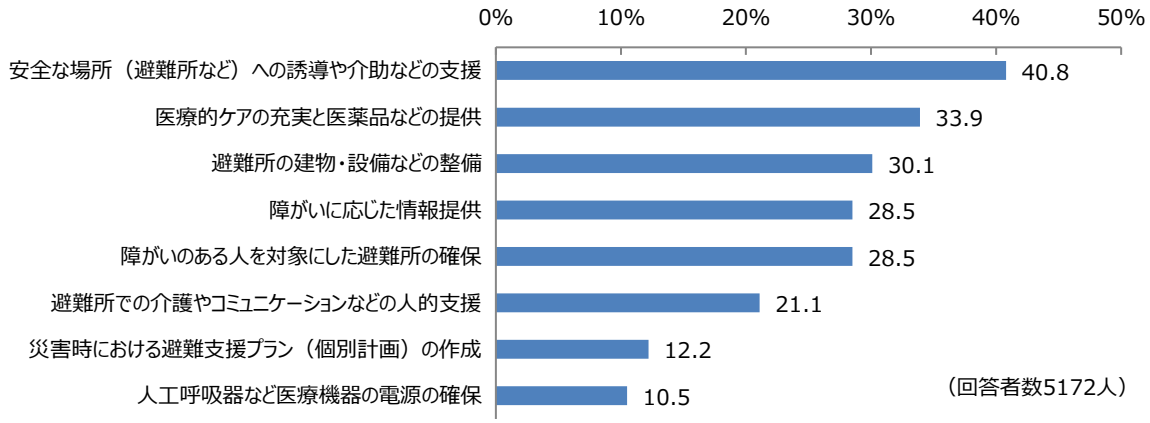
○ **障がいのある方への取組について望むこと【複数回答】**（障がい者本人用調査）

（上位 10 項目のみ掲載）



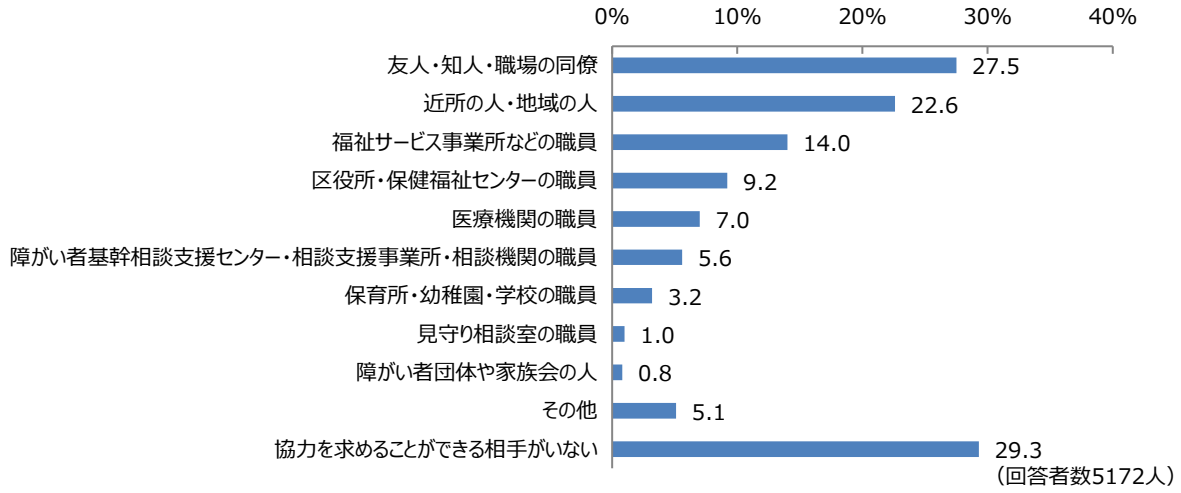
障がいのある方への取組について望むことにおいて、「災害時などの緊急時の防災対策」と回答された方が 18.8%おられ、防災対策に対する関心の高さがうかがえます。

○ **災害時に必要と思うこと【複数回答】**（障がい者本人用調査）



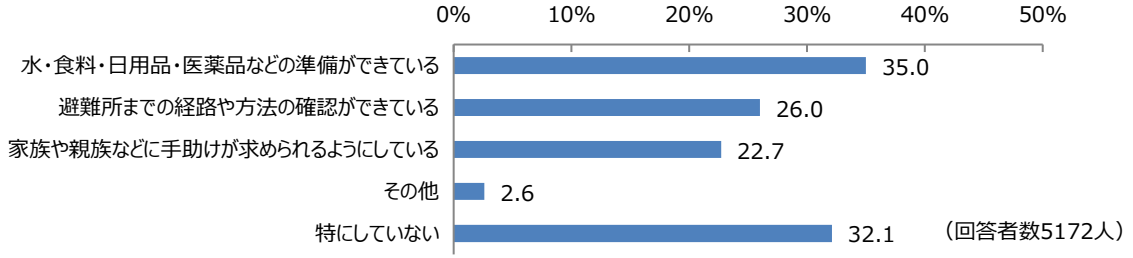
「安全な場所（避難所など）への誘導や介助などの支援」が最も多く、要支援者の避難支援の取組の促進が求められています。また、「医療的ケアの充実と医薬品などの提供」が続いており、医療的ニーズへの対応が求められています。

○ **災害等の緊急時に協力を求める相手（家族・親族を除く）【複数回答】**（障がい者本人用調査）



「協力を求めることができる相手がいない」が最も多く、次いで「友人・知人・職場の同僚」「近所の人・地域の人」となっており、協力を求める相手がいない人の状況や支援内容を把握するとともに、地域において支えあう取組を進める必要があります。

○ **災害時の備え【複数回答】**（障がい者本人用調査）



「水・食料・日用品・医療品などの準備ができている」が 35.0%ともっとも高いものの「特にしていない」も 32.0%であり、障がいのある人自身が災害時に備える必要があることがうかがえます。

◆◆◆

施策の方向性

（１）防災・防犯対策の充実

「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」に基づき、防災の取組を進めるとともに、防犯体制の強化や感染症対策など非常時への備えを進めます。

ア　防災体制の強化

- 「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」に基づき、要支援者の避難支援の取組の促進に努めていくとともに、障がいのある人をあらゆる災害から守るため、施設及び住宅の防災体制の強化を図ります。
- 災害や感染症が発生した場合でも、事業所が安定的・継続的に障がい福祉サービスを提供できるよう、事業所における業務継続に向けた計画の策定や研修の実施等の取組について、必要に応じて助言・指導を行います。

イ　災害時・緊急時の対応策の充実

- 障がいのある人に対して、自身が可能な範囲で日ごろから災害に備えることができるよう周知します。
- 地域における防災訓練等への障がいのある人の参加促進など、地域での避難支援等の取組を支援します。
- 災害時・緊急時の避難誘導及び通報体制・避難ルートを整備するとともに、その周知徹底を図り、消防関係機関及び住民による避難誘導の実効性を確保します。
- 大きな災害が発生した直後などは、地域の支えあいが重要であるため、個人情報の保護に留意し、支援を要する障がいのある人の所在把握や個別避難計画の作成を通じて、状況や支援内容を日常的に把握します。

・ 個別避難計画の作成を推進するため、区長による推進チームを中心に、地域の理解や福祉専門職の参画を得るなど地域の実情に応じた取組を各区において進めるとともに、要支援者情報の連携手法の整備、各区の取組状況の共有や支援ツールの提供など、福祉と防災の部局が連携して取組を行います。

・ 様々な障がいの特性について理解を深め、障がい特性に配慮しながら、障がいのある人に対して避難訓練等への参加を働きかけ、地域における救出、救護の充実を図ります。

・ 安否確認の体制や社会福祉法人・ＮＰＯ等と連携した福祉サービス・福祉用具・医療の確保、心のケアのあり方などについて検討を進めます。

・ 「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」に基づき、避難行動要支援者への情報伝達体制の整備や、避難された後の状況に応じて必要な医療・保健・福祉サービスを提供するための体制整備を図ります。

・ 障がいのある人に対する避難所での物理的環境への配慮、意思疎通への配慮などの合理的配慮の提供について、避難所運営に携わる人に周知します。

・ 災害時において、医療機関の被災状況や受入状況等について、大阪府等と連携を図りながら、迅速かつ正確な情報把握に努めます。

・ 障がいのある人等で、避難所での生活に特別な配慮を必要とする人を対象に受入れを行う「福祉避難所」について、社会福祉施設等の関係団体との調整を進め、その確保に努めます。

・ 福祉避難所で必要となる医薬品や生活物品の確保の取組を実施します。

・ 避難行動要支援者の名簿を活用し、福祉避難所への移動等の対応や介助者の有無や障がいの種類・程度等に応じた受入れ体制の確保等に努めます。なお、福祉避難所に移送する際には、災害時避難所での移送担当者の確保や施設からの出迎え等を検討します。また、「大阪市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」に基づき、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用した安否確認、救出・救護などの災害対応

に努めます。

・ 地域の防災訓練等において、福祉避難所への移送訓練等を実施し、福祉避難所運営の実効性の向上を図っていきます。

ウ　防犯体制の強化

・ 障がいのある人を犯罪から守り、安全で安心なまちづくりを進めるため、地域の実情に応じた防犯活動の支援や犯罪被害防止のための広報・啓発を進めます。

・ 消費者被害を防止するため、近隣での日々の見守りや声かけができるような、地域づくりを支援します。

・ 悪質商法による消費者被害を防止するため、その手口や防止方法を紹介する講座の開催など、地域の実情や障がいの状況に応じた形で、障がいのある人への啓発や情報提供を行います。

エ　感染症対策

・ 感染症の発生時においても、障がい福祉サービスを継続利用できるよう、危機管理、医療、福祉分野が連携して支援する体制の整備に努めます。また、必要に応じて、障がい者施策推進協議会、市地域自立支援協議部会等において、意見集約や課題整理を行うなど、円滑な障がい福祉サービスの提供体制の確保に努めます。

第６章　地域で安心して暮らすために

1　保健・医療

現状と課題

近年、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化が課題となっており、障がいのある人が住み慣れた地域において健康でいきいきと暮らしていくためには、一人ひとりの状況に応じた健康づくりと安心して医療を受けられる体制が必要であり、福祉サービスや在宅医療などのより一層の充実が求められています。

障がいのある人が適切な医療を受けるにあたっては、医療機関における障がいに対する理解やコミュニケーションの配慮に加え、アクセスや設備などの整った受診しやすい環境づくりを関係機関などが連携して進めていく必要があります。

配慮や支援を要する障がいのある人が入院した際は、医療機関においては介護ニーズに十分に対応できないことがあるため、それを支援するための制度整備も必要です。医療機関の職員との意思疎通等に関しては、2018（平成 30）年４月より入院中の医療機関における重度訪問介護の利用が一部可能となり、さらに、2024（令和６）年４月より対象者が拡大されましたが、障がいのある人が、地域で安心した生活が送れるよう、様々な障がい種別への支援に対応できる地域医療・リハビリテーション体制の充実が必要です。

今後の高齢化等に伴う地域における医療ニーズの質や量の変化を見据え、効率的に医療を提供できる体制を構築していく必要があります。

2011（平成 23）年に公布された「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、介護福祉士や一定の研修を受けた介護職員等による喀痰吸引等の実施が可能となりましたが、引き続きサービス提供基盤の充実が必要です。

医療的ケアを必要とする障がいのある人の地域生活を支えるため、保健・医療・福祉等が連携し、支援体制を整備することが必要です。また、2027（令和９）４月に施行される「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律」において、医療的ケアを必要とする児童等やその家族が身近な地域で必要な支援を受けることができるよう、支援の充実が求められています。

高次脳機能障がい者等の地域生活を支えるため、医療・保健・福祉・教育・労働等が連携し、支援体制を整備することが必要です。また、2026（令和８）年には、高次脳機能障害者支援法が施行され、高次脳機能障がい者やその家族等が身近な地域で必要な支援を受けることができるよう、支援の充実が求められています。

乳幼児健康診査等で障がいが疑われたこどもに関しては、早期に適切な医療や支援を提供するとともに、保護者や関係者に対して必要な知識や情報を提供することが重要です。さらに、障がいのあるこどもやその保護者等が安心して地域で暮らせるよう、関係機関等が連携した療育支援体制の充実が必要です。

ひきこもり等の課題に対応するためには、相談体制の充実や安心して過ごせる居場所づくり等の取組が必要です。

また、精神障がいのある人が安心して地域で生活するうえでは、身近なところで必要なときに必要な医療サービスを受けられるシステムが必要です。

しかし、市内には精神科の専門病院が非常に少なく、精神科病床も限られており、入院医療の多くは市外の精神科病院で行われています。

そのため、「大阪府医療計画」及び「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」との整合性を図りながら、大阪府、堺市と共同で精神科救急医療体制[22]の整備を行うとともに、2005（平成 17）年より「おおさか精神科救急医療情報センター」を設置しています。

大阪市単独事業としては 2008（平成 20）年７月から休日・夜間の救急外来対応ができ

[22] 休日・夜間において緊急な精神科医療を提供する診療体制。

る診療所の固定化を図り、一次救急医療体制[2 3]の強化を行いました。

2015（平成 27）年 8 月からは、一般救急病院や救命救急センターにおいて、精神科合併症患者の身体的な治療を終えた患者がスムーズに精神的な治療を受けることができる「精神科合併症支援システム」の運用を大阪府、堺市と共同で行っています。

アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症に関しては、依存症者及びその家族等のニーズに対応できるよう、医療機関や回復施設、自助グループ、民間団体等と相互に連携して、地域の実情に応じた必要な支援を推進することが求められています。

難病に関しては、疾病に対する不安と医療費や介護費の負担など、心理的、経済的負担は大きいものがあります。医療費負担の軽減や療養生活上の相談、在宅療養における居宅生活支援、また、疾病に関するものはもちろん、介護・療養に関する情報提供など、医療と保健・福祉等が連携した難病患者に対する幅広い支援の推進が求められています。

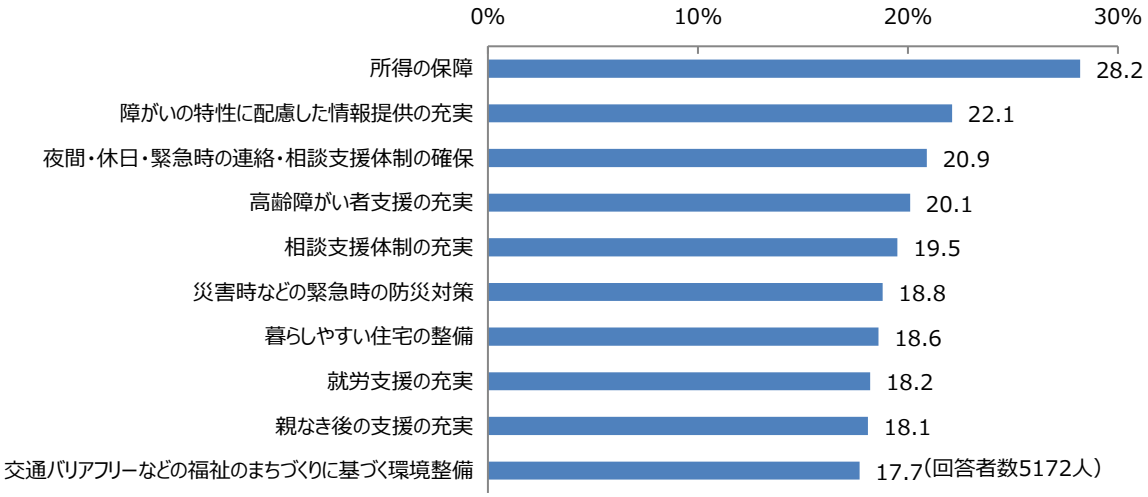
そのほか、長期入所・入院から地域での自立生活への移行を推進するうえでも、地域生活での様々な医療ニーズに対応した相談窓口や医療・リハビリテーション体制、緊急時の支援体制、在宅療養における支援サービス等の整備・充実が求められるところです。

[2 3] 休日・夜間に、外来診療で対応可能な精神疾患をもつ患者のための救急診療体制。

◆◆◆◆◆◆◆◆2025（令和7）年度大阪市障がい者等基礎調査結果から◆◆◆◆◆◆◆◆

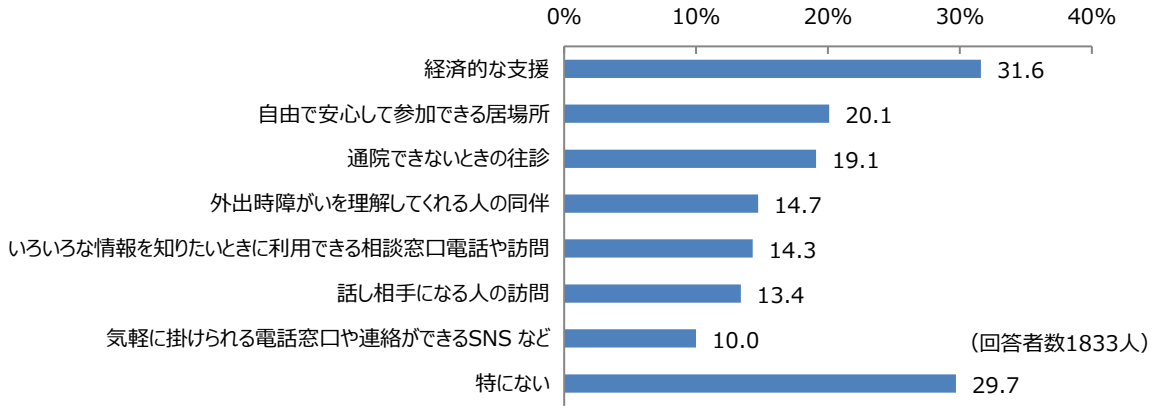
○ **障がいのある方への取組について望むこと【複数回答】**（障がい者本人用調査）

（上位 10 項目のみ掲載）



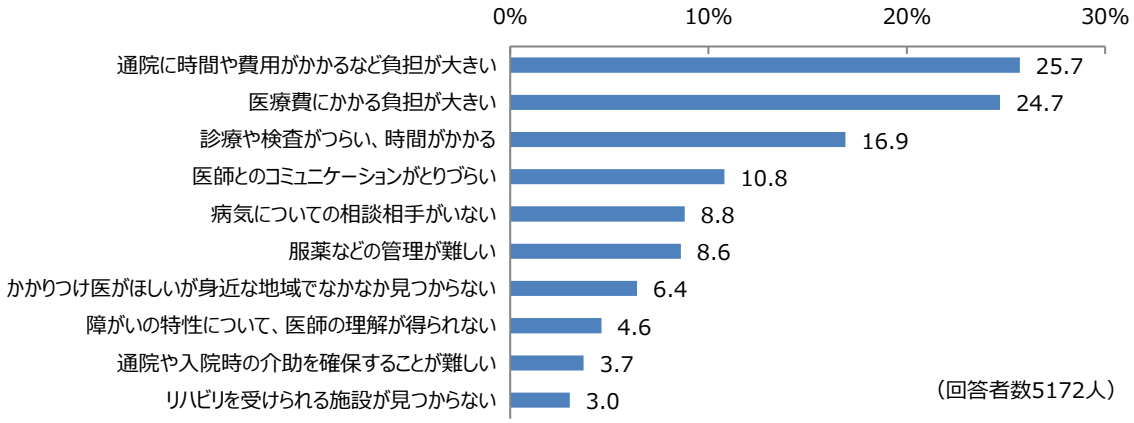
障がいのある方への取組について望むことにおいて、「保健・医療・リハビリテーションの充実」と回答された方が 17.7%おられ、保健・医療分野の充実への関心の高さがうかがえます。

○ **希望する支援や取組【複数回答】**（障がい者本人用調査）



ほとんど外出せず家にいることが多い方が求める必要な支援や取組としては、「経済的な支援」が最も多く、次いで「自由で安心して参加できる居場所」となっています。

○ **医療に関する困りごと【複数回答】**（障がい者本人用調査）　（上位 10 項目のみ掲載）



「通院に時間や費用がかかるなど負担が大きい」が最も多く、次いで「医療費にかかる負担が大きい」となっています。医療費の負担軽減のほか、通院や医師とのコミュニケーションに関する支援が求められています。

◆◆

（　課　題　）

①　総合的な保健、医療施策の充実

ア　障がいのある人の健康管理の推進

イ　受診機会の保障

②　地域におけるリハビリテーション・医療の充実

ア　地域におけるリハビリテーション体制の整備

イ　中途障がいのある人の地域リハビリテーションの充実

ウ　地域における医療連携体制の構築

エ　医療的ケアの体制整備

オ　高次脳機能障がい者への支援の充実

③　療育支援体制の整備

ア　療育支援体制の充実

イ　連携の強化

④　さまざまなニーズに応じた支援体制の充実

ア　精神保健福祉活動の推進と医療体制の整備

イ　依存症対策の推進

ウ　難病患者への支援

施策の方向性

（１）総合的な保健、医療施策の充実

安心して適切な医療を受けることができるよう、医療機関の受診等に関する支援体制の整備等を行い、健康の維持・増進につなげます。

ア　障がいのある人の健康管理の推進

・ 障がいのある人にとって二次的機能障がいは生活上の困難の大きな原因の一つとなるため、二次的機能障がい予防のための健康診査事業を充実、啓発に努め健康管理の推進に努めます。

イ　受診機会の保障

・ 大阪府で実施している「大阪府障がい者地域医療ネットワーク推進事業」協力医療機関とも連携しながら、身近な地域で障がいのある人が適切な医療を受けられる仕組みづくりについて検討します。

・ 医療機関受診に際して、支援や配慮が必要な障がいのある人が、安心して適切に治療や相談を受けることができるよう、医療機関に対する啓発を行います。

・ 配慮や支援を要する障がいのある人が入院した場合について、入院先の医療機関で重度訪問介護を利用できる対象者の範囲が 2024（令和６）年４月から拡大されましたが、引き続き十分な対応が可能となるよう、国に対して制度整備を働きかけていきます。

・ コミュニケーションの支援が必要な障がいのある人が医療機関に入院した際、医師や看護師等との意思疎通が可能となるよう支援を行います。

・ 障がいのある人の歯科診療について、一般歯科医院での治療が困難な人が容易に受診できるよう歯科診療事業や医療機関の情報提供の充実に努めます。

・ 障がい者医療費助成制度の対象範囲の拡大について、大阪府へ要望するとともに、国に対しても医療費助成制度が国の制度として統一した基準を設けて実施されるよう引き続き要望していきます。

・ 重症心身障がい児（者）が、急病時に、円滑に適切な医療を受けられるよう、専門的な知識等を有するコーディネーターを配置し、連携する医療機関の確保、受入れの調整を図るなど、医療体制の構築を進めます。

（２）地域におけるリハビリテーション・医療の充実

さまざまなニーズに対応できるリハビリテーションおよび医療の充実に向け、関係機関との連携や支援体制の構築をおこないます。

ア　地域におけるリハビリテーション体制の整備

・ 障がいのある人が、住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、また筋委縮性側索硬化症や重度重複障がい、高次脳機能障がいなど、様々な障がい種別への支援に対応していけるよう、心身障がい者リハビリテーションセンター等のリハビリテーション機能を有する施設、さらには医療機関・関係団体等と連携し、地域リハビリテーション体制の充実に努めます。

・ 心身障がい者リハビリテーションセンターは、地域においてリハビリテーション機能を有する関係諸機関と緊密に連携し、基幹施設として地域に即したコーディネート機能等のより一層の充実を図ります。

・ 舞洲障がい者スポーツセンター（アミティ舞洲）や長居障がい者スポーツセンターでは、スポーツセンターの環境を有効に活用し、利用者のライフスタイルに応じてのリハビリテーション、運動プログラムの作成を支援する相談事業を行います。

イ　中途障がいのある人の地域リハビリテーションの充実

・ 中途障がいのある人への支援として、医療・保健・福祉機関や当事者団体等と連携して、早期に、短期・集中的な訓練と心理的な支援、さらにはその後につながる職場復

帰や社会復帰に向けた自立した生活を送るための訓練ができるような支援体制の整備に努めます。

ウ　地域における医療連携体制の構築

・ 地域に必要な医療機能を確保するため、医療機関の役割分担を明確化し、不足する医療機能の充足を図り、効率的に医療を提供できる体制を構築していきます。

エ　医療的ケアの体制整備

・ 医療的ケアを必要とする障がいのあるこどもが地域において必要な支援を受けられるよう、2027（令和９）年４月に施行される「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律」の基本理念にのっとり、「大阪市医療的ケアが必要な児童等の支援に関する検討会議」において、医療・保健・福祉・保育・教育等の各関係機関で連携・協議を行い、必要な施策の実現に向け検討していきます。

・ 特にニーズの高いショートステイについて、医療機関と連携して医療的ケアに対応したショートステイ事業の充実に努めます。

・ 医療的ケアを必要とする障がいのある人が身近な地域で必要なサービスを利用することができるよう、障がい福祉サービスについて、医療的ケアに十分対応できるようなサービスの充実や報酬の見直しを国に要望していきます。

・ 障がい福祉サービス事業所等に対し、医療的ケアに係る介護技術の向上を目的とした研修等を実施することにより、サービス提供基盤の充実に努めます。

オ　高次脳機能障がい者への支援の充実

・ 高次脳機能障がい者等が地域において必要な支援を受けられるよう、「高次脳機能障害者支援法」の基本理念にのっとり、医療・保健・福祉・教育・労働等の各関係機関が連携・協議を行い、支援の充実に向けて取り組みます。

（３）療育支援体制の整備

障がいのあるこどもの早期かつ適切な療育支援体制を整備するとともに、こどもを取り巻く家族を含めた支援等を通じ、発達段階に応じた切れ目のない支援を行います。

ア　療育支援体制の充実

・ 大阪市こども相談センター、心身障がい者リハビリテーションセンターや区保健福祉センターが関係機関等と連携し、各種相談、医学的診断・検査、発達評価の充実に努めるほか、家族に対して子育て全般を含めた日常生活場面及び発達援助への助言を行うなどの、療育支援体制の強化に努めます。

・ 障がいのあるこどもについては、できる限り早期に療育支援を行うことが重要とされていることから、乳幼児健康診査や４・５歳児発達相談等によって障がいが疑われたこどもへの早期療育支援体制の充実に努めます。

・ 発達障がいのあるこどもの支援については、専門療育機関を設置し、身辺自立や集団への適応に向けた日常生活の力を伸ばすための個別的・専門的療育を親子通園により実施します。

・ 保護者も含めた家族を支援する観点に立ち、地域で安心して子育てを行っていけるよう、子育てに関する自信の回復や不安を軽減し、親子関係の安定化を図ることにより、こどもの自尊感情を育み、自立に向けた取組ができるよう支援します。

イ　連携の強化

・ 障がいのあるこどもの早期医療体制から早期治療・療育に結びつけていくため、保健、医療、福祉、教育等の関係機関の有機的な連携体制の確立を図るとともに、諸機関の間で中断されることなく連続したフォローアップ体制を整え、発達段階に応じた種々の対応が継続的かつ円滑に行われるよう努めます。

（４）さまざまなニーズに応じた支援体制の充実

障がい特性に応じた相談体制の充実や普及啓発、ニーズに応じた保健・医療体制の構築等を通じて、地域生活を支援します。

ア　精神保健福祉活動の推進と医療体制の整備

- 地域における精神保健福祉相談の充実を図るため、区保健福祉センターと区障がい者基幹相談支援センターや地域活動支援センター（生活支援型）等との連携を強化するとともに、精神障がいのある人の複合的課題に対応していけるよう、こころの健康センターが、区精神保健福祉相談員等へ助言・指導などの技術的支援を行います。

- 精神保健福祉の相談機関では精神障がいのある人の相談だけでなく広く市民に対し、精神疾患の一次予防（健康増進と疾病の予防）、二次予防（早期治療に加えて症状の悪化や再発を防止）の視点に立って、幅広くこころの健康づくりの推進を図ります。

- 相談体制を充実させるとともに、回復途上の精神疾患を持つ方等が、集団的な関りの中で、地域生活に関する自己効力感の向上をはかるために必要な保健・医療・福祉等の知識・対処法等を学び、地域で安定した生活を送ることが出来るように支援します。

- 精神科救急医療体制については、大阪府、堺市、関係機関と連携しながら、引き続き充実を図るとともに、2015（平成 27）年 8 月より運用している精神科合併症支援システム運用の強化を通じて、身体科疾患を併発する患者に対する救急医療体制の充実を図ります。

- 身体科疾患を併発する精神障がいのある人が、できる限り身近なところで医療を受けることができるよう、一般病院との連携をより一層進めていきます。

イ　依存症対策の推進

- アルコール・薬物・ギャンブル等依存症に対する理解を深められるよう、依存症者の

支援者に対する研修を実施するとともに、依存症者の家族に対する家族教室の充実、依存症に関する普及啓発に努めます。

・ 依存症に関する相談窓口を設置し、依存症者やその家族、支援者等に対する専門相談の充実を図ります。

・ 地域における依存症支援体制検討会、依存症関係機関連携会議等を通じ、各関係機関との連携を図り、依存症者の支援についての協議、検討を進めます。

・ 2023（令和５）年度から 2024（令和６）年度に設置した「（仮称）大阪依存症センター機能検討会議」を経て、依存症対策をより強化するため、大阪府と共同で「（仮称）大阪依存症対策センター」の 2029（令和 11）年度の開設に向け、基本計画の作成に取り組むとともに、高度専門人材の確保および養成等、機能の具体化のための取組を進めます。

ウ　難病患者への支援

・ 「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行後、医療費の助成対象となる疾病は順次拡大されており、保健・医療・福祉にわたる総合的な難病対策の充実に努めるとともに、引き続き患者の負担軽減等について、国に対して働きかけていきます。

・ 難病患者、小児慢性特定疾病児、家族を対象にした専門医、保健師、小児慢性特定疾病児の養育経験者（ピアカウンセラー）等による医療、保健、福祉等に関する療養相談会や、患者・家族の療養生活上生じる問題や障がいの軽減を図るための交流会等について、患者・家族が参加や相談しやすいものとなるよう、より充実を図ります。

第１章　計画の策定にあたって

1　計画の概要

大阪市障がい福祉計画は「障害者総合支援法」第 88 条第１項に基づく市町村障がい福祉計画として策定するもので、大阪市として８期目の計画であり、国の基本指針に基づき2027（令和９）年度から 2029（令和 11）年度の３年間を計画期間とします。

また、大阪市障がい児福祉計画は「児童福祉法」第 33 条の 20 第１項に基づく市町村障がい児福祉計画として策定するもので、大阪市として４期目の計画であり、国の基本指針に基づき 2027（令和９）年度から 2029（令和 11）年度の３年間を計画期間とします。

国の基本指針においては、「市町村及び都道府県は、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画及び障害児福祉計画を作成する必要がある」とし、次の６項目を示しています。

1	障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
2	市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
3	入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
4	地域共生社会の実現に向けた取組
5	障害児の健やかな育成のための発達支援
6	障害者の社会参加を支える取組定着

また、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、次の８つの成果目標を定めています。

1　福祉施設の入所者の地域生活への移行

2　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

3　福祉施設から一般就労への移行等

4　障害児支援の提供体制の整備等

5　地域生活支援の充実

6　相談支援体制の充実・強化等

7　障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

8　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

大阪市では、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等が計画的に提供されるよう、国の基本指針に即して成果目標を設定するとともに、2027（令和９）年度から2029（令和11）年度までの３年間における各サービス等の見込量を定めます。

2　計画の分析・評価

本計画において設定する成果目標については、活動指標（障がい福祉サービス等の利用実績など）の活用も図りつつ、進捗状況の把握・分析を行い、その結果については大阪市障がい者施策推進協議会及び専門部会へ報告し、評価・分析に対する意見を求めるとともに、広く市民に公表します。また、同協議会等の意見に基づき、本計画の見直しその他の必要な措置を講じます。

第２章　成果目標

1　福祉施設の入所者の地域生活への移行

【障がい者支援計画】 第３章　地域生活への移行のために（P.●～●）
（現状と課題）　「１入所施設からの地域移行」（P.●～●）
（施策の方向性）（１）～（３）（P.●～●）

（１）成果目標

①　地域移行者数

70 人（2026（令和８）年度から 2029（令和 11）年度の４年間）

②　施設入所者数

1,165 人（2025（令和７）年度末）→　1,106 人（2029（令和 11）年度末）
【59 人の減】

（２）成果目標の考え方

①　地域移行者数について、第７期計画における国の基本指針では、2022（令和４）年度末時点の施設入所者数の６％以上を目標数値として設定するよう示されました。

大阪市では、国の基本指針に基づき、2022（令和４）年度末の施設入所者数（1,261 人）の６％（76 人）を 2026（令和８）年度末までに地域移行するものとして設定しました。2026（令和８）年度末には 124 人となる見込みであり、第７期計画の目標数値は達成する見込みです。

第８期計画における国の基本指針では、2025（令和７）年度末時点の施設入所者数の６％以上を目標数値として設定するよう示されています。

大阪市では、国の基本指針に基づき、2025（令和７）年度末の施設入所者数（1,165 人）の 6%（70 人）を 2029（令和 11）年度末までに地域移行するものとして設定します。

直近の地域移行実績には、自立訓練と組み合わせて入所し、比較的短期間の訓練を終えて退所した人も多く含まれているため、取組を進めるにあたっては、とりわけ入所が長期になる傾向にある人に着目して地域移行の推進に取り組みます。

②　施設入所者数について、第７期計画における国の基本指針では、2022（令和４）年

度末時点の入所者数の５%以上削減を目標数値として設定するよう示されました。

大阪市では、国の基本指針に基づき、2022（令和４）年度末の施設入所者数（1,261人）の５%を削減することとし、2026（令和８）年度末時点の施設入所者数を 1,197人として設定しました。2026（令和８）年度末には 1,151 人となる見込みであり、第７期計画の目標数値は達成する見込みです。

第８期計画における国の基本指針では、2025（令和７）年度末時点の施設入所者数の５%以上削減を目標数値として設定するよう示されています。

大阪市では、大阪府の基本的な考え方を踏まえ、障がい者支援施設について、障がいのある人や家族の地域生活を支える存在として、これまで蓄積してきたノウハウや専門性のもと、施設に求められる役割・機能等が発揮できるよう、関係機関との連携強化を図りつつ、国の基本指針に基づき、2025（令和７）年度末の施設入所者数（1,165人）の 5%（59 人）を削減することとし、2029（令和 11）年度末の施設入所者数を 1,106 人と設定します。

〔参考〕国の基本指針

① 2025（令和７）年度末の施設入所者数の６%以上の地域生活への移行を基本とし、現計画で定める 2026（令和８）年度末までの施設入所者の地域生活への移行実績が目標に満たないと見込まれる割合を加えて設定。

② 2025（令和７）年度末時点の施設入所者数の５%以上の削減を基本とし、現計画で定める 2026（令和８）年度末までの施設入所者の削減数が目標に満たないと見込まれる割合を加えて設定。

※ なお、18 歳以上の障がい児施設入所者を除いて成果目標を設定。

〔参考〕大阪府の基本的な考え方

① 国の基本指針に沿って目標を設定。

② 障がい者を支援する家族等の介護者の高齢化や当事者の重度化に伴い、地域全体で障がい者を支える仕組みを構築するため、今後、障がい者支援施設が、地域の貴重な資源として、障がい者の地域生活への移行に向けた集中支援機能や地域で暮らす障がい者や家族の心身状況の急変その他突発的な事情により、緊急に支援が必要な場合の地域支援機能等を担うことを鑑み、その機能を十分に発揮していくために必要な施設入所支援サー

ビスの利用を踏まえ、2025（令和７）年度末の施設入所者数の3.1%以上削減することを基本として設定。

２　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【障がい者支援計画】 第３章　地域生活への移行のために（P.●～●）
（現状と課題）「２精神科病院からの地域移行」（P.●～●）
（施策の方向性）（１）～（３）（P.●～●）

（１）成果目標

①　精神病床から退院後１年以内の地域における平均生活日数
１年平均　324.0 日以上（2029（令和 11）年度）

②　精神病床における１年以上の長期入院者数
1,345 人（2025（令和７）年度）→　1,234 人（2029（令和 11）年度）
【111 人の減】　※　65 歳以上と 65 歳未満、75 歳以上、40 歳以上の認知症である者の区別は設けません。

③　精神病床における 30 日以上の再入院率
・退院後 90 日時点　　9.2%以下（2029（令和 11）年度）
・退院後 180 日時点　　15.4%以下（2029（令和 11）年度）
・退院後 365 日時点　　23.3%以下（2029（令和 11）年度）

④　地域移行支援による地域移行者数（大阪市独自の目標設定）
60 人（各年度 20 人）

（２）成果目標の考え方

①　国の基本指針に基づき、退院後１年以内の地域での平均生活日数を 324.0 日以上とします。

②　精神病床における１年以上の長期入院者数について、国の基本指針では、国の提示する推計式を用いて目標設定することとしています。
地域移行の取組は大阪府内の精神科病院において大阪府と連携しながら推進していることから、国の基本指針に沿って大阪府が設定した目標数値に基づき、2025（令和７）

年６月末時点の実績をもとに、2029（令和 11）年６月末における精神科病床における１年以上の長期入院患者数の目標値を 111 人減少とし、それぞれの年齢の区分は設けないこととします。

③　国の基本指針に基づき、30 日以上の再入院率を退院後 90 日時点は 9.2%以下、退院後 180 日時点は 15.4%以下、退院後 365 日時点は 23.3%以下とします。

④　大阪市独自の目標設定として、地域移行支援による地域移行者数を第７期計画と同様に 60 人とします。

〔参考〕国の基本指針

① 2029（令和 11）年度における精神障がい者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を 319.3 日以上に設定。当該目標値の設定時点で精神障がい者の精神病床からの退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均が 319.3 日以上である場合は、当該目標の設定時における平均生活日数以上に設定。
※精神病床への入院後 1 年以内に退院した者に限る

② 国が提示する推計式を用いて、2029（令和 11）年度末の精神病床における 1 年以上の長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満、75 歳以上、40 歳以上の認知症である者）を設定。

③ 2029（令和 11）年度における退院後 90 日時点の 30 日以上の再入院率を 10.3%以下、退院後 180 日時点の 30 日以上の再入院率を 17.4%以下、退院後 365 日時点の 30 日以上の再入院率を 25.7%以下に設定。当該目標値の設定時点で退院患者の 30 日以上の再入院率が上記より低い場合は、当該目標の設定時における 30 日以上の再入院率以下に設定。

④ 2033（令和 15）年度末までに心のサポーター数が 100 万人となるよう、都道府県の将来人口を元に、目標設定。

⑤ 住民の心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度の把握にあたっては、Ｋ６という尺度を活用し、評価することを基本とする。

〔参考〕大阪府の基本的な考え方

① 国が算出した値（第 152 回社会保障審議会障害者部会資料）では、2023（令和５）年度の大阪府の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数は 324.0 日であり、都道府県の中央値である 319.3 日以上であることから、国の目標設定に準じて 324.0 日以上に設定。

② 国の基本指針の趣旨を踏まえ、大阪府においては、2029（令和 11）年６月末時点の精神病床における１年以上長期入院患者数について、65 歳以上、65 歳未満、75 歳以上、40 歳以上の認知症である者のそれぞれの目標値を国の基本指針で示す算定式により設定。なお、各市町村においては、令和７年６月末時点の実績をもとに、府が算定した数値を下限に目標設定することとし、それぞれの年齢の区別は設けない。

③ 国が算出した値（第 152 回社会保障審議会障害者部会資料）では、2023（令和５）年度の大阪府の退院患者の精神病床への 30 日以上の再入院率が都道府県の中央値より低いことから、国の目標設定に準じ、退院後 90 日時点：9.2%以下　退院後 180 日時点：15.4%

以下　退院後 365 日時点：23.3%以下に設定。

④ 国の基本指針の趣旨を踏まえ、2029（令和 11）年度の心のサポーター数を 37,191 人以上とする。

⑤ 国の基本指針の趣旨を踏まえ、Ｋ６という尺度を活用し、評価する。

３　地域生活支援の充実

【障がい者支援計画】 第２章　地域での暮らしを支えるために（P.●～●）
（現状と課題）「１権利擁護・相談支援」（P.●～●）
（施策の方向性）（２）相談支援及びその体制の充実（P.●～●）
（現状と課題）「２生活支援」（P.●～●）
（施策の方向性）（１）～（２）（P.●～●）

（１）成果目標

① 地域生活支援拠点等による支援の実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討を年１回以上実施する

② 2029（令和 11）年度までに、強度行動障がいの状態にある者の実情や求める支援サービス等を調査し、その結果に基づき地域の関係機関が連携した支援体制を整備する

（２）成果目標の考え方

① 第７期計画の国の基本指針において、2026（令和８）年度末までの間、地域生活支援拠点等の機能充実のため、支援の実情等を踏まえた年１回以上運用状況の検証及び検討を実施することが示されました。

大阪市では、事業者同士が連携して、障がいのある人の地域生活を支える面的整備型を基本として、地域生活支援拠点等を整備し、各機能（相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）の充実を図っています。

また、地域の体制づくりや人材育成に取り組むコーディネーターの機能については、各区障がい者基幹相談支援センターの主任相談支援専門員が担っています。

地域生活支援拠点等の運用については、市地域自立支援協議会等において有識者の意見を聴きながら検討を進めており、第８期計画の国の基本指針においても、年１回以上の運用状況の検証及び検討が示されたことから、引き続き支援実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討を行い、機能の充実に努めます。

② 強度行動障がいのある人の支援体制の整備を進めるにあたっては、広域的な支援体

制も必要であり、大阪府との連携が重要です。そのため、支援ニーズの把握に向けた調査を行うとともに、その調査結果に基づき、身近な地域の事業者が適切にサービスを提供することができる体制づくりの実現に向けて、関係機関とのネットワークの構築を図ります。

〔参考〕国の基本指針

① 2029（令和 11）年度末までに、各市町村において地域生活支援拠点等を整備する。また、拠点コーディネーターを配置すること、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者を配置すること、年１回以上、支援の実績等を踏まえた運用状況を検証及び検討することを基本とする。

② 2029（令和 11）年度末までに、強度行動障がいの状態にある者について、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備することを基本とする。

〔参考〕大阪府の基本的な考え方

① 国の基本指針に沿って目標を設定。

② 国の基本指針の趣旨を踏まえ、2029（令和 11）年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がいの状態にある者について、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備するため、以下のとおり目標を設定する。

・各市町村又は圏域において、強度行動障がい者の実状や求める支援サービス等に関する調査の実施

・各市町村又は圏域において、調査の結果に基づいた支援ニーズの実現に向けて、関係機関とのネットワークの構築を図りながら支援の実施

４　福祉施設から一般就労への移行等

【障がい者支援計画】 第４章　地域で学び・働くために（P.●～●）
（現状と課題）　「２就業」（P.●～●）
（施策の方向性）　（３）福祉施設からの一般就労（P.●～●）

（１）成果目標

① 2029（令和 11）年度の就労移行支援事業等（就業・生活支援センター及び職業能力開発訓練施設を含む）を通じた一般就労への移行者数　2,166 人

② 2029（令和 11）年度の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数　710 人

③ 2029（令和 11）年度の就労継続支援Ａ型事業を通じた一般就労への移行者数 610 人

④ 2029（令和 11）年度の就労継続支援Ｂ型事業を通じた一般就労への移行者数 583 人

⑤ 2029（令和 11）年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所の割合　６割以上

⑥ 2029（令和 11）年度の就労定着支援事業の利用者数　800 人

⑦ 2029（令和 11）年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率（※）が７割以上となる就労定着支援事業所の割合　２割５分以上

※ 過去６年間に就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に 42 月以上 78 月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合

⑧ 地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会に就労支援部会等を設けて取組を進める

⑨ 就労選択支援事業所の設置　市域に 31 事業所以上

⑩ 2029（令和 11）年度の就労選択支援事業の年間利用者数　3,721 人

⑪ 就労継続支援Ｂ型事業所における工賃の平均額　（調整中）

（２）成果目標の考え方

①　国の基本指針に基づき、2029（令和 11）年度中に、就労移行支援事業・就労継続支援事業・自立訓練事業・生活介護事業を通じて一般就労に移行する者を、2024（令和６）年度の一般就労への移行実績（1,419 人）の 1.31 倍（1,859 人）として設定します。加えて、大阪市では、就業・生活支援センター及び職業能力開発訓練施設を通じた一般就労者数の直近実績である人数（307 人）を合算した 2,166 人を目標値とします。

②　就労移行支援事業を通じた一般就労への移行について、国の基本指針に基づき、2024（令和６）年度移行実績の 1.14 倍（710 人）を目標値として設定します。

③　就労継続支援 A 型事業を通じた一般就労への移行について、国の基本指針に基づき、2024（令和６）年度移行実績の 1.52 倍（610 人）を目標値として設定します。

④　就労継続支援 B 型事業を通じた一般就労への移行について、国の基本指針に基づき、2024（令和６）年度移行実績の 1.67 倍（583 人）を目標値として設定します。

⑤　就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所の割合について、大阪市の実情を踏まえ、大阪府の基本的な考え方と同様に、事業所全体の６割以上として目標値を設定します。

⑥　就労定着支援事業の利用者数について、国の基本指針に基づき、2024（令和６）年度末実績の 1.47 倍（800 人）を目標値として設定します。

⑦　就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が７割以上となる就労定着支援事業所の割合について、国の基本指針に基づき、事業所全体の２割５分以上として目標値を設定します。

⑧　国の基本指針に基づき、各区地域自立支援協議会に就労支援部会等を設けるなど、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築が進むよう取組を進めます。

⑨　就労選択支援事業所の設置について、障がい福祉サービスの利用状況に照らすと、居住区の事業所を利用しないケースも多く、また短期間のアセスメントであり、障がいのある人のより良い選択につなげることが重要であることから、事業所の質・中立性に向

けた取組を進め、成果目標⑩の年間利用者数を達成するために必要と見込まれる 31 事業所を市域に確保することを目標とします。また、事業所指定時の評価状況等を市の協議会に報告することを通じて、各区の協議会との情報連携に努めます。

⑩　就労選択支援事業の年間利用者数について、大阪府の基本的な考え方に基づき、3,721 人を目標値として設定します。

⑪　（調整中）

〔参考〕国の基本指針

① 2029（令和 11）年度中の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を、2024（令和６）年度実績の 1.31 倍以上とすることを基本として設定。

② 2029（令和 11）年度の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数を、2024（令和６）年度実績の 1.14 倍以上とすることを基本として設定。

③ 2029（令和 11）年度の就労継続支援 A 型事業を通じた一般就労への移行者数を、2024（令和６）年度実績の概ね 1.52 倍以上とすることを基本として設定。

④ 2029（令和 11）年度の就労継続支援 B 型事業を通じた一般就労への移行者数を、2024（令和６）年度実績の概ね 1.67 倍以上とすることを基本として設定。

⑤ 2029（令和 11）年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所を全体の５割以上とすることを基本として設定。

⑥ 2029（令和 11）年度の就労定着支援事業の利用者数を、2024（令和６）年度実績の 1.47 倍以上とすることを基本として設定。

⑦ 就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が７割以上の就労定着支援事業所を全体の２割５分以上とすることを基本として設定。

⑧ 都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本として設定。

⑨ 協議会の設置圏域ごとに就労選択支援事業所を１事業所以上設置することを基本とする。

⑩ 就労選択支援を利用する障がい者の数を８万２千人以上とする。

※ ①から④について、現計画で定める 2026（令和８）年度末までの数値目標が達成されない場合は、未達成割合を 2029（令和 11）年度の各々の目標値に加えた割合以上とする。

〔参考〕大阪府の基本的な考え方

① から ④ 及び ⑥ ⑦ について、国の基本指針に沿って目標を設定。

⑤ について、大阪府の実情を踏まえ、2029（令和 11）年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所を全体の６割以上として設定。

⑧ について、地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めるよう、市町村へ働きかける。

⑨ 国の基本指針を踏まえ、協議会の設置圏域ごとに就労選択支援事業所を１事業所以上設置する。

⑩ 2029（令和 11）年度の就労選択支援の利用者数を 8,530 人以上とする。各市町村においては、この目標値を就労移行支援及び就労継続支援の利用状況により按分した数値を下限に目標設定すること。

⑪ 管内の就労継続支援Ｂ型事業所において設定した 2025（令和７）年度の目標工賃を踏まえ、目標設定に協力する。

5　障がい児支援の提供体制の整備等

【障がい者支援計画】 第２章　地域での暮らしを支えるために（P.●～●）
（現状と課題）「２生活支援」（P.●～●）
（施策の方向性）（４）障がいのあるこどもへの支援の充実（P.●～●）
第４章　地域で学び･働くために（P.●～●）
（現状と課題）「１保育･教育」（P.●～●）
（施策の方向性）（１）就学前教育の充実（P.●～●）

（１）成果目標

① 重層的な地域支援体制の構築及び障がい児の地域社会への参加・インクルージョンの推進

・児童発達支援センターの４つの中核的な支援機能（幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、地域の障がい児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能、地域のインクルージョン推進の中核としての機能、地域の障がい児の発達支援の入口としての相談機能）を確保

・インクルージョン推進のため、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置

② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

・2029（令和 11）年度の児童発達支援事業所　54 か所
・2029（令和 11）年度の放課後等デイサービス事業所　60 か所

③ 医療的ケアの必要な児童支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を活性化する
・2029（令和 11）年度末時点の医療的ケア児等コーディネーターの配置数　334 人

④ 障がい児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置

・障がい児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ移行できるように、大

阪市が設置する「障がい児移行支援調整会議」において移行調整を進める

⑤　障がい児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保

⑥　2029（令和 11）年度までに、強度行動障がいの状態にある児の実情や求める支援サービス等を調査し、その結果に基づき地域の関係機関が連携した支援体制を整備する

（２）成果目標の考え方

①　大阪市では、地域における障がい児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターが９か所設置されており、一定の機能を有していますが、地域における重層的な支援体制の構築をめざすため、児童発達支援センターの更なる中核的な支援機能の整備に取り組みます。加えて、約 200 か所の保育所等訪問支援事業所があることから、それらの事業所と連携し、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を確保していきます。

　また、大阪市では児童発達支援センターとの情報共有の場を定期的に設けており、その場を活用するなどして、2029（令和 11）年までに保育、子育て支援、教育との連携を図るための協議の場を設置します。

②　国の目標として、2029（令和 11）年度末までに各市町村に少なくとも１カ所以上の設置を基本としているなか、本市は既に児童発達支援については 54 箇所、放課後等デイサービスは 60 箇所が確保されており、実施体制は確保されています。

③　大阪市では、医療的ケア児支援のための関係機関として、保健、医療、保育、教育、福祉等の関係機関の協議の場である「大阪市医療的ケアが必要な児童等の支援に関する検討会議」について、2018（平成 30）年度から定期的に開催しています。引き続き、関係機関等の連携を推進するために継続して開催するとともに、その活性化に取り組みます。

　また、医療的ケア児等コーディネーターは、医療的ケアの必要な児童とその家族を適切な支援へつなげることなど総合調整する役割が期待されており、身近な地域で相談できることが大切であると考えることから、相談支援事業者をはじめとした支援機

関に従事する職員をコーディネーターとして養成していきます。2026（令和８）年度末時点で見込まれるコーディネーター配置数に、今後実施する医療的ケア児等コーディネーター養成研修の修了見込み人数を加え、334人を配置することを目標とします。

④　こども相談センターが開催する移行調整の協議の場（障がい児移行支援調整会議）において、障がい児入所施設等の関係者と連携し、移行困難ケースを早期に把握したうえで円滑な移行調整を進めます。

⑤　障がい児相談支援の提供体制の充実や児童発達支援センターの中核的支援機能の整備などにより、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携のもと、2029（令和 11）年度末までに障がい児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保します。

⑥　強度行動障がいのある人の支援体制の整備を進めるにあたっては、広域的な支援体制も必要であり、大阪府との連携が重要です。そのため、支援ニーズの把握に向けた調査を行うとともに、その調査結果に基づき、身近な地域の事業者が適切にサービスを提供することができる体制づくりの実現に向けて、関係機関とのネットワークの構築を図ります。

〔参考〕国の基本指針

① 2029（令和 11）年度末までに、各市町村において、児童発達支援センターの４つの中核的な支援機能を確保することを基本とする。また、令和 11 年度末までに、各都道府県及び各市町村において、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置することを基本とする（市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない）。

② 2029（令和 11）年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも１カ所以上確保することを基本とする。

③ 2029（令和 11）年度末までに、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケアの必要なこども等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

④ 障がい児入所施設に入所している児童が、18 歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、2029（令和 11）年度までに各都道府県及び各指定都市において、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。

⑤ 2029（令和 11）年度末までに、各市町村又は圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携体制を確保した上で、障がい児相談支援を利用していない場合も含め、障がい児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保することを基本とする。

⑥ 2029（令和 11）年度末までに、各都道府県、また必要に応じて指定都市において、強度行動障がいの状態にある児に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

〔参考〕大阪府の基本的な考え方

① について、国の基本指針の趣旨を踏まえ、令和 11 年度末までに、各市町村または圏域において、児童発達支援センターの４つの中核的な支援機能を確保することを基本とする。また、令和 11 年度末までに、インクルージョン推進のための協議の場について、大阪府及び各市町村において設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には圏域での設置であっても差し支えない。

② について、国の基本指針に沿って目標を設定。なお、②の目標値を設定する際には、大阪府が示す目標値を参考とする。

③ について、国の基本指針の趣旨を踏まえて目標を設定。すでに協議の場を設置している場合は、心身状況に応じた支援を受けることができるよう協議の場を活性化する。

④ 指定都市においては、関係機関と連携し、移行調整の責任主体として協議の場を設けて移行調整を進めていけるよう目標を設定。

⑤ ⑥ について、国の基本指針に沿って目標を設定。

６　相談支援体制の充実・強化等

【障がい者支援計画】 第２章　地域での暮らしを支えるために（P.●～●）
（現状と課題）「1 権利擁護・相談支援」（P.●　～　●）
（施策の方向性）（２）相談支援及びその体制の充実（P.●～●）

（１）成果目標

① 各区障がい者基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び各区地域自立支援協議会を連携させながら、地域づくりを進め、地域の相談支援体制の強化を図る

② 地域自立支援協議会において、個別事例の検討を通じて地域における支援体制の整備に取り組む体制を確保する

③ 2029（令和 11）年度末までにのぞまないセルフプランの件数をゼロにする

（２）成果目標の考え方

① 国の基本指針において、障がい者基幹相談支援センターは、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担うことが期待されています。

大阪市では、各区に障がい者基幹相談支援センターを設置しており、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がいのある人やその家族等からの相談に応じるとともに、地域の相談支援事業者への専門的な助言や、各種相談機関等との連携強化の取組を通して、地域の相談支援体制の強化に取り組んでいますが、相談対象となる障がい者手帳所持者や障がい福祉サービス利用者は年々増加し、対象者の課題も複雑・多様化している状況です。

相談支援体制を充実・強化するため、各区障がい者基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び各区地域自立支援協議会が連携しながら地域づくりを進めます。

② 区地域自立支援協議会においては、各区の障がい者基幹相談支援センターが、区保健福祉センターと連携して、企画・運営や地域の障がい福祉サービス等事業所のネットワークづくり等に主体的に参画して取組を進めています。

引き続き、各区の地域自立支援協議会において、個別事例を検討する等により、地域の課題を集約し、それに応じた社会資源の改善や新たな社会資源の開発に向けた取組を進めていきます。

③　のぞまないセルフプランについては、指定相談支援の利用希望者が適切に利用できるよう提供体制の充実に努め、2029（令和 11）年度末までに件数をゼロにします。

〔参考〕国の基本指針

① 2029（令和 11）年度末までに、すべての市町村において、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等、協議会の設置・整備を行った上で連携させること、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

② 協議会において、個別事例の検討を通じて地域における障がい者の支援体制の整備に取り組む体制を確保することを基本とする。

③ また、2029（令和 11）年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロにすることを基本とする。

〔参考〕大阪府の基本的な考え方

① 2029（令和 11）年度末までに、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等、協議会の設置・整備及び連携体制の構築。基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保。

② 2029（令和 11）年度末までに、協議会において、個別事例の検討を通じて地域における障がい者の支援体制の整備に取り組む体制の確保。
府としては、広域的な観点から、障がい者相談支援アドバイザーの派遣や市町村、基幹相談支援センター等を対象とした好事例の発信、情報交換会等を行うことで、市町村の取組みを促進。

③ のぞまないセルフプランの件数をゼロにする⇒すべての市町村。

7　障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【障がい者支援計画】 第２章　地域での暮らしを支えるために（P.●～●）
（現状と課題）　「２生活支援」（P.●～●）
（施策の方向性）（１）～（４）（P.●～●）

（１）成果目標

障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組として、次の事項を実施する体制を構築します。

① 「指定・指導業務に関する調整会議」を活用し、大阪府及び府内の審査事務及び指定権限を担っている市町村等と不正請求等の発見・防止策、指定障がい福祉サービス事業者等に対する指導について課題や対応策を協議する。また、報酬請求にかかるエラーの多い項目等について注意喚起する。

② 利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスの選択や事業者が提供するサービスの質の向上に資するよう、障がい福祉サービス等情報公表制度において、本市内の事業所の情報の公表率及び更新率を 100%とすることを基本とする。

（２）成果目標の考え方

国の基本指針において、障がい福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて「障害者総合支援法」の基本理念を念頭に、その目的を果たすため、利用者が必要とする障がい福祉サービス等を提供することが重要であることから、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築するよう示されています。

また、大阪府の基本的な考え方では、国の基本指針の趣旨を踏まえ、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析し、その結果を基に審査担当間の判断のばらつきや照会が多い項目を整理することにより、審査品質の均一化を図ることで、適正な事業運営ができるよう支援すること。また、指導監査等を適正に実施し、運営基準等の遵守を徹底させることにより、事業所等のサービス等の質を向上させるため、大阪府にお

いて 2029（令和 11）年度末までの目標を設定することが示されています。

大阪市においては、大阪府の基本的な考え方を踏まえ、請求審査に係る変更点や留意事項等について、年 1 回開催する集団指導等において事業所への資料提供及び要点の説明を行い、報酬請求にかかるエラーの多い項目等について引き続き注意喚起を行います。

さらに、大阪府が開催する「指定・指導業務に関する調整会議」へ参加して、関係市町村との情報共有・連携を図ることにより、障がい福祉サービス等の質の向上に取り組みます。

また、障がい福祉サービス等情報公表制度における公表率及び更新率を 100%とするため、未公表事業者への公表勧奨や更新時期の案内などを行います。

〔参考〕国の基本指針

令和 11 年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する。

また、都道府県、指定都市又は中核市における管内事業所の情報の公表率及び更新率を100%とすることを基本とする。

〔参考〕大阪府の基本的な考え方

国の基本指針の趣旨を踏まえ、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析し、その結果を基に審査担当間の判断のばらつきや照会が多い項目を整理することにより、審査品質の均一化を図ることで、適正な事業運営ができるよう支援する。また、指導監査等を適正に実施し、運営基準等の遵守を徹底させることにより、事業所等のサービス等の質を向上させるため、府において 2029（令和 11）年度末までの目標を以下のとおり設定する。

・「指定・指導業務に関する調整会議」を活用し、審査事務を担っている市町村と不正請求等の発見・防止策について検討する。
・指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい児通所支援事業者等に対する指導監査を適正に実施し、「指定・指導業務に関する調整会議」において、府内の指定権限を有する市町村等と課題や対応策について協議する。

市町村においては、不正請求の未然防止等の観点から報酬の審査体制の強化等の取り組み、指導権限を有する者との協力連携、適正な指導監査等の実施等について、目標設定すること。

国の基本指針の趣旨を踏まえ、管内事業所の情報の公表率及び更新率を 100%とすることを基本とする。

第３章　各年度の指定障がい福祉サービス等の必要な量の見込み

訪問系サービス・日中活動系サービス・居住系サービス等について、現在の利用者数を基礎としつつ、近年の一人当たりの利用量のほか、入所施設や精神科病院等からの地域移行に伴うニーズなどを踏まえて、必要なサービス量を見込みます。

なお、今後予定されている制度の見直し等によって利用ニーズが変化することも考えられることから、各年度におけるそれぞれの事業の見込量の確保にあたっては、そのような利用ニーズの変化にも柔軟に対応できるよう努めていきます。

また、本計画の数値は必要なサービス量の見込みであり、提供量の上限とすることを意図するものではありません。表中の種別欄における難病患者については、他の障がい種別と重複していない者の人数等を記載しています。

1　訪問系サービス

（１） 居宅介護（第２部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

種別	2027（令和９）年度		2028（令和 10）年度		2029（令和 11）年度	
	月あたり利用人数	月あたり利用時間	月あたり利用人数	月あたり利用時間	月あたり利用人数	月あたり利用時間
身体障がい者	6,276 人	182,697 時間	6,847 人	193,476 時間	7,471 人	204,891 時間
知的障がい者	4,189 人	97,572 時間	4,570 人	103,329 時間	4,986 人	109,425 時間
精神障がい者	10,666 人	245,297 時間	11,637 人	259,770 時間	12,696 人	275,096 時間
障がい児	795 人	15,755 時間	867 人	16,684 時間	946 人	17,668 時間
難病患者	588 人	14,514 時間	642 人	15,371 時間	700 人	16,277 時間
合計	22,514 人	555,835 時間	24,563 人	588,629 時間	26,798 人	623,359 時間

居宅介護は、着実に利用が増加しており、今後においても障がいのある人の地域生活を支えるサービスとしてのニーズは高く、同様の増加が見込まれることから、近年のサービス利用実績の伸び率を基本として見込量を設定します。

（２） 重度訪問介護（第２部支援計画●,●ページに基本的考え方の記載あり。）

種別	2027（令和９）年度		2028（令和 10）年度		2029（令和 11）年度	
	月あたり利用人数	月あたり利用時間	月あたり利用人数	月あたり利用時間	月あたり利用人数	月あたり利用時間
身体障がい者	1,449 人	265,709 時間	1,449 人	277,666 時間	1,449 人	290,161 時間
知的障がい者	86 人	14,676 時間	86 人	15,336 時間	86 人	16,026 時間
精神障がい者	54 人	8,002 時間	54 人	8,362 時間	54 人	8,739 時間
難病患者	128 人	26,580 時間	128 人	27,776 時間	128 人	29,026 時間
合計	1,717 人	314,967 時間	1,717 人	329,141 時間	1,717 人	343,952 時間

重度訪問介護は、利用者数は横ばいとなっておりますが、一人当たりが利用するサービス量は増加傾向にあります。重度の障がいのある人の地域生活を支えるサービスとしてのニーズは高く、今後も同水準で推移するものとして見込量を設定します。

（３） 同行援護（第２部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

種別	2027（令和９）年度		2028（令和 10）年度		2029（令和 11）年度	
	月あたり利用人数	月あたり利用時間	月あたり利用人数	月あたり利用時間	月あたり利用人数	月あたり利用時間
身体障がい者	1,441 人	38,941 時間	1,470 人	39,720 時間	1,499 人	40,514 時間
障がい児	4 人	47 時間	4 人	48 時間	4 人	49 時間
合計	1,445 人	38,988 時間	1,474 人	39,768 時間	1,503 人	40,563 時間

同行援護は、視覚障がいのある人のための外出支援サービスであり、そのニーズは高く利用者も毎年増加傾向にあることから、近年のサービス利用実績の伸び率を基本として、今後の見込量を設定します。

（４） 行動援護（第２部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

種別	2027（令和９）年度		2028（令和 10）年度		2029（令和 11）年度	
	月あたり利用人数	月あたり利用時間	月あたり利用人数	月あたり利用時間	月あたり利用人数	月あたり利用時間
知的障がい者	1,424 人	34,240 時間	1,753 人	42,149 時間	2,159 人	51,885 時間
精神障がい者	105 人	3,878 時間	129 人	4,774 時間	158 人	5,876 時間
障がい児	162 人	2,141 時間	200 人	2,636 時間	246 人	3,245 時間
合計	1,691 人	40,259 時間	2,082 人	49,558 時間	2,563 人	61,006 時間

行動援護は、特に行動上著しい困難がある人のための外出支援サービスであり、そのニーズは高く利用者も毎年増加傾向にあることから、近年のサービス利用実績の伸び率を基本として、今後の見込量を設定します。

重度障がい者等包括支援は、現在のところ大阪市では利用者がいないサービスであり、今後も利用が見込まれないため、利用者０人の見込みとします。

２　日中活動系サービス及び短期入所

（１） 生活介護（第２部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2027（令和９）年度		2028（令和 10）年度		2029（令和 11）年度	
	月あたり利用人数	月あたり利用日数	月あたり利用人数	月あたり利用日数	月あたり利用人数	月あたり利用日数
身体障がい者	2,992 人	52,241 日	3,064 人	53,498 日	3,138 人	54,785 日
知的障がい者	3,894 人	76,490 日	3,987 人	78,330 日	4,083 人	80,215 日
精神障がい者	704 人	10,324 日	721 人	10,572 日	738 人	10,826 日
難病患者	133 人	1,940 日	136 人	1,987 日	139 人	2,035 日
合計	7,723 人	140,995 日	7,908	144,387 日	8,098	147,861 日

生活介護は、利用者が増加傾向にあり、重度障がいのある人の日中活動を支えるサービスとしてのニーズは高く、同様の増加が見込まれることから、近年のサービス利用実績の伸び率を基本として、今後の見込量を設定します。

（２） 自立訓練（機能訓練）（第２部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2027（令和９）年度		2028（令和 10）年度		2029（令和 11）年度	
	月あたり利用人数	月あたり利用日数	月あたり利用人数	月あたり利用日数	月あたり利用人数	月あたり利用日数
身体障がい者	131 人	1,203 日	148 人	1,362 日	167 人	1,541 日
知的障がい者	5 人	65 日	6 人	74 日	7 人	84 日
精神障がい者	55 人	814 日	62 人	921 日	70 人	1,042 日
難病患者	6 人	60 日	7 人	68 日	8 人	77 日
合計	197 人	2,142 日	223 人	2,425 日	252 人	2,744 日

自立訓練（機能訓練）は、利用者がやや増加傾向にあり、同様の増加が見込まれることから、近年のサービス利用実績の伸び率を基本として、今後の見込量を設定します。

（３） 自立訓練（生活訓練）（第２部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2027（令和９）年度		2028（令和 10）年度		2029（令和 11）年度	
	月あたり利用人数	月あたり利用日数	月あたり利用人数	月あたり利用日数	月あたり利用人数	月あたり利用日数
身体障がい者	69 人	790 日	77 人	878 日	86 人	977 日
知的障がい者	203 人	3,552 日	227 人	3,947 日	253 人	4,391 日
精神障がい者	419 人	5,658 日	468 人	6,287 日	522 人	6,995 日
難病患者	8 人	67 日	9 人	74 日	10 人	82 日
合計	699 人	10,067 日	781 人	11,186 日	871 人	12,445 日

自立訓練（生活訓練）は、利用者がやや増加傾向にあり、同様の増加が見込まれることから、近年のサービス利用実績の伸び率を基本として、今後の見込量を設定します。

（４） 就労選択支援（第２部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度
	月あたり利用人数	月あたり利用人数	月あたり利用人数
月あたり利用人員	303 人	307 人	311 人

就労選択支援は、成果目標として 2029（令和 11）年度の年間利用者数を 3,721 人と設定しており、目標数値から各年度の見込量を設定します。

（５） 就労移行支援（第２部支援計画●,●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2027（令和９）年度		2028（令和 10）年度		2029（令和 11）年度	
	月あたり利用人数	月あたり利用日数	月あたり利用人数	月あたり利用日数	月あたり利用人数	月あたり利用日数
身体障がい者	110 人	1,736 日	116 人	1,825 日	122 人	1,919 日
知的障がい者	293 人	5,346 日	308 人	5,620 日	324 人	5,908 日
精神障がい者	1,486 人	25,018 日	1,562 人	26,301 日	1,642 人	27,651 日
難病患者	16 人	295 日	17 人	310 日	18 人	326 日
合計	1,905 人	32,395 日	2,003 人	34,056 日	2,106 人	35,804 日

就労移行支援は、利用者が増加傾向にあり、同様の増加が見込まれることから、近年のサービス利用実績の伸び率を基本として、今後の見込量を設定します。

（６） 就労継続支援Ａ型（第２章支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2027（令和９）年度		2028（令和 10）年度		2029（令和 11）年度	
	月あたり利用人数	月あたり利用日数	月あたり利用人数	月あたり利用日数	月あたり利用人数	月あたり利用日数
身体障がい者	909 人	17,582 日	951 人	18,393 日	995 人	19,242 日
知的障がい者	992 人	19,205 日	1,038 人	20,090 日	1,086 人	21,017 日
精神障がい者	2,364 人	42,132 日	2,473 人	44,075 日	2,587 人	46,109 日
難病患者	97 人	1,892 日	101 人	1,979 日	106 人	2,070 日
合計	4,362 人	80,811 日	4,563 人	84,537 日	4,774 人	88,438 日

就労継続支援 A 型は、利用者が増加傾向にあり、同様の増加が見込まれることから、近年のサービス利用実績の伸び率を基本として、今後の見込量を設定します。

（７） 就労継続支援Ｂ型（第２章支援計画●,●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2027（令和９）年度		2028（令和 10）年度		2029（令和 11）年度	
	月あたり利用人数	月あたり利用日数	月あたり利用人数	月あたり利用日数	月あたり利用人数	月あたり利用日数
身体障がい者	4,024 人	77,114 日	4,406 人	84,428 日	4,824 人	92,436 日
知的障がい者	5,668 人	108,579 日	6,205 人	118,877 日	6,794 人	130,152 日
精神障がい者	17,333 人	346,592 日	18,977 人	379,465 日	20,777 人	415,455 日
難病患者	287 人	5,341 日	314 人	5,848 日	344 人	6,403 日
合計	27,312 人	537,626 日	29,902 人	588,618 日	32,739 人	644,446 日

就労継続支援Ｂ型は、全国の利用者数の伸び率を参考に今後の見込量を設定します。

（８）就労定着支援（第２部支援計画●,●～●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度
月あたり利用人員	691 人	757 人	829 人

就労定着支援は、利用者が増加傾向にあり、同様の増加が見込まれることから、近年のサービス利用実績の伸び率を基本として、今後の見込量を設定します。

（９）療養介護

事業量の見込	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度
月あたり利用人員	307 人	307 人	307 人

療養介護の利用状況は概ね一定の水準で推移しており、今後も現在のサービス提供量が継続するものとして、見込量を設定します。

（１０）　短期入所（第２部支援計画●,●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2027（令和９）年度		2028（令和 10）年度		2029（令和 11）年度	
	月あたり利用人数	月あたり利用日数	月あたり利用人数	月あたり利用日数	月あたり利用人数	月あたり利用日数
身体障がい者	579 人	5,047 日	699 人	6,098 日	844 人	7,367 日
知的障がい者	1,107 人	8,225 日	1,337 人	9,937 日	1,615 人	12,005 日
精神障がい者	76 人	941 日	92 人	1,137 日	111 人	1,374 日
障がい児	1,044 人	11,994 日	1,261 人	14,491 日	1,523 人	17,507 日
難病患者	27 人	184 日	33 人	222 日	40 人	268 日
合計	2,833 人	26,391 日	3,422 人	31,885 日	4,133 人	38,521 日

短期入所は、利用が増加傾向にあり今後における利用ニーズも高く、同様の増加が見込まれることから、近年のサービス利用実績の伸び率を基本として、今後の見込量を設定します。

３　居住系サービス、自立生活援助及び地域生活支援拠点等

（１）自立生活援助（第２部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度
月あたり利用人員	23 人	23 人	24 人

自立生活援助は、サービス利用の推進を図りつつ、見込量としては、直近の実績を踏

まえ、今後も同水準の利用状況が継続するものとして設定します。

（２）共同生活援助（第２部支援計画●～●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度
月あたり利用人員	9,059 人	10,690 人	12,614 人

共同生活援助は、利用ニーズが高く、利用者が着実に増加しています。グループホームは障がいのある人の地域生活を支える重要なサービスであり、地域移行を促進させる観点からも、引き続き、重度障がい者等の受け入れ促進のためのグループホーム整備助成や、市営住宅等の公営住宅の活用などの施策を推進するため、今後もこれまでと同様に増加するものとして見込量を設定します。

（３）施設入所支援（第２部支援計画●,●～●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度
月あたり利用人員	1,136 人	1,121 人	1,106 人

施設入所支援については、成果目標として 2029（令和 11）年度末の施設入所者数を 1,106 人としており、目標数値から各年度の見込量を設定します。

（４）地域生活支援拠点等（第２部支援計画●,●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度
設置か所数	１か所	１か所	１か所
コーディネーターの配置人数	24 人	24 人	24 人
機能の充実に向けた 検証及び検討の実施回数	１回	１回	１回

大阪市では、市域を１つの面として事業者同士が連携して地域生活を支える体制の整備を進めているため、設置か所数は１か所としていますが、相談機能や地域の体制づくり機能等は、各区を単位として整備を進めています。また、各区の障がい者基幹相談支援センターに主任相談支援専門員を配置し、地域づくりや人材育成等のコーディネーター機能を担うこととしています。

支援の実績等を踏まえて、引き続き年１回以上、運用状況を検証および検討します。

４　指定相談支援

（１） 計画相談支援（第２部支援計画●～●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度
	月あたり利用人員	月あたり利用人員	月あたり利用人員
身体障がい者	3,614 人	3,820 人	4,026 人
知的障がい者	4,578 人	4,920 人	5,262 人
精神障がい者	9,923 人	10,929 人	11,935 人
障がい児	29 人	29 人	29 人
難病患者	423 人	474 人	525 人
合計	18,567 人	20,172 人	21,777 人

計画相談支援は、利用者が着実に増加していますが、相談支援の必要性は高まる一方であり、引き続き相談支援専門員の増加等、相談支援体制の充実に向けた取組を進めます。見込量としては、直近の利用実績の推移を踏まえて設定します。

（２） 地域移行支援（第２章支援計画●～●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度
	月あたり利用人員	月あたり利用人員	月あたり利用人員
身体障がい者	5 人	5 人	5 人
知的障がい者	3 人	3 人	3 人
精神障がい者	27 人	27 人	27 人
難病患者	0 人	0 人	0 人
合計	35 人	35 人	35 人

地域移行支援は、サービス利用が低調となっていることから、サービス利用の促進を図りつつ、国に制度や報酬の見直しなどの必要な改善を働きかけます。見込量としては、施設入所者や精神科病院入院者の地域移行者数の見込みなどを考慮して設定します。

（３） 地域定着支援（第２章支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度
	月あたり利用人員	月あたり利用人員	月あたり利用人員
身体障がい者	351 人	373 人	395 人
知的障がい者	275 人	275 人	275 人
精神障がい者	940 人	1,059 人	1,178 人
難病患者	40 人	45 人	50 人
合計	1,606 人	1,752 人	1,898 人

地域定着支援は、利用者が着実に増加しており、地域において安心して生活ができるように引き続き利用の促進に努めます。見込量としては、直近の増加状況が継続するものとして設定します。

5　障がいのあるこどもに対する支援

（１）児童発達支援（第２部支援計画●～●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度
月あたり利用人員	8,136 人	9,112 人	10,206 人
月あたり利用日数	106,110 日	119,904 日	135,492 日

児童発達支援は、利用ニーズに対応する提供体制を確保するため、本市における直近の増加状況を踏まえて見込量を設定します。

（２）放課後等デイサービス（第２部支援計画●～●,●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度
月あたり利用人員	16,431 人	18,567 人	20,981 人
月あたり利用日数	206,336 日	231,096 日	258,828 日

放課後等デイサービスは、利用ニーズに対応する提供体制を確保するため、本市における直近の増加状況を踏まえて見込量を設定します。

（３）保育所等訪問支援（第２部支援計画●,●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度
月あたり利用人員	2,751 人	3,521 人	4,507 人
月あたり利用回数	4,050 回	5,184 回	6,636 回

保育所等訪問支援は、利用者が増加しており、また今後における利用ニーズも高いことから、これまでと同様の利用者の増加があるものとして、直近の増加状況を踏まえて見込量を設定します。

（４）居宅訪問型児童発達支援

事業量の見込	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度
月あたり利用人員	5 人	5 人	5 人
月あたり利用日数	13 日	13 日	13 日

居宅訪問型児童発達支援は、利用実績が横ばいであり、今後も同水準の利用状況が継続するものとして見込量を設定します。

（５）障がい児相談支援（第２部支援計画●～●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度
月あたり利用人員	5,972 人	6,970 人	8,134 人

障がい児相談支援は、利用者が着実に増加していますが、相談支援の必要性は高まる一方です。計画相談支援と同様に、相談支援体制の充実に向けた取組を進めつつ、見込量としては、直近の増加状況を踏まえて設定します。

（６）医療的ケアの必要なこどもに対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

（第２部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度
配置人数	270 人	302 人	334 人

医療的ケア児等コーディネーターは、医療的ケアの必要な児童とその家族を適切な支援へつなげることなど総合調整する役割が期待されており、身近な地域で相談できることが大切であると考えることから、相談支援事業者をはじめとした支援機関に従事する職員をコーディネーターとして養成していきます。

見込量としては、成果目標として 2029（令和 11）年度末のコーディネーターの配置人数を 334 人としており、目標数値から各年度の見込量を設定します。

６　発達障がいのある人等に対する支援

（第２部支援計画●,●ページに基本的考え方の記載あり。）

（１）発達障がい者支援地域協議会の開催

事業量の見込	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度
開催回数	2 回	2 回	2 回

大阪市では、「大阪市障がい者施策推進協議会　発達障がい者支援部会」を「発達障がい者支援地域協議会」として位置づけており、定期的に開催します。

（２）発達障がい者支援センターによる相談支援

事業量の見込	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度
相談件数	2,800 件	2,800 件	2,800 件

発達障がい者支援センターの相談件数については、発達に関する相談件数は減少傾向にあるものの、就労に関する相談件数が増加傾向にあることから、直近の実績と同程度で推移するものと見込みます。

（３）発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーによる取組

事業量の見込	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度
関係機関への助言件数	480 件	480 件	480 件
外部機関・地域住民への研修	200 回	200 回	200 回
外部機関・地域住民への啓発	3 回	3 回	3 回
支援プログラム等の受講者数	600 人	600 人	600 人
支援プログラム等の実施者数	15 人	15 人	15 人
ペアレントメンターの人数	4 人	4 人	4 人
ピアサポート活動への参加人数	50 人	50 人	50 人

大阪市では、「地域サポートコーチ」を「発達障がい者地域支援マネジャー」として位置づけています。

個別ケースへの支援、機関コンサルテーションなどの関係機関への助言件数については、過去の実績等を勘案し見込み量を設定します。

外部機関や地域住民への研修については、研修形式の見直しにより、前計画より実績回数が減少しており、直近の実績と同程度で推移するものと見込みます。啓発については、直近の実績と同程度で推移するものと見込みます。

ペアレント・トレーニング等の支援プログラム等については、市内各地域で実施し、受講機会の確保を行っており、受講者数は、直近の実績と同程度で推移するものと見込みます。実施者数（ペアレント・トレーニングファシリテーター養成講座受講者）は、令和７年度に実施した講座定員と同程度で推移するものと見込みます。

ペアレントメンターの人数については、ペアレント・トレーニング実践報告会に参加したメンターの直近の実績と同程度で推移するものと見込みます。

ピアサポート活動の参加人数については、直近の実績と同程度で推移するものと見込み

ます。

7　高次脳機能障がい者に対する支援

（第２部支援計画●,●ページに基本的考え方の記載あり。）

（１）高次脳機能障がい者支援センターの設置箇所数

事業量の見込	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度
設置個所数	今後検討		

（２）高次脳機能障がい者支援地域協議会の開催回数

事業量の見込	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度
開催回数	今後検討		

（３）高次脳機能障がい者支援センターにおける支援コーディネーターの配置人数

事業量の見込	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度
配置人数	今後検討		

（４）高次脳機能障がい者支援センターにおける相談支援

事業量の見込	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度
相談支援件数	今後検討		

（５）高次脳機能障がい者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発

事業量の見込	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度
人数	今後検討		

2026（令和８）年４月に施行された「高次脳機能障害者支援法」では、高次脳機能障がいのある人やその家族等が、身近な地域で障がい特性に配慮した必要な支援が受けられるよう、支援体制の構築に向け、高次脳機能障がい者支援センターや地域協議会等によるネットワークのあり方等について、今後検討することとしています。

8　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

（第２部支援計画●～●ページに基本的考え方の記載あり。）

（１）保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

事業量の見込	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度
開催回数	2 回	2 回	2 回

大阪市では、保健、医療及び福祉関係者による協議の場を、「大阪市障がい者施策推進協

議会　精神障がい者地域生活支援部会」として位置づけており、定期的に開催します。

（２）保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数

事業量の見込	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度
参加者数	10 人	10 人	10 人

協議の場への関係者の参加について、10 人を見込みます。

（３）保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び活動状況の把握・評価

事業量の見込	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度
活動状況の把握・評価	1 回	1 回	1 回

保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標の設定及び評価の実施を、毎年度１回実施します。

（４）心のサポーター養成研修実施回数

事業量の見込	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度
実施回数	20 回	20 回	20 回

心のサポーター養成研修について、年 20 回の実施を見込みます。

（５）精神保健福祉相談員講習会等の実施回数

事業量の見込	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度
実施回数	1 回	1 回	1 回

精神保健福祉相談員講習会等について、年１回の実施を見込みます

（６）精神障がい者の地域移行支援・地域定着支援利用者数

事業量の見込	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度
地域移行支援利用者数	27 人	27 人	27 人
地域定着支援利用者数	940 人	1,059 人	1,178 人

直近の実績等を踏まえ、地域移行支援及び地域定着支援者の利用者見込数のうち、精神障がいのある人の数を見込みます。

（７）精神障がい者の共同生活援助・自立生活援助・自立訓練（生活訓練）利用者数

事業量の見込	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度
共同生活援助利用者数	3,777 人	4,458 人	5,260 人
自立生活援助利用者数	17 人	17 人	18 人
自立訓練（生活訓練）利用者数	419 人	468 人	522 人

直近の実績等を踏まえ、共同生活援助、自立生活援助及び自立訓練（生活訓練）の利用者見込数のうち、精神障がいのある人の数を見込みます。

（８）精神障がい者の短期入所

事業量の見込	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度
入所人数	76 人	92 人	111 人

短期入所の利用者見込数のうち、精神障がいのある人の数を見込みます。

9　相談支援体制の充実・強化のための取組

（第２部支援計画●～●ページに基本的考え方の記載あり。）

（１）障がい者基幹相談支援センターによる市町村の相談支援体制の強化

事業量の見込	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度
主任相談支援専門員の配置数	24 人	24 人	24 人
人材育成等の取組に参加する管内相談支援事業所の割合	大阪府に考え方を確認中		
地域自立支援協議会運営への関与	有	有	有

各区障がい者基幹相談支援センターに配置する主任相談支援専門員が区地域自立支援協議会の運営等を通して地域の体制づくりや人材育成に取り組みます。また、障がい者基幹相談支援センターの人材育成等の取組に対する相談支援事業所の参加を促進します。

（２）協議会における個別事例の検討を通じた、地域における課題解決に向けた取組

事業量の見込	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度
協議会実施回数	77 回	77 回	77 回
専門部会の設置数	24 か所	24 か所	24 か所
専門部会の実施回数	251 回	251 回	251 回
個別事例の検討を通じて抽出された課題を踏まえ、支援体制整備等を議題とした数	96 回	96 回	96 回

地域自立支援協議会の実施回数、専門部会の設置数と実施回数を見込み量とし、その中でも、個別事例の検討を通じて抽出された課題を踏まえ、地域における障がい者の支援体制の整備等について、同協議会の議題とした数の見込量を設定します。

10　福祉施設の入所者の地域生活への移行

（１）地域生活への移行支援

事業量の見込	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度
支援の回数	20	20	20

2026（令和８）年度より地域移行等意向確認等に関する指針を作成し、地域移行等意向確認担当者を選任し、意向確認の実施と個別支援計画への反映が義務化されており、管内20 施設の入所者全員に対して意向確認を行います。

11　障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

（１）福祉・介護職員等処遇改善加算の取得

事業量の見込	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度
割合	87%	89%	91%

指定権者ごとに福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合について、2026（令和８）年４月１日時点の処遇改善加算取得率を基礎とし、同年６月の報酬改定により新たに加算対象となった各事業（地域相談支援・計画相談支援・障害児相談支援）における取得の進展見込みも踏まえ、対象事業所への制度周知や取得支援等により、取得率の段階的向上を図ります。

12　障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

（１）障がい福祉サービス等にかかるその他の研修の活用

事業量の見込	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度
研修参加人数	63 人	63 人	63 人

障がい支援区分認定調査員研修の受講対象者は新たに障がい福祉サービス担当に配置された各区保健福祉センター職員及び福祉局障がい者施策部職員としていることから、2024（令和６）～2026（令和８）年度の研修受講者数の実績から、その平均受講者数を算出し、今後受講者数として見込みます。

（２）障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

事業量の見込	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度
集団指導での注意喚起	1 回	1 回	1 回

請求審査に係る変更点や留意事項等、事業所に対して周知すべき事項については、年 1 回開催する集団指導の際、資料提供及び要点の説明等を引き続き行っていきます。報酬請求にかかるエラー修正等の事務を減らし、利用者への直接支援等の充実を図ることにより、サービス等の質を向上させることに繋げています。

（３）指導監査結果の関係市町村との共有

事業量の見込	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度
指定指導業務に対する 調整会議への参加	2 回	2 回	2 回

大阪府が開催している、「指定・指導業務に関する調整会議」への参加により、関係市町村との情報共有・連携をはかることから、同会議への参加をしていきます。

第４章　地域生活支援事業

1　実施する事業の内容

地域生活支援事業は、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、市町村及び都道府県が主体となって、その地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的・効果的に実施することで、障がいのある人の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず市民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現をめざすもので、大阪市では主に次の事業を実施していきます。

この計画では、すべての市町村が実施することとなっている「必須事業」を中心に事業量の見込みを定めています。

なお、本計画の数値は必要なサービス量等の見込みであり、これを提供量の上限とすることを意図するものではありません。

【必須事業】

○　理解促進研修・啓発事業
○　相談支援事業
○　成年後見制度法人後見支援事業
○　発達障がい者支援センター運営事業
○　日常生活用具給付事業
○　地域活動支援センター事業
○　意思疎通支援事業
○　専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業
○　専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業
○　精神障がい者地域生活支援広域調整等事業
○　自発的活動支援事業
○　成年後見制度利用支援事業
○　地域自立支援協議会
○　障がい児等療育支援事業
○　移動支援事業
○　奉仕員養成研修事業

【任意事業】

○　訪問入浴サービス事業
○　日中一時支援事業

２　事業量の見込み

【必須事業】

（１）理解促進研修・啓発事業

事業量の見込	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度
実施の有無	有	有	有

障がい及び障がいのある人に対する理解を深め、障がいのある人の自立と社会参加の促進を図っていけるよう、「障がい者週間」を中心とした積極的な啓発事業を推進します。

（２）自発的活動支援事業

事業量の見込	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度
実施の有無	有	有	有

障がいのある人に対し、スポーツ・文化活動の場を提供することにより、社会参加の機会を確保し、コミュニケーションスキル・生活スキルなどの向上や社会性を身につけることで地域での自立した社会生活を支援します。

（３）相談支援事業（第２部支援計画●～●,●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度
相談支援事業	24 か所	24 か所	24 か所
基幹相談支援センター			
住宅入居等支援事業	33 か所	33 か所	33 か所

（４）成年後見制度利用支援事業（第２部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度
実施か所数	24 か所	24 か所	24 か所
年間実利用者数	386 人	※432 人	※484 人

※　令和 10 年度以降の見込数については、成年後見制度の改正により変更となる可能性があります。

（５）成年後見制度法人後見支援事業

事業量の見込	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度
実施か所数	１か所	１か所	１か所

（６）地域自立支援協議会（第２章支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度
実施か所数	25 か所	25 か所	25 か所

（７）発達障がい者支援センター運営事業

（第２部支援計画●,●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度
実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所
年間利用者数（実人数）	680 人	680 人	680 人

（８）障がい児等療育支援事業

事業量の見込	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度
実施か所数	14 か所	14 か所	14 か所

（９）日常生活用具給付等事業（第２部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度
介護訓練支援用具	213 件	213 件	213 件
自立生活支援用具	676 件	676 件	676 件
在宅療養等支援用具	432 件	432 件	432 件
情報・意思疎通支援用具	1,052 件	1,052 件	1,052 件
排泄管理支援用具	66,323 件	67,484 件	68,645 件
住宅改修費	42 件	42 件	42 件
合計	68,738 件	69,899 件	71,060 件

給付件数の大多数を占める排泄管理支援用具（ストマ、紙おむつ）については、概ね一定の水準で推移しているものの、長期的には増加の傾向であることを踏まえて見込量を設定します。

その他の日常生活用具については、近年の給付実績が概ね一定の水準で推移している状況を踏まえて、現在の給付実績が継続するものとして見込量を設定します。

（10）移動支援事業（第２部支援計画●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2027（令和９）年度		2028（令和 10）年度		2029（令和 11）年度	
	月あたり利用人数	月あたり利用時間	月あたり利用人数	月あたり利用時間	月あたり利用人数	月あたり利用時間
身体障がい者	273 人	4,895 時間	285 人	5,180 時間	298 人	5,481 時間
知的障がい者	3,067 人	71,951 時間	3,038 人	71,142 時間	3,009 人	70,342 時間
精神障がい者	2,421 人	73,979 時間	2,586 人	80,778 時間	2,763 人	88,201 時間
障がい児	241 人	3,208 時間	241 人	3,208 時間	241 人	3,208 時間
合計	6,001 人	154,034 時間	6,150 人	160,307 時間	6,311 人	167,231 時間

外出時の支援については、利用人数・利用時間ともに増加傾向にあります。しかし障がい種別により近年の傾向に差がみられるため、それを踏まえた見込み量としています。

（11）地域活動支援センター（第２部支援計画●,●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2027（令和９）年度		2028（令和 10）年度		2029（令和 11）年度	
	実施か所	年間利用人数	実施か所	年間利用人数	実施か所	年間利用人数
生活支援型	9 か所	190 人	9 か所	190 人	9 か所	190 人
活動支援Ａ型	26 か所	406 人	26 か所	406 人	26 か所	406 人
活動支援Ｂ型	4 か所	66 人	4 か所	66 人	4 か所	66 人

生活支援型については、精神障がいのある人の相談支援と地域活動支援の機能を併せ持つ専門的機関の役割を担っており、2027（令和９）年度以降についても、現在のか所数及び定員数を見込量とします。

活動支援型については、利用者及びか所数が減少していますが、今後における見込量としては現在のか所数及び定員数が継続するものとして設定します。

（12）奉仕員養成研修事業（第２部支援計画●～●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度
養成者数	698 人	698 人	698 人
点訳奉仕員養成者数	44 人	44 人	44 人

（13）意思疎通支援事業（第２部支援計画●～●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度
手話通訳者の配置数	6 人	6 人	6 人

「大阪市聴覚言語障がい者コミュニケーション支援事業」において配置している「手話通訳士」資格を有する職員数であり、引き続き事業を安定的に継続する必要があるため、今後の見込量についても、現在の配置数を維持するものとして設定します。本事業では、手話通訳者の派遣等のコーディネートや、区役所等に設置するタブレット端末を使用した遠隔手話通訳の実施、聴覚言語障がい者への生活相談等の業務を行っています。

（14）専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業
（第２部支援計画●～●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込		2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度
手話通訳者養成研修	登録試験合格者数	※ 20 人	※ 20 人	※ 20 人
	養成講習修了者数	※ 40 人	※ 40 人	※ 40 人
要約筆記者養成研修	登録試験合格者数	12 人	16 人	20 人
	養成講習修了者数	40 人	40 人	40 人
盲ろう者通訳・介助者養成研修	登録者数	※ 30 人	※ 30 人	※ 30 人
失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	登録者数	※ 5 人	※ 5 人	※ 5 人

※については、大阪府と共同実施のため、大阪府域全体の数値としています。

（15）専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

（第２部支援計画●～●ページに基本的考え方の記載あり。）

事業量の見込		2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度
手話通訳者派遣	件数	4,808 件	4,865 件	4,923 件
	時間数	5,627 時間	5,645 時間	5,663 時間
要約筆記者派遣	件数	221 件	221 件	221 件
	時間数	744 時間	744 時間	744 時間
盲ろう者通訳・介助者派遣	件数	※ 11,350 件	※ 11,350 件	※ 11,350 件
	時間数	※ 45,440 時間	※ 45,440 時間	※ 45,440 時間
失語症者向け意思疎通支援者派遣事業	件数	※ 10 件	※ 10 件	※ 10 件
	時間数	※ 30 時間	※ 30 時間	※ 30 時間

※については、大阪府と共同実施のため、大阪府域全体の数値としています。

（16）精神障がい者地域生活支援広域調整等事業

事業量の見込	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度
地域生活支援広域調整会議等事業（会議開催回数）	2 回	2 回	2 回
地域移行・地域生活支援事業（ピアサポート従事者数）	35 人	35 人	35 人
災害時心のケア体制整備事業（専門相談員の配置）	有	有	有

【任意事業】

（17）訪問入浴サービス事業

事業量の見込	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度
延べ件数	15,637 件	15,637 件	15,637 件

（18）日中一時支援事業

事業量の見込	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度
月あたり利用人員	72 人	77 人	82 人
月あたり利用日数	439 日	468 日	499 日

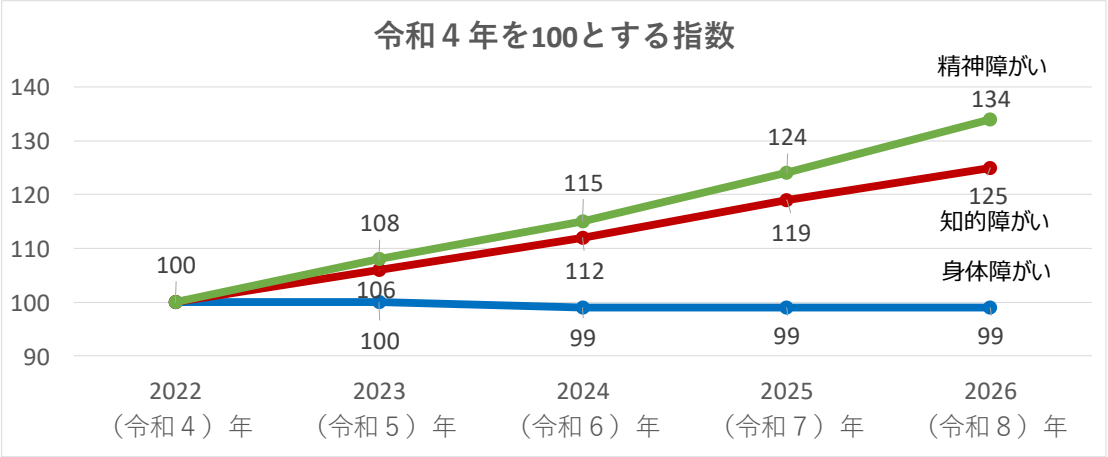
1　大阪市における障がい者の状況

（１）障がい者手帳所持者数の推移

		2022（令和４）年	2023（令和５）年	2024（令和６）年	2025（令和７）年	2026（令和８）年
大阪市人口		2,744,847 人	2,760,091 人	2,777,328 人	2,800,023 人	2,810,371 人
手帳所持者数	身体障がい	136,881 人	136,215 人	135,039 人	135,072 人	135,712 人
	対人口比	4.99%	4.94%	4.86%	4.82%	4.83%
	令和４年を100とする指数	100	100	99	99	99
	知的障がい	31,633 人	33,500 人	35,564 人	37,561 人	39,586 人
	対人口比	1.15%	1.21%	1.28%	1.34%	1.41%
	令和４年を100とする指数	100	106	112	119	125
	精神障がい	44,274 人	47,618 人	50,953 人	55,071 人	59,335 人
	対人口比	1.61%	1.73%	1.83%	1.97%	2.11%
	令和４年を100とする指数	100	108	115	124	134

※大阪市人口は各年４月１日現在、手帳所持者数は各年３月末現在。

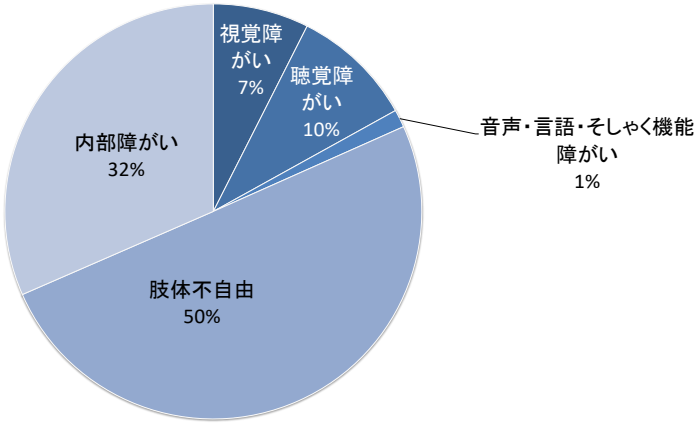
出典：大阪市推計人口、大阪市福祉局・健康局



（２）障がい別の状況

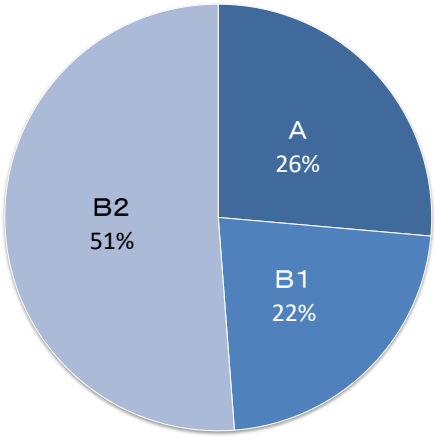
○ 身体障がい者手帳所持者

種別	人数
視覚障がい	10,098 人
聴覚障がい	12,896 人
音声・言語・そしゃく機能障がい	1,879 人
肢体不自由	68,003 人
内部障がい	42,836 人
合計	135,712 人



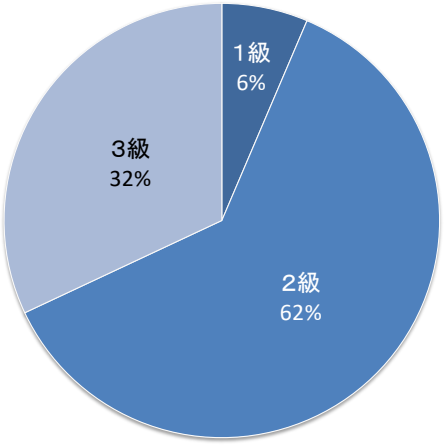
○ 療育手帳所持者

程度	人数
A	10,448 人
B 1	8,868 人
B 2	20,270 人
合計	39,586 人



○ 精神障がい者保健福祉手帳所持者

等級	人数
1 級	3,797 人
2 級	36,558 人
3 級	18,980 人
合計	59,335 人



※手帳所持者数は 2026（令和８）年３月末現在。　　出典：大阪市福祉局・健康局

（３）障がい福祉サービス利用者数の推移

		2022 （令和４）年	2023 （令和５）年	2024 （令和６）年	2025 （令和７）年	2026 （令和８）年
利用者数		32,683 人	35,366 人	39,860 人	45,159 人	50,428 人
	令和４年を 100 とする指数	100	108	122	138	154
障がい支援区分	区分なし	7,328 人	8,573 人	10,381 人	13,169 人	16,272 人
	区分１	435 人	431 人	499 人	550 人	464 人
	区分２	5,319 人	5,767 人	6,542 人	7,311 人	7,383 人
	区分３	6,333 人	6,506 人	7,025 人	7,632 人	7,999 人
	区分４	4,778 人	5,262 人	5,849 人	6,183 人	7,063 人
	区分５	3,260 人	3,364 人	3,723 人	3,956 人	4,340 人
	区分６	5,230 人	5,463 人	5,841 人	6,358 人	6,907 人
年齢区分	18 歳未満	648 人	758 人	1,073 人	1,376 人	1,494 人
	18 歳以上 40 歳未満	9,668 人	10,408 人	11,534 人	12,851 人	13,918 人
	40 歳以上 65 歳未満	17,830 人	19,186 人	21,121 人	23,176 人	25,117 人
	65 歳以上	4,537 人	5,014 人	6,132 人	7,756 人	9,899 人

※国保連合会報酬請求データ（各年４月利用分）　　出典：大阪市福祉局



2　第７期障がい福祉計画・第３期障がい児福祉計画の進捗状況

（１）成果目標

事項	単位	2024（令和６）年度実績	2025（令和７）年度実績	2026（令和８）年度目標
施設入所者の地域移行	人	累計 58	累計 91	累計 76
障がい者支援施設入所者	人	1,188	1,165	1,197
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	―	設置	設置	設置
在院期間１年以上の入院者	人	1,426	1,345	1,559
精神科病院入院者の地域移行支援による地域移行者	人	累計 13	累計 22	累計 60
福祉施設からの一般就労	人	1,726	1,742	1,140
就労移行支援事業からの一般就労	人	622	624	721
就労継続支援 A 型事業からの一般就労	人	401	351	209
就労継続支援 B 型事業からの一般就労	人	349	450	118
一般就労に移行した者の割合が５割以上の事業所の割合	%	52	53.6	60
就労定着支援の利用者数	人	544	588	505
就労支援事業利用終了後の就労定着率	%	11	5.7	25
地域生活支援拠点等の整備	―	整備	整備	整備
児童発達支援センター	か所	11	9	11
保育所等訪問支援事業所	か所	167	206	102
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	か所	52	54	40
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	か所	60	60	45
医療的ケアの必要なこどものための協議の場の設置	―	設置	設置	設置
医療的ケア児等コーディネーターの配置	人	160	206	199

（２）障がい福祉サービス等の見込量と進捗状況

サービスの種類	単位	2024（令和６）		2025（令和７）		2026（令和８）
		計画	実績	計画	実績	計画
訪問系サービス						
居宅介護	人／月	16,908	17,330	17,990	18,915	19,142
	時間／月	350,504	428,788	358,215	495,626	366,096
重度訪問介護	人／月	1,897	1,742	1,897	1,717	1,897
	時間／月	277,766	280,433	282,488	288,425	287,290
同行援護	人／月	1,369	1,374	1,383	1,389	1,397
	時間／月	34,584	36,318	34,929	37,474	35,278
行動援護	人／月	655	739	749	1,116	855
	時間／月	13,825	17,156	15,802	26,567	18,061
日中活動系サービス及び短期入所						
生活介護	人／月	7,152	7,242	7,288	7,362	7,427
	日／月	130,666	130,658	133,154	133,892	135,696
自立訓練（機能訓練）	人／月	186	155	224	158	271
	日／月	1,956	1,724	2,368	1,727	2,863
自立訓練（生活訓練）	人／月	514	486	570	565	632
	日／月	8,317	7,483	9,179	8,189	10,142
就労定着支援	人／月	―	―	480	5	480
就労移行支援	人／月	1,508	1,578	1,522	1,709	1,536
	日／月	24,627	26,597	24,856	29,043	25,087
就労継続支援Ａ型	人／月	4,416	3,862	4,889	3,975	5,412
	日／月	79,907	71,586	88,464	73,714	97,938
就労継続支援Ｂ型	人／月	13,797	14,784	16,460	19,539	19,637
	日／月	234,693	279,948	279,997	380,544	334,047
就労定着支援	人／月	598	519	705	579	832
療養介護	人／月	325	307	328	307	331

サービスの種類		単位	2024（令和６）		2025（令和７）		2026（令和８）
			計画	実績	計画	実績	計画
	短期入所	人／月	1,321	1,549	1,379	1,817	1,440
		日／月	10,573	13,963	11,043	17,850	11,534
居住系サービス							
	自立生活援助	人／月	12	12	13	32	13
	共同生活援助	人／月	4,907	5,537	5,496	6,506	6,156
	施設入所支援	人／月	1,229	1,189	1,213	1,188	1,197
指定相談支援							
	計画相談支援	人／月	12,174	13,740	13,095	15,351	14,016
	地域移行支援	人／月	35	10	35	12	35
	地域定着支援	人／月	823	1,170	862	1,314	901
障がい児支援							
	児童発達支援	人／月	6,132	6,165	7,036	6,557	8,074
		日／月	77,537	76,842	90,976	83,853	106,745
	放課後等デイサービス	人／月	11,646	11,543	13,272	12,880	15,125
		日／月	151,764	145,417	173,328	163,663	197,956
	保育所等訪問支援	人／月	1,427	1,312	1,921	1,624	2,587
		回／月	2,149	1,973	2,910	2,425	3,941
	居宅訪問型児童発達支援	人／月	5	4	5	2	5
		日／月	13	11	13	8	13
	障がい児相談支援	人／月	3,932	3,694	4,761	4,348	5,764

（３）地域生活支援事業の見込量と進捗状況

サービスの種類		単位	2024（令和６）		2025（令和７）		2026（令和８）
			計画	実績	計画	実績	計画
相談支援事業							
	相談支援事業	か所	24	24	24	24	24
	住宅入居等支援事業	か所	33	33	33	33	33

サービスの種類	単位	2024（令和６）		2025（令和７）		2026（令和８）
		計画	実績	計画	実績	計画
成年後見制度利用支援事業	か所	24	24	24	24	24
	実利用者	285	284	298	323	311
成年後見制度法人後見支援事業	か所	1	1	1	1	1
地域自立支援協議会	か所	25	25	25	25	25
発達障がい者支援センター運営事業	か所	1	1	1	1	1
	実利用者	846	718	846	643	846
障がい児等療育支援事業	か所	14	13	14	13	14
日常生活用具給付事業	件数	67,758	65,770	68,790	68,845	69,822
移動支援事業	人／月	6,117	5,680	6,200	5,671	6,287
	時間／月	139,661	140,085	141,582	142,941	143,553
地域活動支援センター						
生活支援型	か所	9	9	9	9	9
活動支援Ａ型	か所	32	31	32	27	32
活動支援Ｂ型	か所	4	4	4	4	4
手話奉仕員養成事業	応募者	699	661	699	618	699
手話通訳者派遣	件数	4,627	4,641	4,675	5,022	4,723
	時間	5,632	5,573	5,680	5,922	5,729
要約筆記者派遣	件数	221	255	221	214	221
	時間	744	743	744	630	744
盲ろう者通訳・介助者派遣事業	件数	6,350	6,882	6,425	7,049	6,500
	時間	25,400	22,249	25,700	23,275	26,000
訪問入浴サービス事業	件／年	16,011	16,990	16,011	16,079	16,011
日中一時支援事業	人／月	77	51	77	64	77
	日／月	427	306	427	384	427

３　大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定の経過

2026（令和 8）年 2 月 18 日	大阪市障がい者施策推進協議会　障がい者計画策定・推進部会 ・　令和７年度大阪市障がい者等基礎調査の状況について ・　次期障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定及び障がい者支援計画の中間見直しについて
2026（令和 8）年 3 月 24 日	大阪市障がい者施策推進協議会 ・　令和７年度大阪市障がい者等基礎調査の結果について ・　大阪市障がい者支援計画の中間見直し及び次期障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定について
2026（令和 8）年 5 月 22 日	第１回合同ワーキング会議 ・　次期計画「第１部　総論」 ・　次期計画「第２部　障がい者支援計画」
2026（令和 8）年 6 月 26 日	第２回合同ワーキング会議 ・　次期計画「第１部　総論」 ・　次期計画「第２部　障がい者支援計画」
2026（令和 8）年 7 月 30 日	第３回合同ワーキング会議 ・　次期計画「第３部 障がい福祉計画・障がい児福祉計画」

４　用語の説明

あいサポート運動

様々な障がいの特性を理解し、障がいのある人に温かく接するとともに、障がいのある人が困っているときに「ちょっとした手助け」を行うことにより、誰もが暮らしやすい地域社会をつくっていく運動。

ＩＣＴ

Information and Communication Technology の略。コンピューターやインターネットなどの情報通信技術のこと。

アセスメント

障がいのある人や家族の主訴を聞きながら、希望する生活を実現するために本当に必要なものは何なのかを明らかにしていくプロセスのこと。

一次救急医療体制

休日・夜間に、外来診療で対応可能な精神疾患をもつ患者のための救急診療体制。

インクルーシブな社会

インクルーシブは「含んだ、いっさいを入れた、包括的な」の意味。インクルーシブな社会とは、障がいの有無にかかわらず、すべての人が分け隔てられることなく、ありのまま受入れられる社会のこと。

インクルーシブ・エデュケーション

障がいの有無にかかわらず、すべてのこどもが共に学ぶ教育のこと。この教育の推進にあたっては、一人ひとりの児童生徒が、それぞれのニーズに応じて適切な指導を受けられるようにする必要があると考えられている。

院内寛解・寛解

日本精神病院協会調査の在院患者分類基準。

院内寛解

① 院内の保護的環境においては、日常生活には問題はないが、一般社会においては不適応、症状増悪、再燃を起こし易いもの。
② 社会技能訓練等の包括的なリハビリテーション・プログラムにより、或る程度の自立性が期待できるもの。

寛解

① 寛解状態にあるが、家族の受け入れ困難や生活の場の確保が困難などの社会的要因により退院できないでいるもの。
② 最小限の服薬は続けているが、社会生活上の支障は認められず、自立して生活できると予測されるもの。

エンパワメント

個人が潜在的に持っている力を発揮し、社会環境に働きかけるなどして自らの進路選択や自己主張を行う自己肯定的で主体的な行為のこと。

矯正施設

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院のこと。「障害者総合支援法」に基づく地域移行支援の対象となっている。

強度行動障がい

知的障がいのある人等で、強いこだわりや、著しい多動、自傷など生活環境に対する不適応行動を示し、日常生活に困難が生じている状態のこと。本人の素質と人間関係のあり方など環境との関係においてもたらされた状態である。

ケアマネジメント

生活ニーズに基づいたケア計画にそって、様々なサービスを一体的・総合的に提供する支援方法。利用者の意向を尊重し、地域生活を支援することに重点をおいている。

高次脳機能障がい

交通事故等による外傷性脳損傷、脳血管障がい等により、その後遺症等として生じた記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がいなどの認知障がい等を指し、一見してその症状を障がいに由来するものと認識されないこともあるなど、十分な理解が得られずに適切な対応がされないことも多かったため、国は、モデル事業により標準的な診断基準や訓練プログラム等を作成するとともに、支援ネットワークづくりなどを行った。2006（平成 18） 年 10 月からは、大阪府などに高次脳機能障がい支援拠点機関を置くとともに、障がい者手帳の交付を受けていなくても、障害者総合支援法による障がい福祉サービス等の支給決定が受けられるようになっている。

交通バリアフリー法

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」の略称。公共交通機関の旅客施設・車両等のバリアフリー化を促進すること及び旅客施設を中心とした一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づき、移動の円滑化を重点的かつ一体的に推進することを内容としている。なお、2006（平成 18）年 12 月に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」と統合し、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」が施行された。

合理的配慮の提供

障がいのある人から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応を行うこと。

小児慢性特定疾病

児童又は児童以外の満 20 歳に満たない者が当該疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とし、及びその生命に危険が及ぶおそれがあるものであって、療養のために多額の費用を要するものとして厚生労働大臣が社会保障審議会の意見を聴いて定める疾病。

ジョブコーチ

障がいのある人の企業実習に付き添って、職場環境を調整しながら、仕事の手順や通勤などを指導する援助者のこと。

精神科救急医療体制

休日・夜間において緊急な精神科医療を提供する診療体制。

成年後見制度

知的障がい、精神障がい等で判断能力が不十分な人に対し、法的に権限が与えられた後見人等が、本人の意思を確認しながら、生活状況や身体状況等も考慮し、福祉サービスの利用契約や適切な財産管理等を行うことで、その人の生活を支援する制度のこと。

セルフ・アドボカシー

アドボカシーとは障がいのある人などの権利擁護やニーズ表明を支援し代弁すること。セルフ・アドボカシーとは障がいのある人本人が自らの権利やニーズを表明すること。

電話リレーサービス

きこえない・きこえにくい人ときこえる人を、オペレーターが“手話や文字”と“音声”を通訳することにより、電話で即時双方向につなぐサービスのこと。

特別支援学校

障がいの重複が進む中、これまでの盲・ろう・養護学校から複数の障がいに対応した教育が行えるようにした学校制度。学校教育法の改正により、2007（平成 19）年４ 月から実施されたが、これまでのように特定の障がいに対応した学校を設けることも可能であり、具体的にいかなる障がいに対応した学校にするかについては、学校設置者が判断することになる。

特別支援教育

障がいのある幼児及び児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児及び児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために行う教育的な指導及び支援。教育的支援の対象としてきた障がい種別に加え、ＬＤ（学習障がい） 、ＡＤＨＤ（注意欠陥多動性障がい)、高機能自閉症等が加えられた。

NET119

聴覚や発話に障がいのある人のための緊急通報システムのこと。スマートフォン、携帯電話のインターネット接続機能を利用して､簡単な操作で素早く 119 番通報することができる。

ノーマライゼーション

障がいのある人が住み慣れた地域で障がいのない人と同じように生活し活動できる社会を当たり前（ノーマル）の社会とする理念。

ピアカウンセリング

自立生活などの体験を有し、カウンセリング技術を身につけた障がいのある人が自らの体験に基づいて、同じ仲間（ピア）である他の障がいのある人の相談に応じ、問題の解決能力を身につけるよう援助する活動のこと。

ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう作成されたマークのこと。

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っているこどもたちのこと。こどもとしての時間を引き換えに、家事や家族の世話などに時間を費やすことで、友達と遊ぶことや勉強することができなかったり、学校に行けなかったり、遅刻するなど、こどもらしく過ごせていない可能性がある。

ライフステージ

人の一生における乳幼児期、学齢期、成人期などのそれぞれの段階のこと。

リハビリテーション

障がいのある人の全人的復権をめざす理念であり、それを実現する医学、職業、教育、社会リハビリテーションといった専門的な解決方法をいう。それぞれが個別に機能するのではなく、人の「暮らし」を見据えた総合的なリハビリテーションの推進が重要。